

# 高等学校教育の振興に関する懇談会(第4回)の配付資料を追加しました

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/201/siryu/mext\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/201/siryu/mext_00004.html)

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

調査研究協力者会議等（初等中等教育）

>

高等学校教育の振興に関する懇談会

> 高等学校教育の振興に関する懇談会(第4回)配付資料

高等学校教育の振興に関する懇談会(第4回)配付資料

1．日時

令和8年5月21日（木曜日）14時00分～16時00分

2．場所

WEB会議にて開催

3．議題

高等教育改革について

通信制高校について

高等学校入学者選抜について

4．配付資料

議事次第 (PDF:41KB)

【資料1】通信制高校について (PDF:2.7MB)

【資料2】高等学校入学者選抜について (PDF:1.3MB)

【資料3】校教育改 促進基 について (PDF:2.0MB)

岩本委員提出資料 (PDF:854KB)

お問合せ先

初等中等教育局高等学校振興課

電話番号：03-6734-4853

メールアドレス：koukou@mext.go.jp

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

## 高等学校教育の振興に関する懇談会（第4回）

### 議事次第

1. 日時 令和8年5月21日（木）14：00～16：00

2. 場所 WEB会議

3. 議題

（1）通信制高校について

（2）高等学校入学者選抜について

（3）その他

4. 配付資料

資料1 通信制高校について

資料2 高等学校入学者選抜について

資料3 高校教育改革促進基金について

岩本委員提出資料

# 通信制高校について (通信制課程の教育課程)

# 前回（3月25日）の議論の概要

## 前回の議論の概要

### (通信制課程のあり方、通信制高校の機能について)

- 通信制課程にのみ適用される教育課程の特例について、高校の共通性を担保できるのかという観点から検討が必要ではないか。
- 通信制課程を高校教育の例外ではなく中核的なモデルとして捉え直すことも必要ではないか。
- 教育の量だけでなく質の面をどう保障するのかも重要。個別最適な学習計画を作成し評価することも重要ではないか。
- 通信制高校が制度設計された当初とオンラインの同時双方向でのやりとりが可能となった現在とでは、対面での面接指導や添削指導などの意味が変わってきていることを前提として、現代に求められる「質」を定義し、新しい通信制高校の制度設計を考えるべきではないか。
- 学力をつける、仲間や教師など人と学ぶ、社会との接続などの機能を果たすことが必要。
- 通信制高校の生徒が自学自習する自立した学習者から、学校の教育福祉的機能などがより重要な生徒に変わる中で共通性の確保をどうしていくかが重要。
- 通信制課程の教育課程の特例として示されている内容は下限、最低限の基準という考え方のもと、全日制・定時制と学習の量及び質は同等となるよう、生徒の実態に応じて教育課程を編成することが必要。
- 現在通信制に通う生徒たちは、従来の学校とは違う学びを求めている、だからこそ生徒数が増加しているという状況がある。現状を変えることありきではなく、未来がどうなっていくからという視点で捉える必要があると考える。
- 通信制課程に通う生徒像は変わっても、根本的には自学自習という大きな土台がある。学校以外の時間を、自学・自習や、アルバイト、NPO活動などに使っている生徒たちもいる。そうした前提は共通理解としておきたい。
- 多様な背景を持つ生徒の学び直しの場合、社会につなぎ直す場として機能する側面を考慮すると支援職の配置も必要ではないか。

### (広域通信制高校について)

- 広域通信制高校について、一つの学校で何万となるような収容定員の設定や、連携協力施設が置かれている県の指導監督権に限界があるなど懸念の声がある。
- 広域通信制については、認可する自治体だけでは手に負えないので、国レベルでの関与も必要ではないか。

# 前回の議論の概要

## (各教科等の個別の論点について)

- 「総合的な探究の時間」は現在の添削指導で足りるものではない。学びの途中で、対話による気づきや新たな課題の発見などにより探究を深めるなどの学習過程を想定すると、添削指導もオンラインを導入したり、ピアレビューを入れた入り、フィードバックすることも考えられるので言葉も含めて考えていく時期ではないか。
- 「特別活動」や「総合的な探究の時間」は通信制高校でもいろいろな方法でしっかりやるべき。他方で困難を抱えている生徒には「特別活動」「総合的な探究の時間」自体を免除することも考えてよいのではないか。
- 「総合的な探究の時間」の面接指導や添削指導が1単位につき1回というのは本来の目的を果たし得ない。「伴走支援」のような枠組みも必要ではないか。
- 「特別活動」は協働性や社会性を育む重要な時間であり、「総合的な探究の時間」と同様にメディア減免の対象から除外し、オンラインや同時双方向などの方法も活用すべき。

## (メディア利用による面接指導の減免措置について)

- 例外的な規定である「10分の8減免」を広告に使うのは需要側の誤認を招くおそれがあり規制できないか。
- メディア減免という特例自体が必要か検討してもよいのではないか。少なくとも10分の6や10分の8などは10分の2などに抜本的に見直してはどうか。
- メディア減免が必要な特別な事情がある場合には「個別の計画」をつくるなど、必要な生徒のみが使える精緻な仕組みにしてはどうか。
- 複数のメディアを利用した面接指導等の10分の8減免措置を精緻に適用するということについて、現行のガイドラインにおいても「特別な事情」は明記されている。ルールを守ってもらうことこそが必要ではないか。

## (次期学習指導要領における単位制の柔軟化との関係)

- 新しい学習指導要領で単位を細分化する議論では、0.5回とか0.5単位時間では教育効果は期待できないので、計算上は切り上げる必要がある。

## (その他)

- 卒業後に社会と接続していったかもフォローしていくことも必要ではないか。
- 通信制課程の需要側へのアンケートなど実態を把握することも必要ではないか。
- 高等学校通信教育規程の「通信教育の方法」の記載ぶりについて、様々な教育方法が発達している中で見直しが必要ではないか。

# 次期学習指導要領（通信制課程）の検討の方向性

# 各論点案についての検討の方向性（案）

## 1. 基本的な考え方

- 通信制課程は、勤労青年に高校教育の機会を提供することを目的として制度化されたものであるが、通信制高校に在籍する生徒の就業者の割合が大きく減少する一方で、不登校経験を有する生徒など多様な背景を有する生徒が多く在籍し、一層きめ細やかで丁寧な指導・支援が必要となる状況。
- 次期学習指導要領の検討に当たっては、通信制高校に在籍する多様な生徒の特性に十分配慮しつつ、生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、豊かな人生を送ることができるようにする観点から見直しが必要。
- また、併せて、現在の情報通信技術の進展を踏まえ、これらの技術を活用した通信制課程における教育の内容及び方法の改善についても検討が必要。

### 通信制高校を取り巻く状況

- ・ 勤労青年だけでなく、不登校経験を有する生徒や特別な支援を必要とする生徒など、**多様な背景を有する生徒**が多く在籍。
- ・ 個性に応じて多様な可能性を伸ばす「**多様性への対応**」を図りつつ、自立した学習者として社会で生きていくために広く必要となる資質・能力を身につけられるよう「**共通性の確保**」が必要。
- ・ 通信制課程における教育内容・方法についても、現在の**情報通信技術の進展を踏まえたアップデート**が必要。



依然として、**不適切な学校運営や教育活動**が指摘される通信制高校も一部に存在。

### 通信制課程の教育課程の見直し

- ・ 通信制課程の**学習過程と評価の明確化・可視化**
- ・ 「**総合的な探究の時間**」「**特別活動**」の**充実**により、他者との協働や人間関係形成を重視
- ・ **オンラインやデジタルの強みを生かした指導の工夫**
- ・ **多様なメディアを利用した指導の見直し** など



### 教育の質を確保・向上するその他の取組

- ・ 各学校による**通信教育実施計画の作成・公表の徹底**による学習過程の可視化
- ・ 国や所轄庁による**通信制高校への点検調査**の実施

通信制高校の教育の質の確保・向上

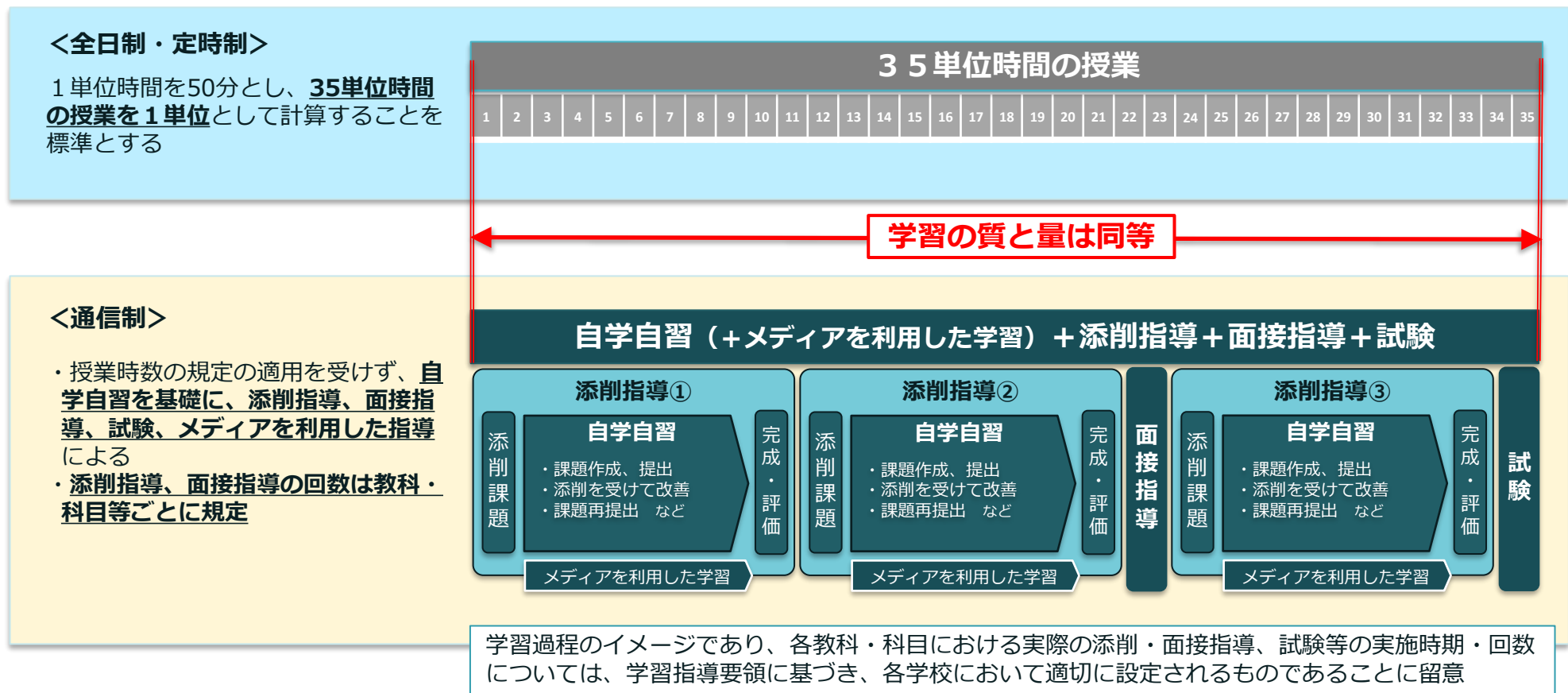
# 各論点案についての検討の方向性（案）

## 2. 通信制課程における学習の質と量について

### （通信制課程における学習）

- 通信制課程における教育は、添削指導や面接指導などにより行われるが、全日制・定時制課程と同等の学習が求められることを踏まえれば、通信制課程における1単位分の「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習は、35単位時間の授業等に相当する十分な質と量を確保する必要がある。
- 他方、これまで文部科学省と所轄庁が共同で実施した広域通信制高校を対象とした点検調査では、一部に学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していたり、内容が高等学校教育としてふさわしくないものだったりするなど、不適切な教育活動の事例も明らかになっている。

【全日制・定時制と通信制における単位あたりの学習イメージ（国語の指導回数等での例）】



# 各論点案についての検討の方向性（案）

## （通信制課程の学習過程と評価の明確化・可視化）

- 通信制課程では生徒の日常的な学習が学校外で行われることが多く、全日制・定時制課程における授業のように対面で生徒の個々の学習の状況を把握し、指導する機会は限られており、「添削指導」「面接指導」「試験」を効果的に実施しながら、生徒の学習状況を把握し、その成果を適切に評価することが重要となる。
- これらの通信制課程ならでの学習過程について全日制・定時制課程との関係を整理するとともに、各学校が実施する教育内容をわかりやすい形で可視化できるよう、以下のような対応を進めてはどうか。

### ① 学習指導要領に関連した対応

- 通信制課程の学習量は全日制・定時制の課程の学習量に相当するものであることを学習指導要領上も明確に示してはどうか。

（例えば、現行学習指導要領における1単位の認定に当たっては、35単位時間の授業に相当する「自学自習」「添削指導」「面接指導」等による学習が必要であることなど）

### ② 通信教育実施計画に関連した対応

- 評価を適切に実施するために必要となる基準等については、各学校において定める「通信教育実施計画」（※）に記載し、あらかじめ生徒に明示することとされているものの、同計画の作成状況や、記載されている内容は学校ごとに異なっており、基準としての具体性に欠けるものも少なくない。

#### ※ 通信教育実施計画

通信制の課程を置く高等学校の校長は、①「科目等の名称及び目標」、②「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」、③「学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準」を記載した計画（通信教育実施計画）を作成し、生徒に対してあらかじめ明示することとされている。（高等学校通信教育規程第4条の3）

- 通信制課程における学習の質と量を確保し、また、生徒が見通しを持って学習に取り組めるようにする観点からも、通信教育実施計画におけるこれらの学習評価や単位認定の基準等がより具体的な記載となるよう文部科学省において記載方法や学習の量的な目安についての考え方を示すとともに、各学校において同計画を適切に公表するよう徹底すべきではないか。
- あわせて、学習量だけでなく、各教科・科目等において育成することを目指す資質・能力に応じた適切な学習課題の設定や、評価の仕組みなど、学習の質の向上についても、引き続き検討が必要ではないか。

# 各論点案についての検討の方向性（案）

## 3. 添削指導・面接指導について

### （添削指導、面接指導の回数等）

- 添削指導、面接指導は通信制課程における教育の基幹的な部分であり、教科・科目等ごとに必要な回数等は学習指導要領において定められている。現在、中央教育審議会において次期学習指導要領に向けた議論が進められており、学習指導要領の構造化や必要に応じた学習内容の精選、教科書の分量の精選を図る方向性が示されている。
- これらを踏まえれば、現行学習指導要領で定める添削指導、面接指導の回数等を一律に変更・拡充するのではなく、指導に必要な回数が担保されるよう取り扱いを明確に示すことが適当ではないか。  
具体的には、学習指導要領で示される回数や時間数はあくまで最低限確保されるべき基準であり、各学校において、学習活動に応じて適切な回数・時間数を定める必要があることや、添削指導や面接指導において生徒の学習状況に応じた適切な指導を行う必要がある旨を学習指導要領解説においてわかりやすく示す必要があるのではないか。
- また、通信制課程における総合的な探究の時間や特別活動を充実させる観点から以下の通り検討してはどうか。

#### ① 総合的な探究の時間

- 総合的な探究の時間では、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする学習活動を重視しており、通信制課程における面接指導においても減免することを認めていない。

加えて、「総合的な探究の時間」は、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などを取り入れながら、創意工夫を生かして特色ある教育活動を行うものであり、各校における指導においても、これらの特性を踏まえた上で、適切な添削指導、面接指導を設定する必要があるため、通信制課程においても指導を充実させるべきとの指摘もある。

- このため、総合的な探究の時間の指導を充実させる観点から、添削指導、面接指導の回数等を倍増させる方向で検討し、例えば1新単位※当たり添削指導1回以上、面接指導1コマ以上と整理してはどうか。（現行1単位当たり添削指導2回、面接指導2コマに相当）

※ 現行1単位を2新単位に細分化し、17コマの授業をで1新単位とする議論が中教審総則・評価部会においてなされている。（→詳細は10ページ「単位制の柔軟化との関係」）

#### ② 特別活動

- 通信制課程における特別活動については、卒業までに必要とされる時間数が全日制・定時制に比べて3分の1程度とされており、学校行事を含めると、十分なホームルーム活動の十分な時間が確保されない可能性がある。

特に、通信制高校に在籍する生徒像が変容し、多様な背景を有する生徒の占める割合が多い現状を踏まえれば、学校において生徒が人間関係を築きながら社会性を育み、自分の良さや可能性を認識し、多様な人々と協働する機会を充実させることが特に重要であり、特別活動などにおける対面での指導や、生徒同士の交流が大きな役割を果たすものと考えられる。

- 通信制課程における特別活動が果たしている役割を改めて確認し、生徒の実情に応じた充実を図る必要があるのではないか。このため、例えば、特別活動について、ホームルーム活動を中心に指導を充実させることとし、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（→詳細は○ページ：「4. メディア利用による面接指導の減免措置について」）

# 各論点案についての検討の方向性（案）

## （情報通信技術の進展を踏まえた指導）

- 添削指導、面接指導については、学習指導要領解説において、その趣旨や留意事項等を示しているところであるが、現在の情報通信技術の進展の状況等も踏まえて、以下のとおり内容の見直しを検討すべきではないか。
  - ① 添削指導について、添削課題の提出とフィードバックが適時のタイミングで行えるオンラインシステムを活用することにより、課題に取り組む生徒を継続的に支援し学習効果を高めたり、生徒のつまづきをリアルタイムのオンライン指導でフォローアップすることにより学習の定着度を高めたりするなど多様な形態の指導も考えられ、こうしたオンラインやデジタルの強みを生かした工夫について、学習指導要領解説に記載してはどうか。
  - ② 面接指導について、年間指導計画に基づき、それまでの添削指導を通して明らかとなった個々の生徒の持つ学習上の課題について十分考慮し、その後の自宅学習への示唆を与える重要な機会であり、個別指導を重視して一人一人の生徒の実態を十分に把握して行うものであることを踏まえ、対面で実施することを基本としている。こうした対面での指導は十分に確保した上で、同時双方向のオンラインによる指導の可能性等についても検討する必要があるのではないか。

## 4. メディア利用による面接指導の減免措置について

- ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合、各教科・科目の面接指導等の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができ、また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる。（いわゆる「メディア減免」）
- メディア減免は、メディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、生徒が視聴し、報告課題の作成等により、十分な成果が認められる場合に限られるものであり、利用するメディアは高等学校教育としてふさわしいものを選択する必要がある。また、面接指導は、対面による指導の時間が限られる通信制課程において、生徒が教員から直接指導を受けたり、他の生徒と議論や協力をしながら学習に取り組んだり、実験・実習等を行ったりする機会であり、大変重要な役割を果たしている。安易かつ一律にメディア減免を行うことにより本来行われるべき学習の質と量を低下させることがないよう十分に留意する必要がある。
- また、10分の8以内の時間数を免除することができるのは「特に必要がある場合」であることについて、この規定を適用することができる要件を一層厳格にすべきとの指摘もある。
- こらを踏まえ、メディア減免について、以下のとおり見直しを検討すべきではないか。

### ① メディア減免についての要件の明確化

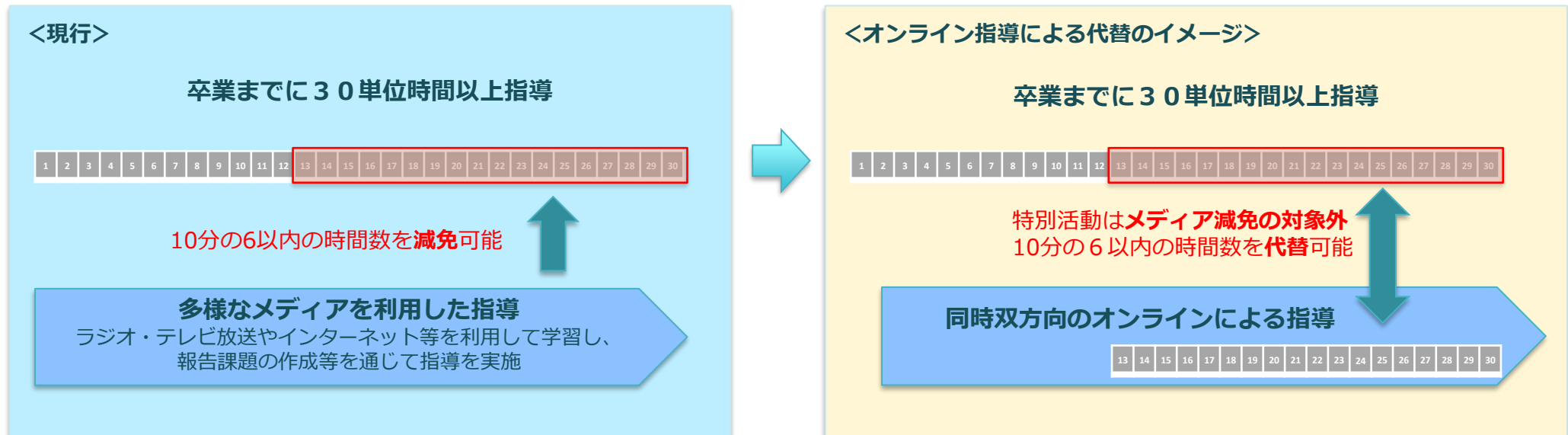
- このため、各学校においてメディア減免を行う場合には、例えば、「通信教育実施計画」にその内容（面接指導・添削指導の計画、使用する教材、視聴するメディア、視聴課題、減免する割合、評価基準等）を明示して公表することを求めてはどうか。
- また、各教科・科目の面接指導の時間数を10分の8以内の時間数免除することについて、例えば、学校が生徒の個別の状況に応じて「個別の通信教育実施計画（仮）」を作成する場合に限定することも検討する必要があるのではないか。

# 各論点案についての検討の方向性（案）

## ② 特別活動のメディア減免について

- 「特別活動」については、生徒が人間関係を築きながら社会性を身につけるために他者との相互作用的なコミュニケーションが重要であることから、「総合的な探究の時間」と同様に、現在は認められているメディア利用による面接指導の減免措置について、今後は対象とはしないこととした上で、面接指導の時間数のうち、10分の6以内の時間数については同時双方向のオンラインによる指導で「代替」できるようにしてはどうか。（再掲）
- なお、多様な生徒の実態に配慮する必要があることから、「特に必要がある場合」に10分の8以内の時間数を免除することができる規定については引き続き特別活動についても適用することとしてはどうか。

### 【特別活動におけるメディアの利用について】



# 各論点案についての検討の方向性（案）

## 5. 単位制の柔軟化との関係

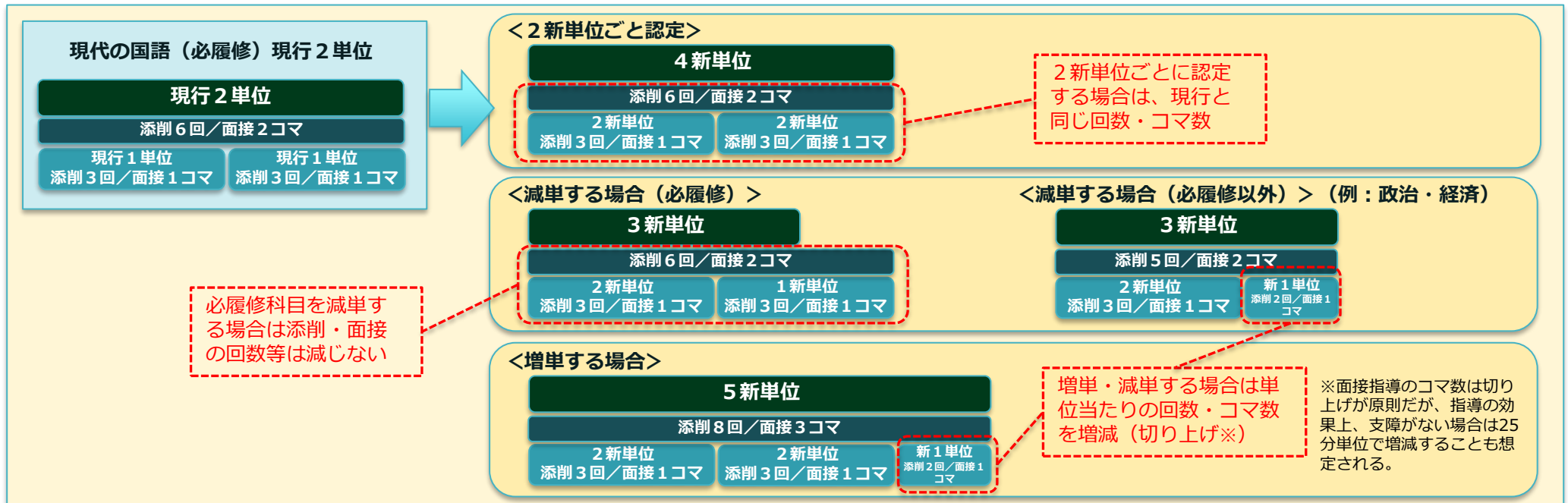
- 中央教育審議会の教育課程部会総則・評価特別部会において、1単位を細分化（卒業に必要な単位は74単位から148単位）し、50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準とする案が示されたことを踏まえ、通信制課程における添削指導の回数、面接指導の単位時間について、新単位における考え方を整理する必要がある。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○単位、細分化された新たな単位計算によるものを○新単位と記載。

### （新単位1単位当たりの添削指導、面接指導について）

- 多くの学校においては2新単位ごとに単位を認定することが想定され、この場合の回数・時間数は現行と同様と考えられる。
- その上で、減単や増単などにより、計算上、「1新単位」当たりの添削指導・面接指導の回数・時間数に「0.5」や「1.5」など端数が生じる場合については、必要な指導を行う観点から、基本的に切り上げる考え方とすべきではないか。
- 一方、面接指導については、25分単位での増減も計算上は可能であり、各学校が増単・減単する場合に、指導の効果上、支障がないと認められる場合には25分単位で増減することも想定される。
- なお、上記の考え方により、1新単位ごとの柔軟な単位認定が可能となるが、高等学校のすべての生徒に履修させる**必修教科・科目**については、高等学校の「**共通性の確保**」の観点から、仮に減単した場合でも、本来の単位に必要な添削指導、面接指導の回数・時間数を確保する必要があるのではないかと。

### 【上記の考え方による添削指導の回数、面接指導のコマ数の例】



# 參考資料

# 令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

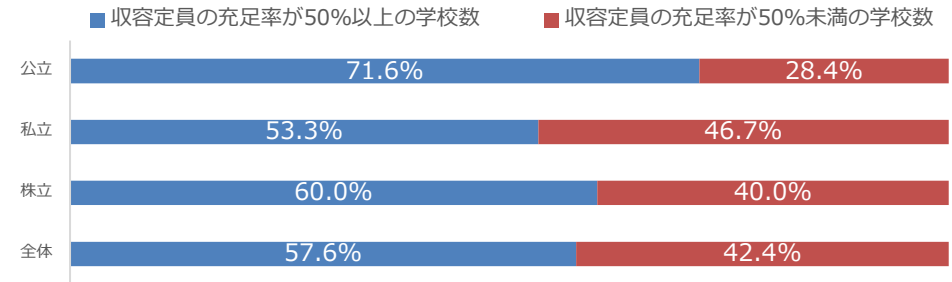
## ▼ 設置形態

- 公立・私立・株立の別について、私立が最も多く、70.3%を占めている。
- 広域・狭域の別について、広域は41.2%、狭域は58.8%となっている。  
なお、**私立は広域が51.1%、株立は広域が100%**となっている。

	広域	狭域	合計（学校数）
公立	2（2.5%）	79（97.5%）	81
私立	116（51.1%）	111（48.9%）	227
株立	15（100%）	0（0%）	15
全体	133（41.2%）	190（58.8%）	323

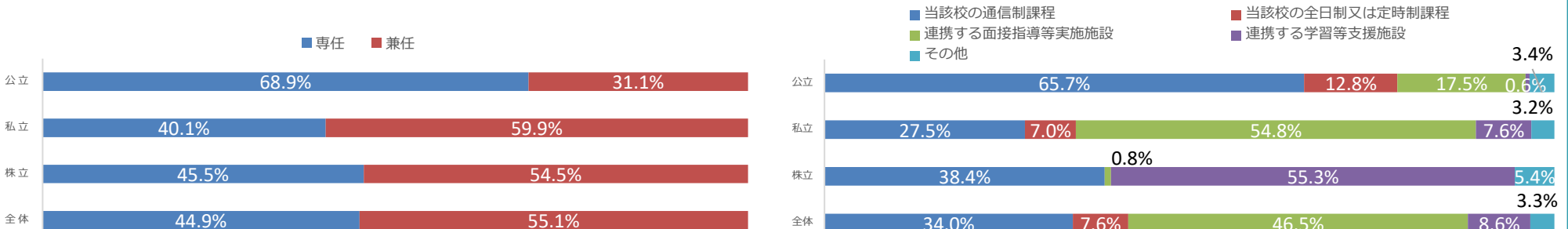
## ▼ 収容定員数・在籍生徒数

- 収容定員の充足率について、**充足率が50%以上の学校は57.6%、充足率が50%未満の学校は42.4%**となっている。
- 収容定員数について、**5,000人以上と定めている学校が24校あり、公立は1校、私立は21校、株立は2校**となっている。
- 在籍生徒数について、**5,000人以上在籍生徒がいる学校が10校あり、私立は9校、株立は1校**となっている。



## ▼ 教諭等・講師及び助教諭、スクールカウンセラーの状況

- 教諭等・講師及び助教諭の専任・兼任の別について、辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている**専任の者は44.9%**、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる**兼任の者は55.1%**となっている。専任の割合が、**公立は68.9%**、私立は**40.1%**、株立は**45.5%**となっており、公立に比べ、**私立・株立は専任の割合が少ない**。
- 教諭等・講師及び助教諭の主な勤務場所の別について、**公立は当該校の通信制課程で勤務する者が最も割合が大きく、私立は連携する面接指導等実施施設で勤務する者、株立は連携する学習等支援施設で勤務する者が最も割合が大きくなっている**。
- スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校について、**公立は98.8%、私立は79.7%、株立は80%**が体制を整えていると回答しており、公立に比べ、私立・株立は体制を整えている学校の割合が少ない。

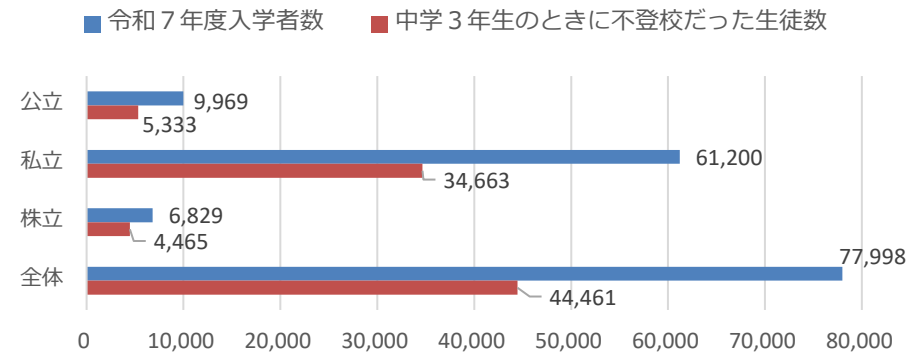


# 令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

## ▼ 生徒の状況等

- **令和7年度入学者数のうち中学3年生のときに不登校だった生徒は44,461人、割合は57%となっている。**
- **令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数は8,097人、割合は2.6%となっている。**



## ▼ 通信教育の状況

- 特別活動以外の大半の教科・科目で、**多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校は、全体の70%～80%**であった。

## ▼ スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

- 「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（いわゆる「**グラデュエーション・ポリシー**」）、「教育課程の編成及び実施に関する方針」（いわゆる「**カリキュラム・ポリシー**」）、「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「**アドミッション・ポリシー**」）の三つの方針（スクール・ポリシー）について、策定していない学校は、全体の**12%程度**、策定しているが公表していない学校は**15%程度**となっている。

## ▼ 自己評価の実施・公表・報告状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 学校教育法施行規則第104条第1項において準用される規則第66条により規定する、**自己評価を実施していない学校（本校）が41校（13.9%）、自己評価を実施しているが公表していない学校（本校）が64校（25.3%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない学校（本校）が15校（5.9%）**あった。
- 通信教育連携協力施設についても、高等学校通信教育規程第13条に基づき、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について、本校が学校評価を実施し、その結果を公表、設置者に報告する必要があるが、**本校が自己評価を実施していない施設が2,398施設（58%）、自己評価を実施しているが公表していない施設が356施設（20.5%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない施設が53施設（3%）**あった。

## ▼ 情報公開の状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる情報の公表を行っていない学校（本校）や通信教育連携協力施設が多くあった。**特に、第4号の教員及び職員の数その他教職員組織に関すること、第5号の入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること、第6号の通信教育実施計画に関することについて、公表している割合が低い傾向**にあった。

# 令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果（速報版）について

令和8年4月21日

初等中等教育局高等学校振興課

## (1) 調査方法

書面（アンケート）による調査

## (2) 調査対象

通信制課程を置く高等学校323校

※令和7年5月1日現在の学校数（休校中や生徒募集停止中により令和7年5月1日に在籍生徒がない学校等を除く。）

## (3) 実施時期

令和7年7月～8月

※調査結果の内容は、調査において各調査対象から報告された内容による。

## (4) 調査時点

令和7年5月1日現在

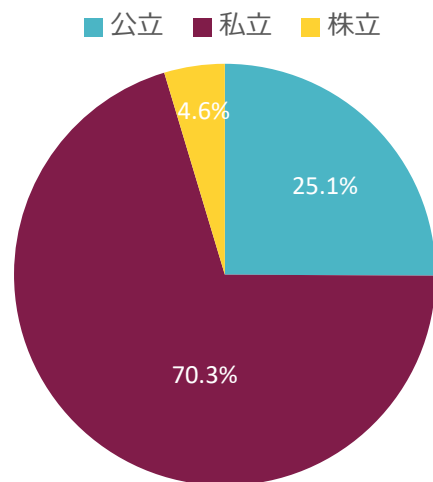
1. <u>設置形態</u> .....	P 4
2. <u>収容定員数・在籍生徒数</u> .....	P 7
3. <u>教諭等・講師及び助教諭の状況</u> .....	P 9
4. <u>スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況</u>	P16
5. <u>通学頻度別コースの開設状況及び生徒数</u> .....	P18
6. <u>部活動のための寮がある学校数等</u> .....	P23
7. <u>入学者選抜の方法</u> .....	P24

# 目次

8.	<u>生徒の状況等</u> .....	P25
9.	<u>通信教育の状況</u> .....	P31
10.	<u>通信教育連携協力施設の状況</u> .....	P51
11.	<u>スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）</u> .....	P54
12.	<u>自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）</u> .....	P55
13.	<u>情報公開の状況（本校）</u> .....	P57
14.	<u>自己評価及び学校関係者評価の実施状況等（通信教育連携協力施設）</u> .....	P60
15.	<u>情報公開の状況（通信教育連携協力施設）</u> .....	P62

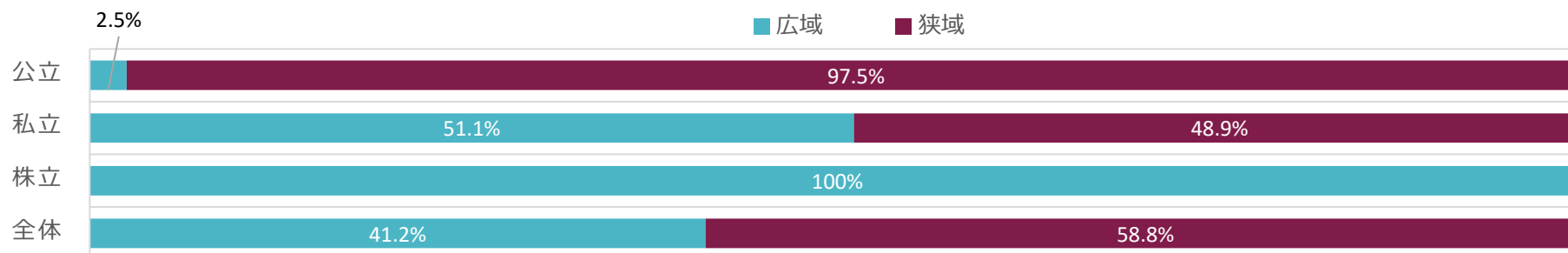
# 1. 設置形態

## ① 公立・私立・株式会社立の別



公立	私立	株立	合計 (学校数)
81	227	15	323

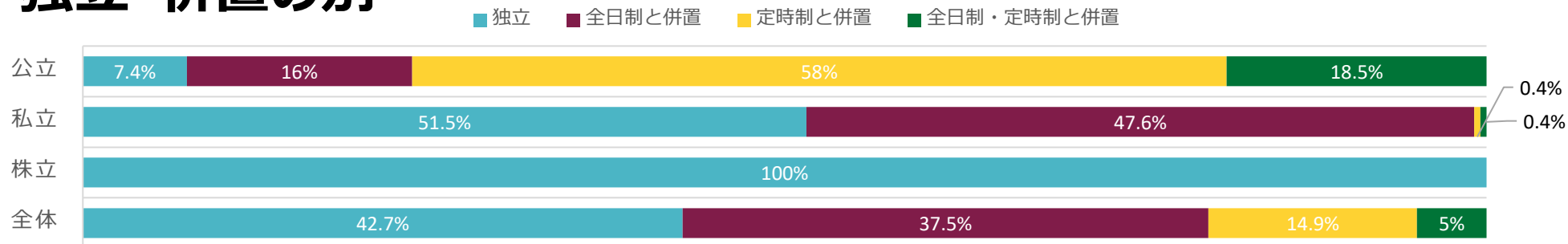
## ② 広域・狭域の別



	広域	狭域	合計 (学校数)
公立	2	79	81
私立	116	111	227
株立	15	0	15
全体	133	190	323

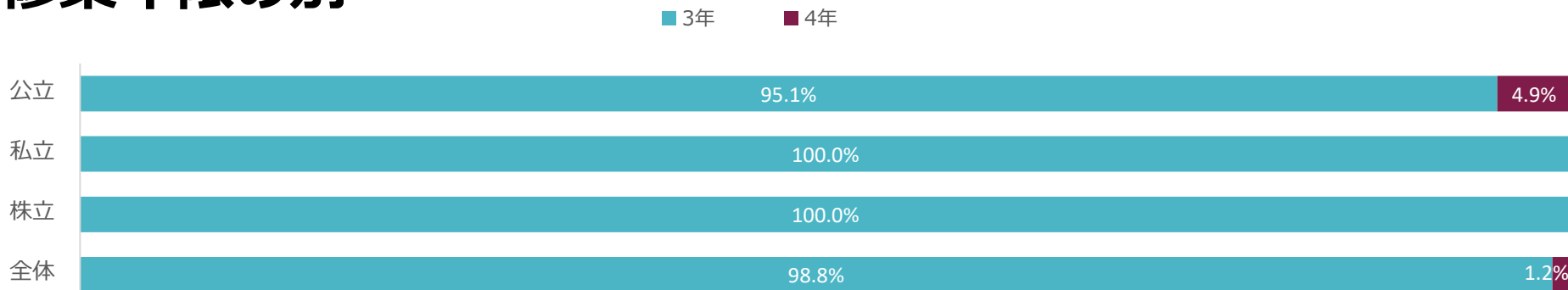
# 1. 設置形態

## ③ 独立・併置の別



	独立	全日制と併置	定時制と併置	全日制・定時制と併置	合計（学校数）
公立	6	13	47	15	81
私立	117	108	1	1	227
株立	15	0	0	0	15
全体	138	121	48	16	323

## ④ 修業年限の別



	3年	4年	合計（学校数）
公立	77	4	81
私立	227	0	227
株立	15	0	15
全体	319	4	323

※修業年限「3年」は「3年以上」と回答した学校を含み、修業年限「4年」は「4年以上」と回答した学校を含む。

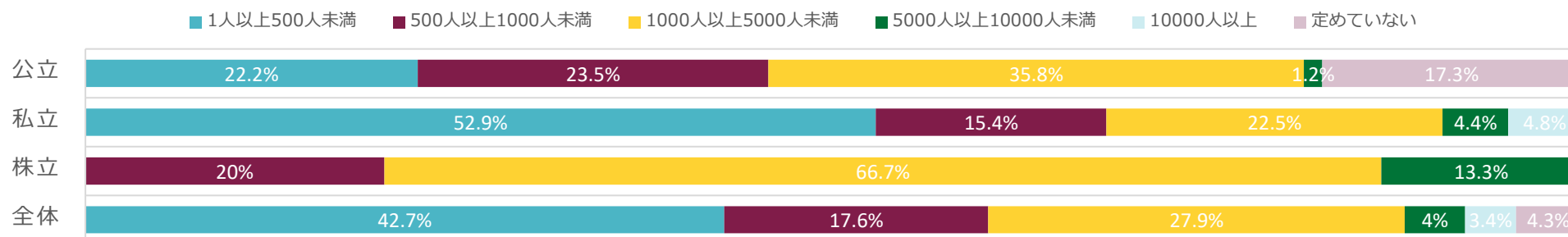
# 1. 設置形態

## ⑤ 設置学科（当該学科を設置している学校数）

	普通学科 (普通)	普通学科 (学際領域)	普通学科 (地域社会)	普通学科 (その他)	専門学科 (農業)	専門学科 (工業)	専門学科 (商業)	専門学科 (水産)	専門学科 (家庭)	専門学科 (看護)	専門学科 (情報)	専門学科 (福祉)	専門学科 (その他)	総合 学科
公立	80	0	0	0	0	0	0	0	3	6	0	0	0	1
私立	222	1	0	1	1	4	2	0	4	0	1	2	2	4
株立	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
全体 (当該学科を 設置している 学校数)	316	1	0	1	1	4	2	0	7	6	1	2	3	6

## 2. 収容定員数・在籍生徒数

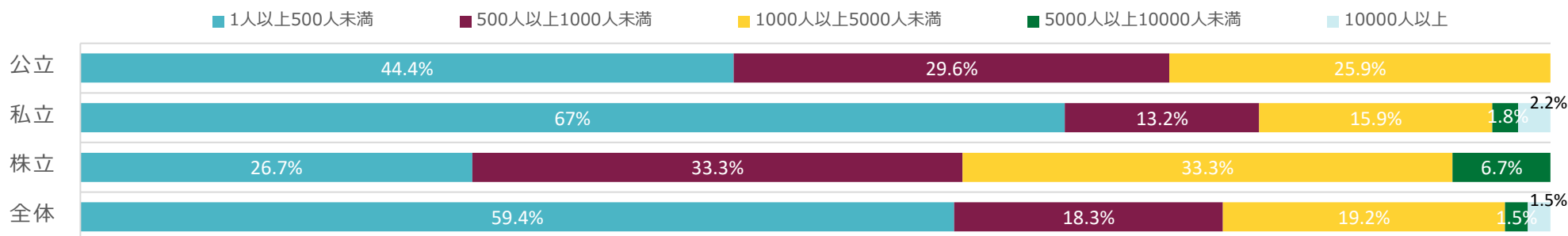
### ① 収容定員数別学校数



	1人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	定めていない	合計 (学校数)
公立	18	19	29	1	0	14 (◎)	81
私立	120	35	51	10	11	0	227
株立	0	3	10	2	0	0	15
全体	138	57	90	13	11	14 (◎)	323

◎収容定員数を定めていない学校については改善指導済み。

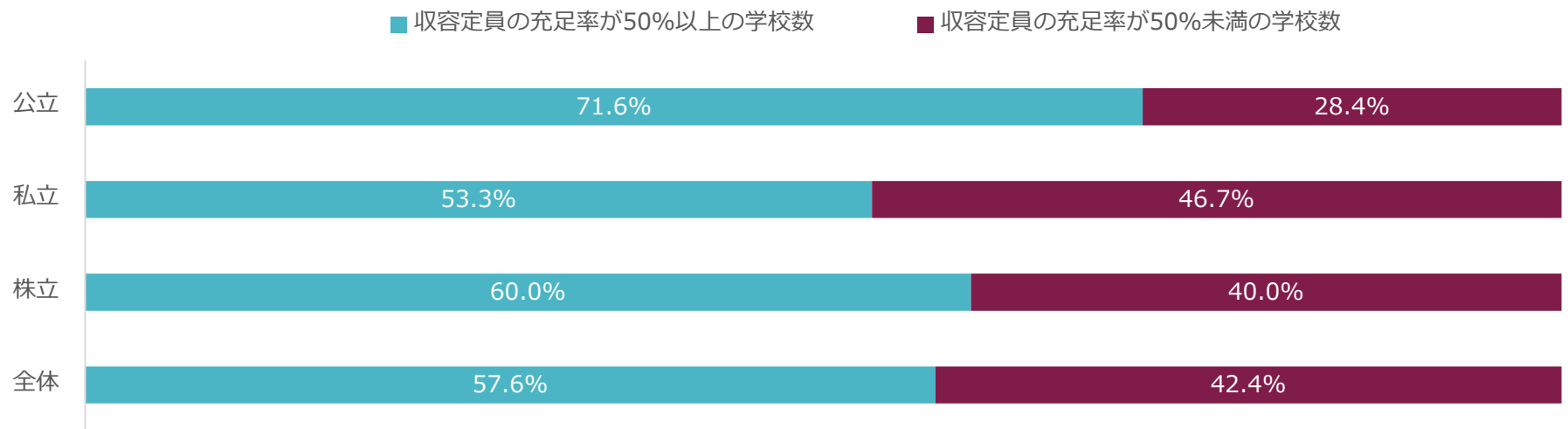
### ② 在籍生徒数別学校数



	1人以上 500人未満	500人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	合計 (学校数)
公立	36	24	21	0	0	81
私立	152	30	36	4	5	227
株立	4	5	5	1	0	15
全体	192	59	62	5	5	323

## 2. 収容定員数・在籍生徒数

### ③ 収容定員の充足率



	収容定員の充足率が50%以上の学校数	収容定員の充足率が50%未満の学校数	合計 (学校数)
公立	48	19	67
私立	121	106	227
株立	9	6	15
全体	178	131	309

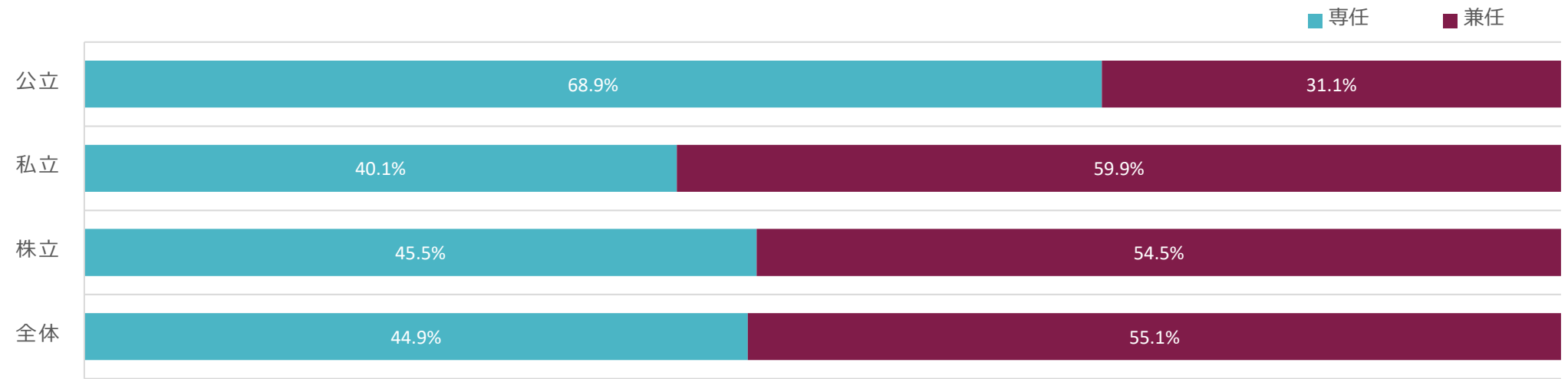
※収容定員の充足率は、「在籍生徒数÷収容定員数×100」とする。

※充足率が50%を満たせばよいというものではない。

※収容定員を定めていない学校14校は除く。

# 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

## ① 教諭等・講師及び助教諭の数（専任・兼任の別）



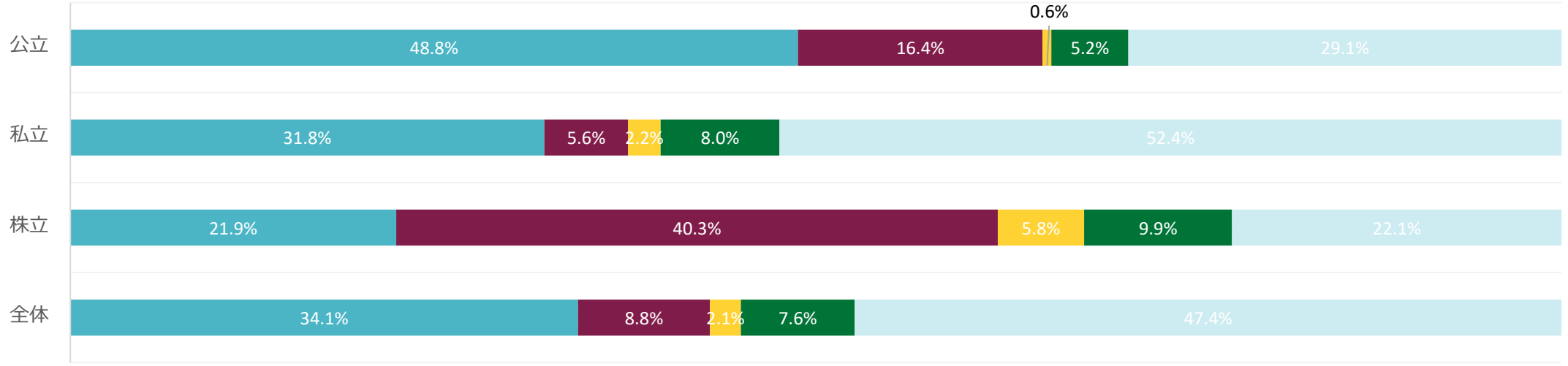
	専任			兼任			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,510	577	2,087	614	328	942	2,124	905	3,029
私立	4,823	1,286	6,109	1,358	7,757	9,115	6,181	9,043	15,224
株立	319	58	377	387	64	451	706	122	828
全体	6,652	1,921	8,573	2,359	8,149	10,508	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。  
 ※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。

# 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

## ② 教諭等・講師及び助教諭の数（週当たりの勤務時間別）

■ 週38時間45分～週40時間勤務 ■ 週30～38時間45分未満勤務 ■ 週20～30時間未満勤務 ■ 週10～20時間未満勤務 ■ 週0～10時間未満勤務



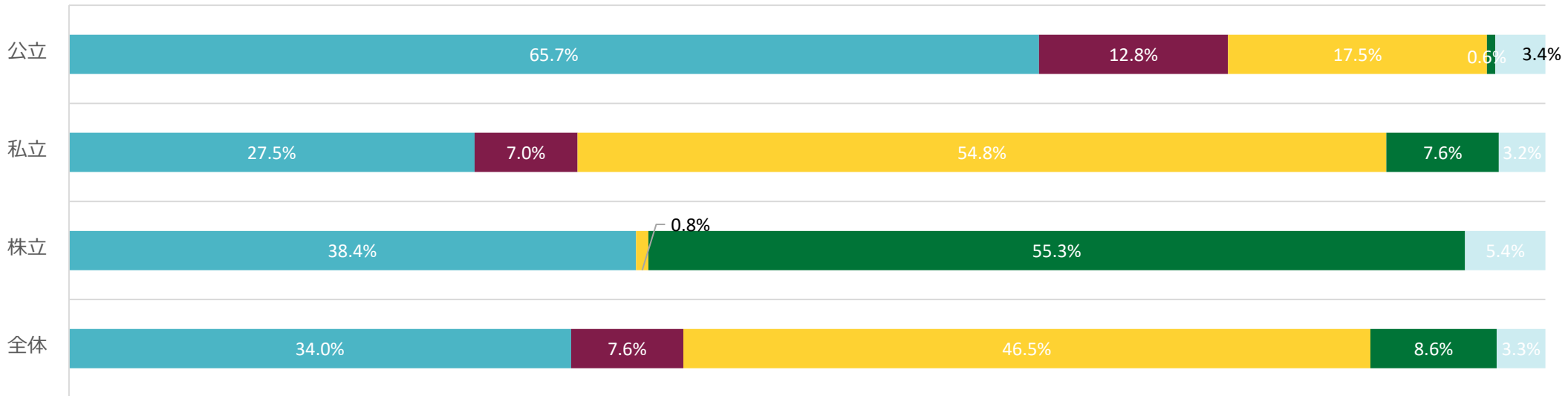
	週38時間45分～週40時間勤務			週30～38時間45分未満勤務			週20～30時間未満勤務			週10～20時間未満勤務			週0～10時間未満勤務			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,356	122	1,478	407	90	497	9	9	18	17	139	156	335	545	880	2,124	905	3,029
私立	4,212	627	4,839	610	245	855	123	209	332	156	1,059	1,215	1,080	6,903	7,983	6,181	9,043	15,224
株立	179	2	181	327	7	334	18	30	48	59	23	82	123	60	183	706	122	828
全体	5,747	751	6,498	1,344	342	1,686	150	248	398	232	1,221	1,453	1,538	7,508	9,046	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。  
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

# 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

## ③ 教諭等・講師及び助教諭の数（主な勤務場所別）

■ 当該校の通信制課程
 ■ 当該校の全日制又は定時制課程
 ■ 連携する面接指導等実施施設
 ■ 連携する学習等支援施設
 ■ その他



	当該校の通信制課程			当該校の全日制又は定時制課程			連携する面接指導等実施施設			連携する学習等支援施設			その他			合計		
	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計	教諭等	講師及び助教諭	合計
公立	1,401	589	1,990	237	151	388	451	80	531	11	6	17	24	79	103	2,124	905	3,029
私立	2,459	1,723	4,182	718	344	1,062	2,391	5,950	8,341	452	707	1,159	161	319	480	6,181	9,043	15,224
株立	247	71	318	0	0	0	7	0	7	417	41	458	35	10	45	706	122	828
全体	4,107	2,383	6,490	955	495	1,450	2,849	6,030	8,879	880	754	1,634	220	408	628	9,011	10,070	19,081

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。  
 ※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

# 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

## ④ 教諭等の数（専任・兼任の別）

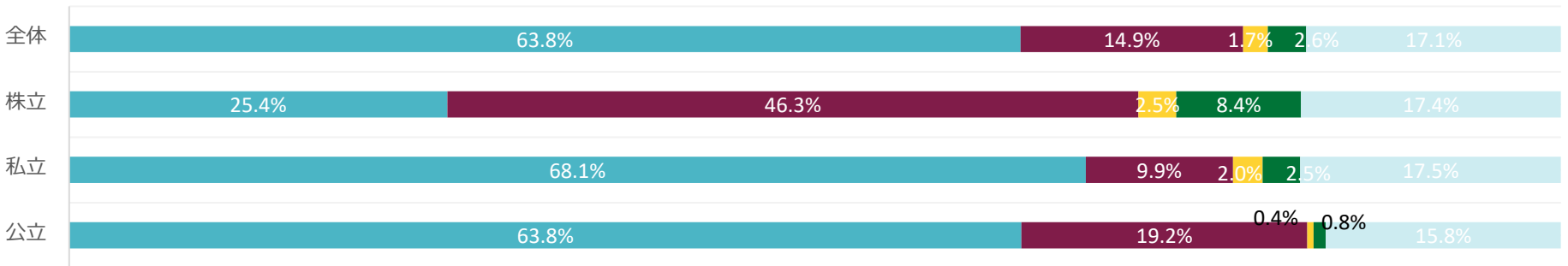
■ 専任の数 ■ 兼任の数



	専任	兼任	合計（教諭等の数）
公立	1,510	614	2,124
私立	4,823	1,358	6,181
株立	319	387	706
全体	6,652	2,359	9,011

## ⑤ 教諭等の数（週当たりの勤務時間別）

■ 週38時間45分～週40時間勤務 ■ 週30～38時間45分未満勤務 ■ 週20～30時間未満勤務 ■ 週10～20時間未満勤務 ■ 週0～10時間未満勤務

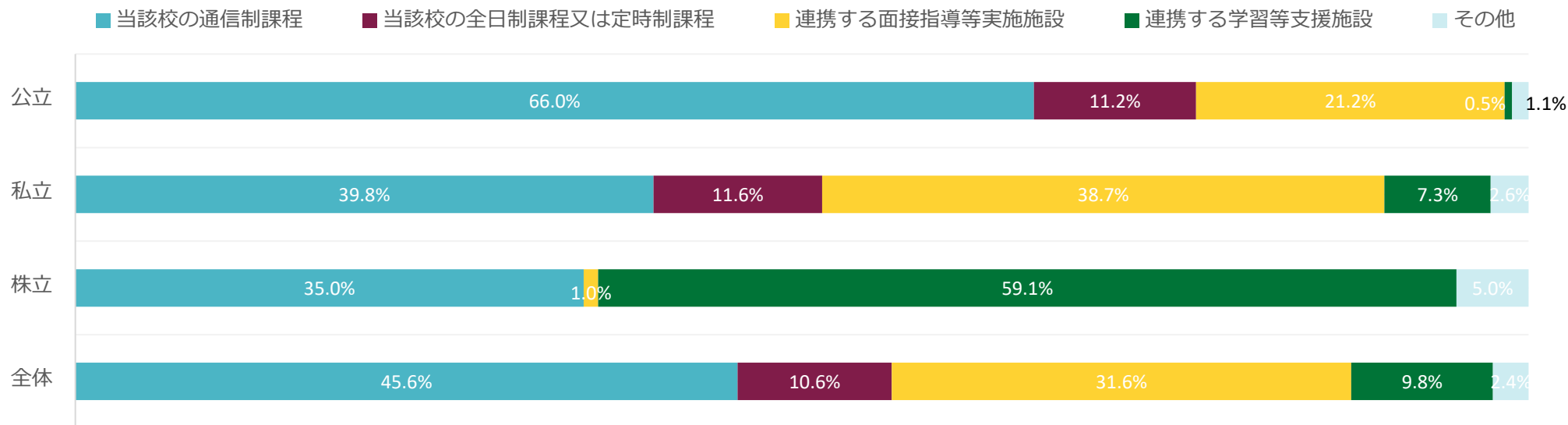


	週38時間45分～週40時間勤務	週30～38時間45分未満勤務	週20～30時間未満勤務	週10～20時間未満勤務	週0～10時間未満勤務	合計（教諭等の数）
公立	1,356	407	9	17	335	2,124
私立	4,212	610	123	156	1,080	6,181
株立	179	327	18	59	123	706
全体	5,747	1,344	150	232	1,538	9,011

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く）・指導教諭・教諭」とする。  
 ※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。  
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

### 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

#### ⑥ 教諭等の数（主な勤務場所別）



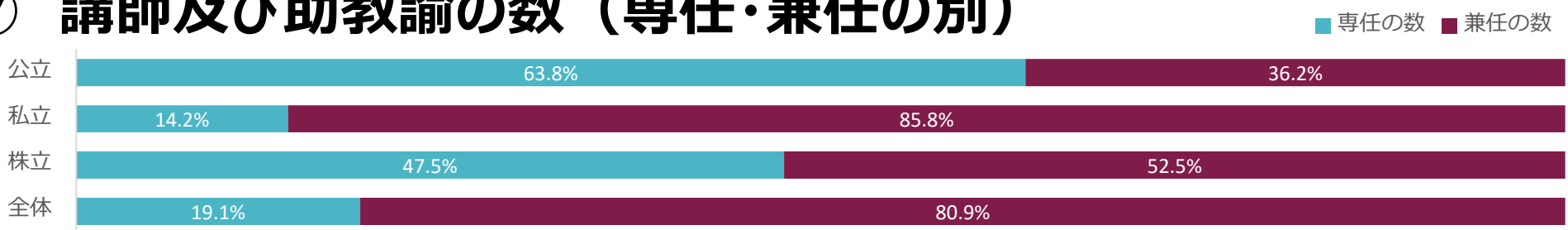
	当該校の通信制課程	当該校の全日制課程又は定時制課程	連携する面接指導等実施施設	連携する学習等支援施設	その他	合計 (教諭等の数)
公立	1,401	237	451	11	24	2,124
私立	2,459	718	2,391	452	161	6,181
株立	247	0	7	417	35	706
全体	4,107	955	2,849	880	220	9,011

※教諭等は「副校長・教頭・主幹教諭(養護をつかさどる主幹教諭を除く)・指導教諭・教諭」とする。

※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

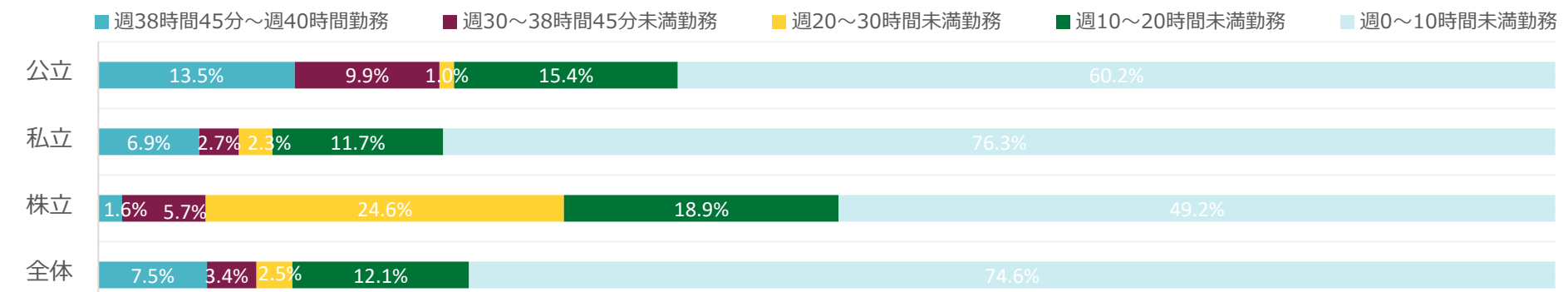
# 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

## ⑦ 講師及び助教諭の数（専任・兼任の別）



	専任	兼任	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	577	328	905
私立	1,286	7,757	9,043
株立	58	64	122
全体	1,921	8,149	10,070

## ⑧ 講師及び助教諭の数（週当たりの勤務時間別）

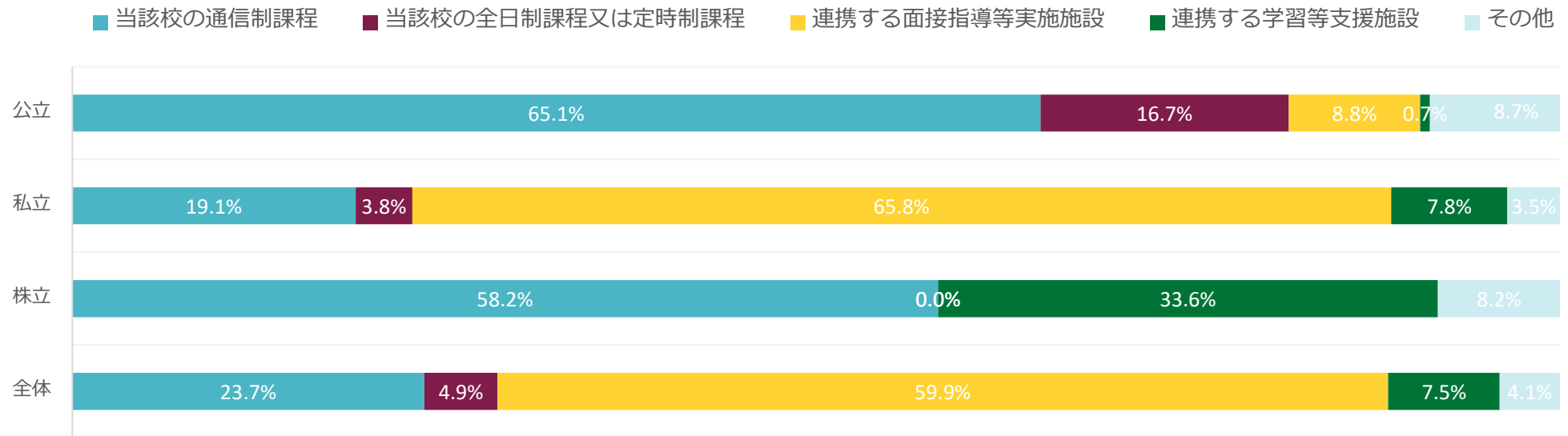


	週38時間45分～週40時間勤務	週30～38時間45分未満勤務	週20～30時間未満勤務	週10～20時間未満勤務	週0～10時間未満勤務	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	122	90	9	139	545	905
私立	627	245	209	1,059	6,903	9,043
株立	2	7	30	23	60	122
全体	751	342	248	1,221	7,508	10,070

※専任は「辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている者」、兼任は「辞令上、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる者」とする。  
 ※週当たりの勤務時間は「在校等時間ではなく辞令等で定める正規の勤務時間とし、休憩時間や残業時間は除いた時間」とする。

### 3. 教諭等・講師及び助教諭の状況

#### ⑨ 講師及び助教諭の数（主な勤務場所別）

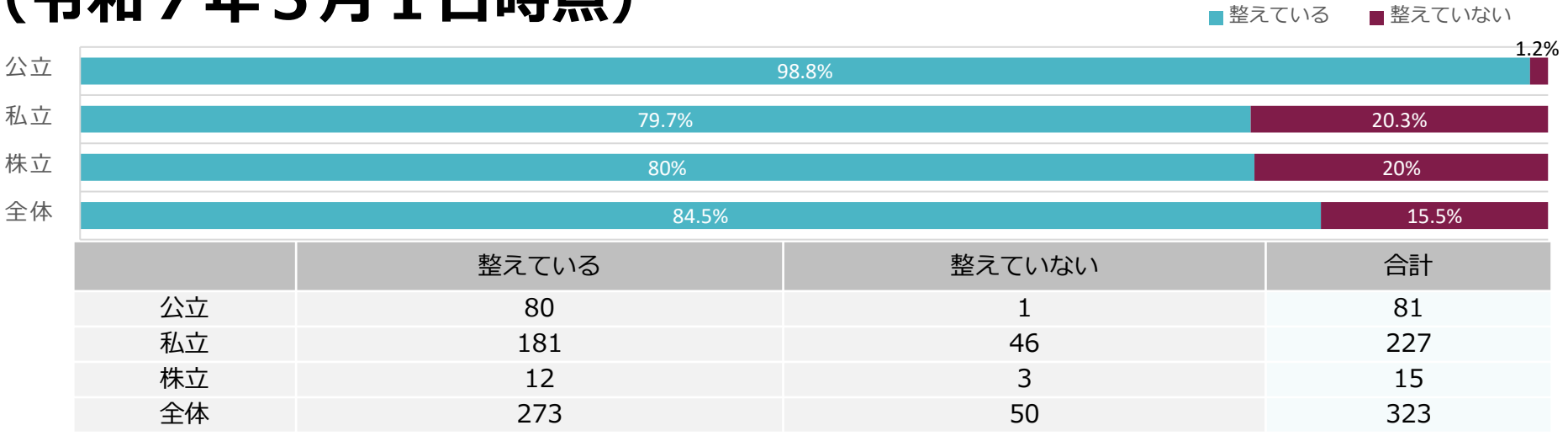


	当該校の通信制課程	当該校の全日制課程又は定時制課程	連携する面接指導等実施施設	連携する学習等支援施設	その他	合計 (講師及び助教諭の数)
公立	589	151	80	6	79	905
私立	1,723	344	5,950	707	319	9,043
株立	71	0	0	41	10	122
全体	2,383	495	6,030	754	408	10,070

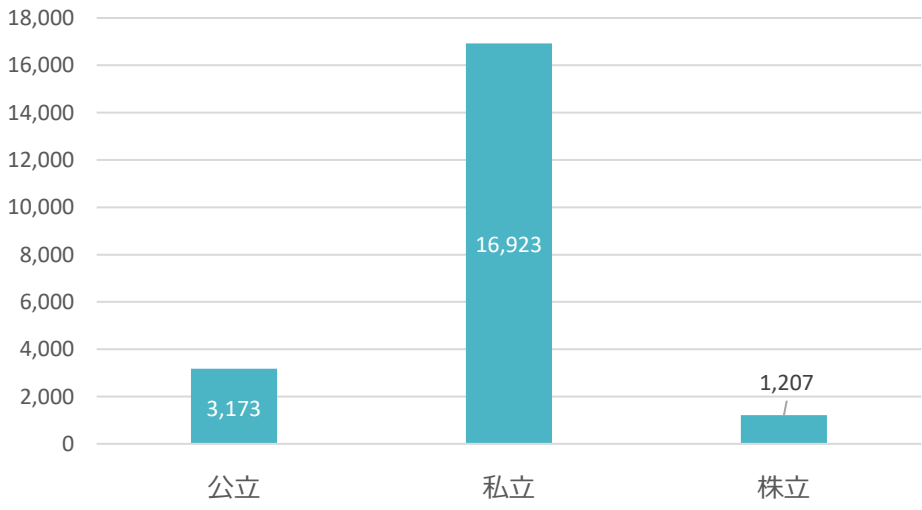
※主な勤務場所は、「勤務時間のうち最も多く勤務する場所(実際に、主に勤務する場所)」とする。

# 4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況

## ① スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校数 (令和7年5月1日時点)



## ② 令和6年度間にスクールカウンセラーによる支援を受けた生徒数 (延べ数)

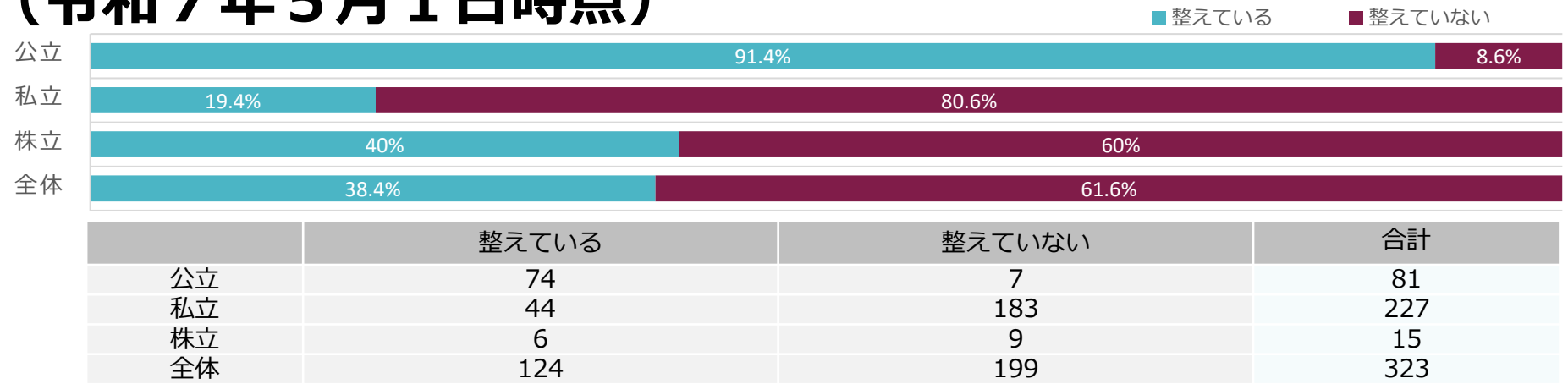


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
3,173	16,923	1,207	21,303

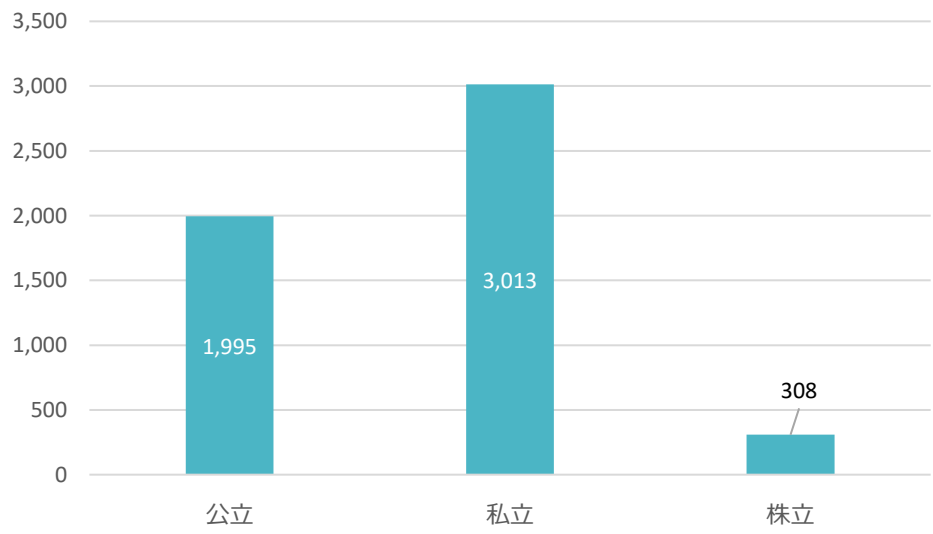
※②については、令和7年度開校の29校を除く。

# 4. スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの状況

## ③ スクールソーシャルワーカーに相談できる体制を整えている学校数 (令和7年5月1日時点)



## ④ 令和6年度間にスクールソーシャルワーカーによる支援を受けた生徒数 (延べ数)

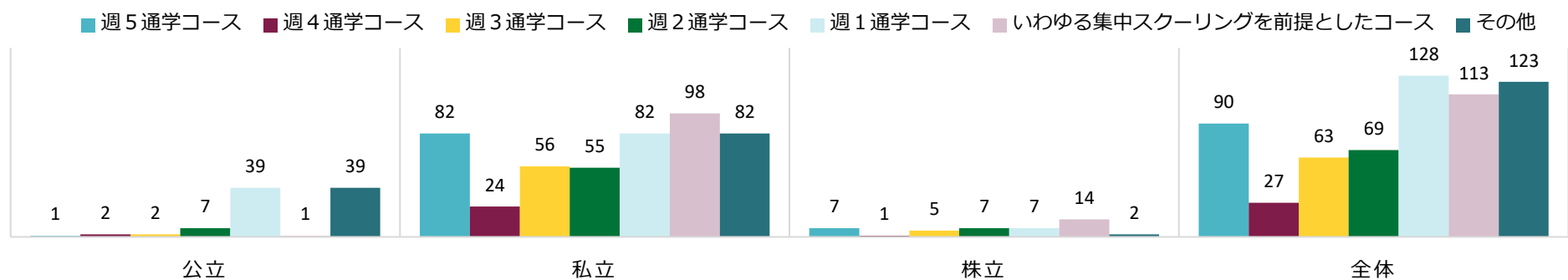


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
1,995	3,013	308	5,316

※④については、令和7年度開校の29校を除く。

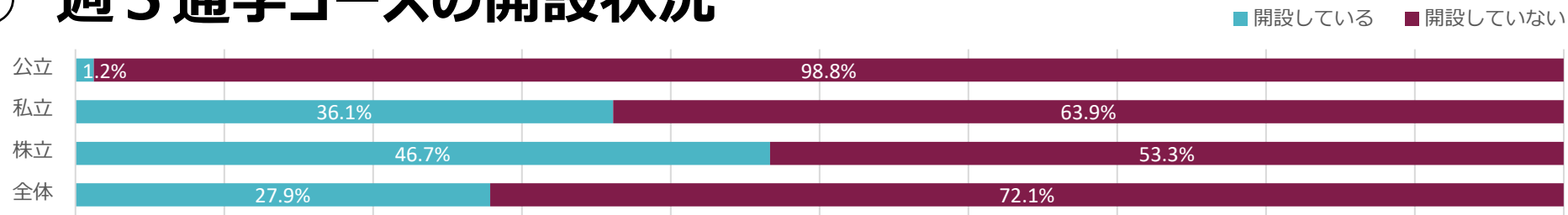
# 5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

## ① 通学頻度別コースの開設状況（当該コースを開設している学校数）



	週5通学コース	週4通学コース	週3通学コース	週2通学コース	週1通学コース	いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	その他
公立	1	2	2	7	39	1	39
私立	82	24	56	55	82	98	82
株立	7	1	5	7	7	14	2
全体（当該コースを開設している学校数）	90	27	63	69	128	113	123

## ② 週5通学コースの開設状況

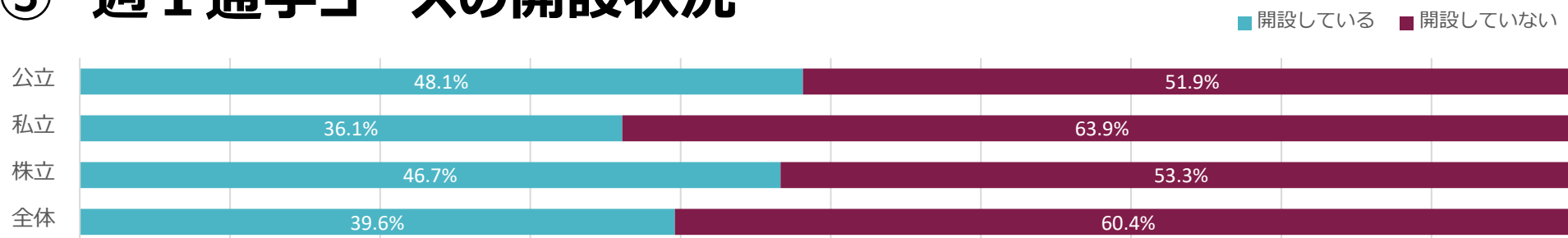


	開設している	開設していない	合計（学校数）
公立	1	80	81
私立	82	145	227
株立	7	8	15
全体	90	233	323

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規的教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。  
 ※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。  
 ※その他のコースとは、例えば、月に1～2回通学するコースや生徒の都合の良い日にいつでも通学することができるコース等である。

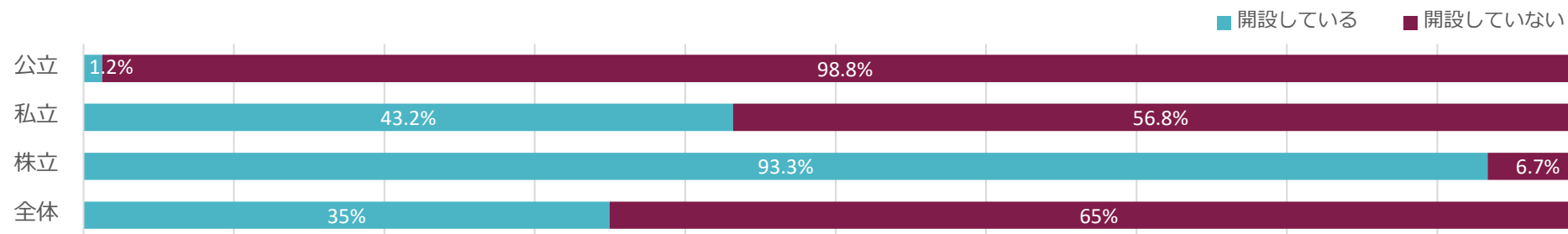
## 5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

### ③ 週1通学コースの開設状況



	開設している	開設していない	合計 (学校数)
公立	39	42	81
私立	82	145	227
株立	7	8	15
全体	128	195	323

### ④ いわゆる集中スクーリングを前提としたコースの開設状況



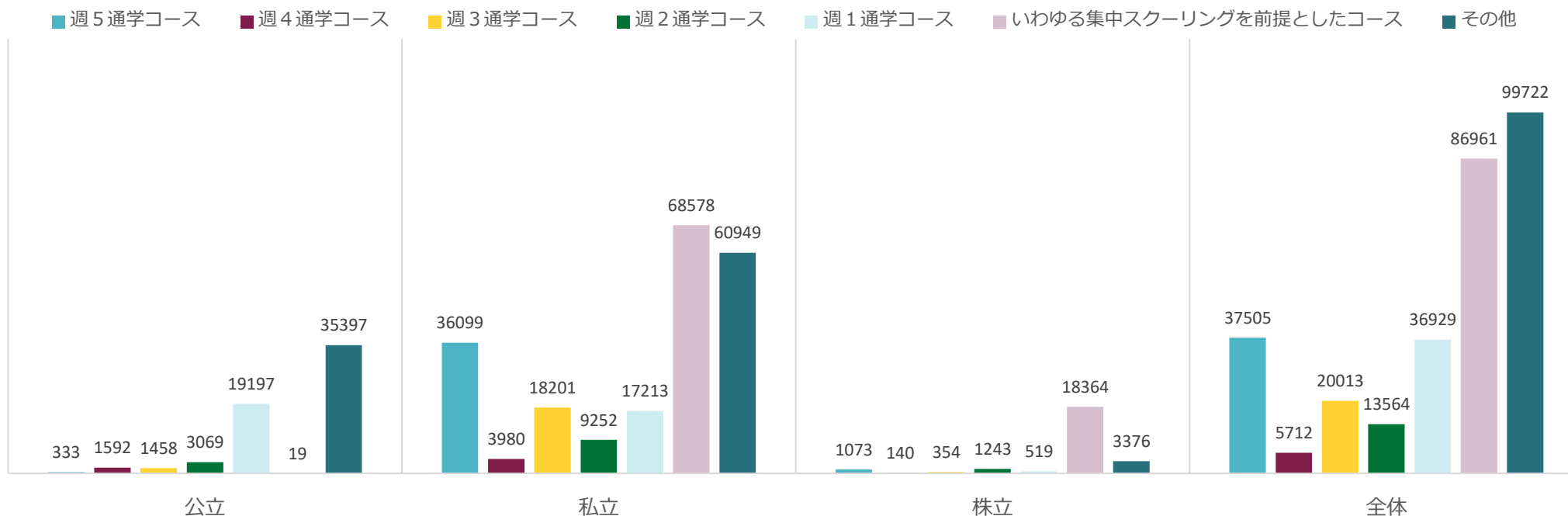
	開設している	開設していない	合計 (学校数)
公立	1	80	81
私立	98	129	227
株立	14	1	15
全体	113	210	323

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。

※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

# 5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

## ⑤ 通学頻度別コース当たりの生徒数



	週5通学コース	週4通学コース	週3通学コース	週2通学コース	週1通学コース	いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	その他	合計(生徒数)
公立	333	1,592	1,458	3,069	19,197	19	35,397	61,065
私立	36,099	3,980	18,201	9,252	17,213	68,578	60,949	214,272
株立	1,073	140	354	1,243	519	18,364	3,376	25,069
全体	37,505	5,712	20,013	13,564	36,929	86,961	99,722	300,406

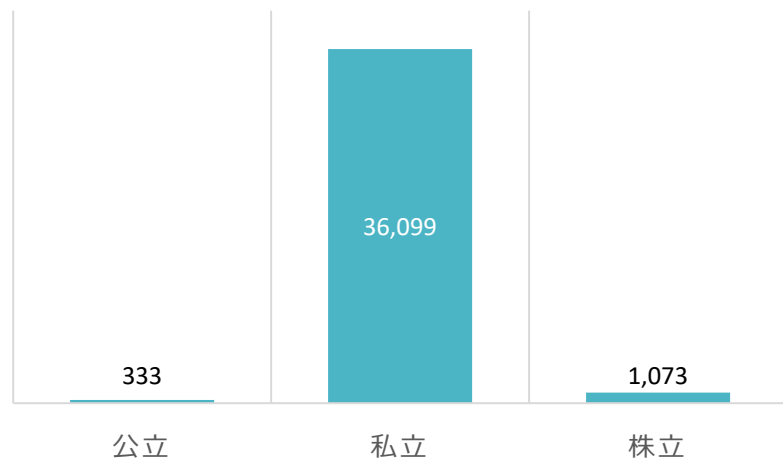
※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。

※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

※その他のコースとは、例えば、月に1～2回通学するコースや生徒の都合の良い日にいつでも通学することができるコース等である。

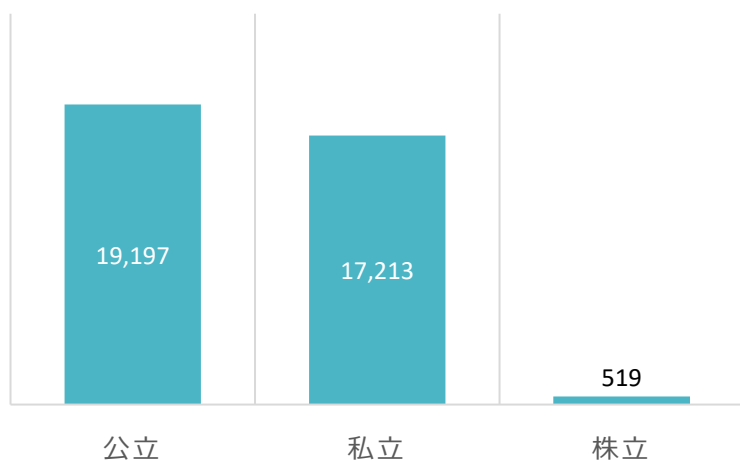
## 5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

### ⑥ 週5通学コースの生徒数



公立	私立	株立	合計 (生徒数)
333	36,099	1,073	37,505

### ⑦ 週1通学コースの生徒数

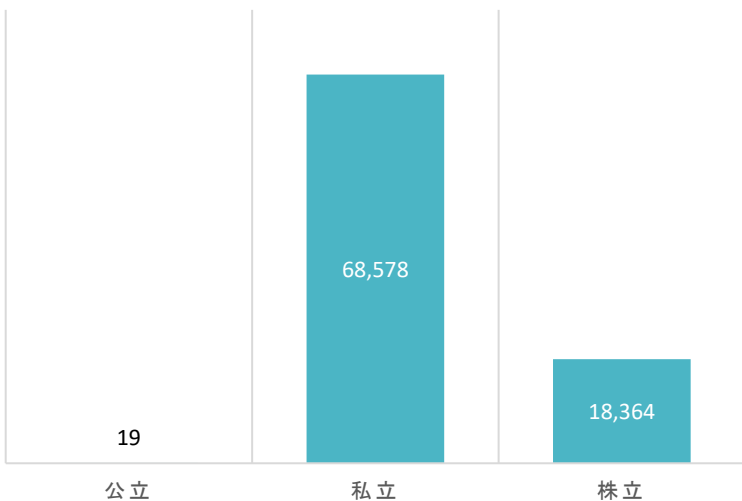


公立	私立	株立	合計 (生徒数)
19,197	17,213	519	36,929

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。  
※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

# 5. 通学頻度別コースの開設状況及び生徒数

## ⑧ いわゆる集中スクーリングを前提としたコースの生徒数



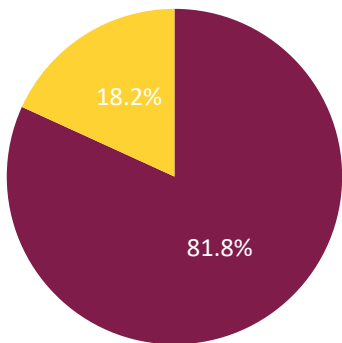
公立	私立	株立	合計 (生徒数)
19	68,578	18,364	86,961

※コースは、高等学校として実施する高等学校通信教育の他、正規の教育課程ではない教育活動のために開設するコースも含むものとする。  
※「いわゆる集中スクーリングを前提としたコース」以外の通学コースにおいても、面接指導を集中スクーリングで実施する場合もある。

# 6. 部活動のための寮がある学校数等

## ① 部活動のための寮がある学校数

■ 公立 ■ 私立 ■ 株立



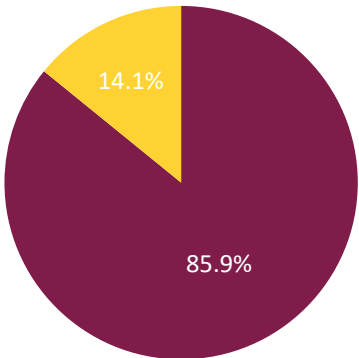
公立	私立	株立	合計 (学校数)
0	9	2	11

### 【設置されている（寮がある）部活動の種類】

野球部：9校    ゴルフ部：3校    バレー部：2校    バスケットボール部：2校    サッカー部：3校    テニス部：1校    柔道部：1校    サーフィン部：1校    ボクシング部：1校

## ② 部活動で寮生活を行っている生徒数

■ 公立 ■ 私立 ■ 株立



公立	私立	株立	合計 (生徒数)
0	346	57	403

# 7. 入学者選抜の方法

## ① 入学者選抜の方法別学校数

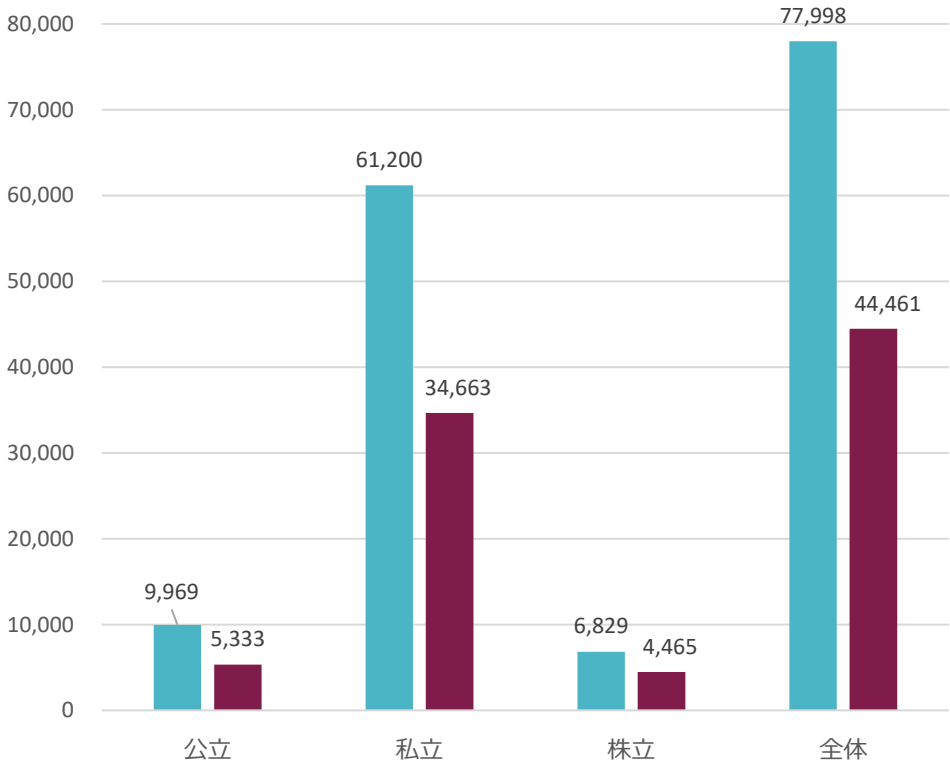
	学力検査問題 による検査	面接 による検査	小論文又は作文 による検査	調査書等の書類 による選考	その他
公立	15	67	33	56	4
私立	72	216	114	163	12
株立	4	13	7	11	0
全体 (当該入学者選抜の方法を 実施している学校数)	91	296	154	230	16

※ 1つの学校につき、複数の入学者選抜の方法を選択可能としている。

# 8. 生徒の状況等

## ① 令和7年度入学者数のうち中学3年生のときに不登校だった生徒数

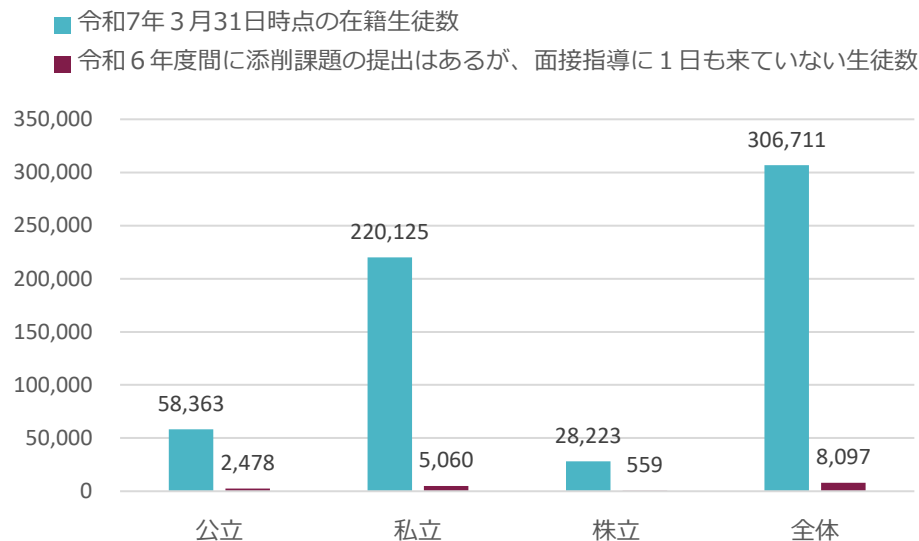
■ 令和7年度入学者数    ■ 中学3年生のときに不登校だった生徒数



	令和7年度入学者数 (A)	中学3年生のときに不登校だった生徒数 (B)	B/A (%)
公立	9,969	5,333	53.5
私立	61,200	34,663	56.6
株立	6,829	4,465	65.4
全体	77,998	44,461	57.0

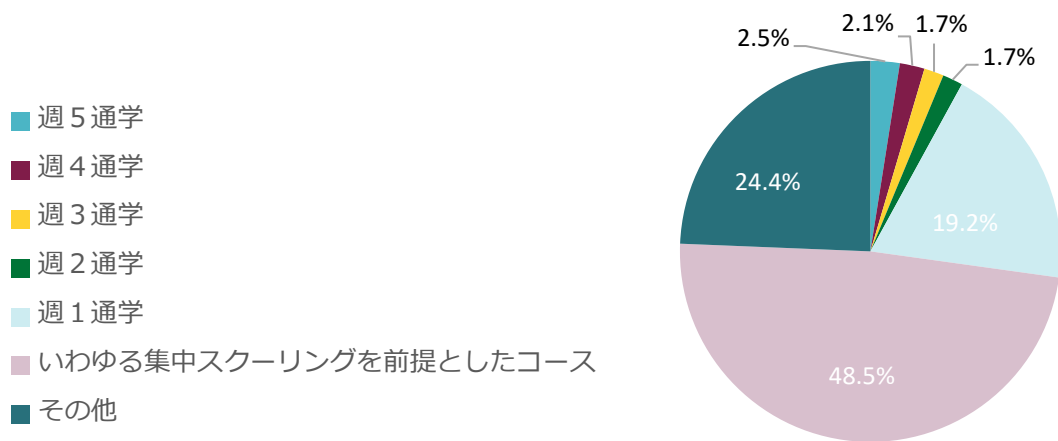
## 8. 生徒の状況等

### ② 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数



	令和7年3月31日時点の在籍生徒数 (A)	令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数 (B)	B/A (%)
公立	58,363	2,478	4.2%
私立	220,125	5,060	2.3%
株立	28,223	559	2.0%
全体	306,711	8,097	2.6%

### ③ 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数（コース別）



	令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数(B)
週5通学コース	201
週4通学コース	170
週3通学コース	136
週2通学コース	139
週1通学コース	1,556
いわゆる集中スクーリングを前提としたコース	3,923
その他	1,972
合計（生徒数）	8,097

※令和7年度開校の29校を除く。

# 8. 生徒の状況等

## ④ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、その理由（当該理由を選択した生徒が在籍する学校数）

	学習に関する こと（学業不振、 授業内容、成績 低下 等）	学校生活に関する こと（進路への不 安、部活動等に 関するトラブル、制 服・行事等への不 適応 等）	教職員との関係 （教職員への反 抗・反発、教職 員とのトラブル 等）	友人との関係 （いじめに関 すること）	友人との関係 （トラブル（い じめ以外）、親 しい友人がいな い 等）	心身に関するこ と（感覚の敏感さ、 体調不良、不安・ 抑うつ、朝起きら れない、夜眠れな い、入院・療養 等）	生活習慣に関する こと（ゲーム・ス マホへの依存（傾 向を含む。）、あ そび・非行、居眠 り 等）	家庭に関するこ と（生活環境の 急激な変化、親 との関わり、家 族の介護、家庭 内の不和 等）	仕事に関するこ と（当日休むこ とができなかつ た 等）	その他
公立	26	14	1	0	9	50	27	30	23	4
私立	42	21	2	4	27	98	45	42	15	10
株立	6	3	2	2	6	13	9	8	8	1
全体 （当該理由を 選択した生徒 が在籍する学 校数）	74	38	5	6	42	161	81	80	46	15

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。

## 8. 生徒の状況等

### ⑤ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、各校で行っている現状を把握するための対応（当該対応を行っている学校数）

	教師による 定期的な連絡	専門・支援スタッフなど 教師以外による定期的な連絡	オンラインによる遠隔での カウンセリングの実施	その他
公立	53	8	1	5
私立	98	27	20	16
株立	14	6	9	3
全体 (当該対応を行って いる学校数)	165	41	30	24

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。

# 8. 生徒の状況等

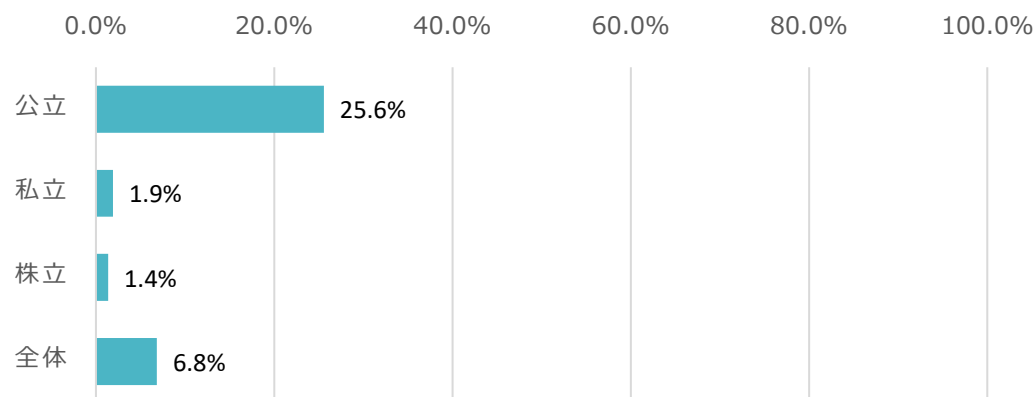
## ⑥ 令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒について、各校で行っている面接指導の出席を促すための対応（当該対応を行っている学校数）

	養護教諭の配置	生徒のケア等を担当する専門・支援スタッフの配置充実	スクールカウンセラーによるカウンセリング機会の充実	スクールソーシャルワーカーによる関係機関への働きかけ	プロジェクト型学習や体験活動などを中心とした授業の工夫	キャリア教育や進路相談の充実	簿記や秘書検定等の資格取得の推進	その他
公立	23	16	50	30	5	20	0	6
私立	45	22	60	11	30	56	25	35
株立	10	6	11	7	8	11	6	8
全体 (当該対応を行っている学校数)	78	44	121	48	43	87	31	49

※令和7年度開校の29校及び令和6年度間に添削課題の提出はあるが面接指導に1日も来ていない生徒がいない126校の合計155校を除く。  
 ※その他とは、例えば、専修学校等と連携した専門的な学習、通学圏内にサポート校を開設することによる通学に係る負担軽減・学習支援の充実とする。

## 8. 生徒の状況等

### ⑦ 令和7年5月1日時点の在籍生徒数のうち4年以上在籍している生徒数

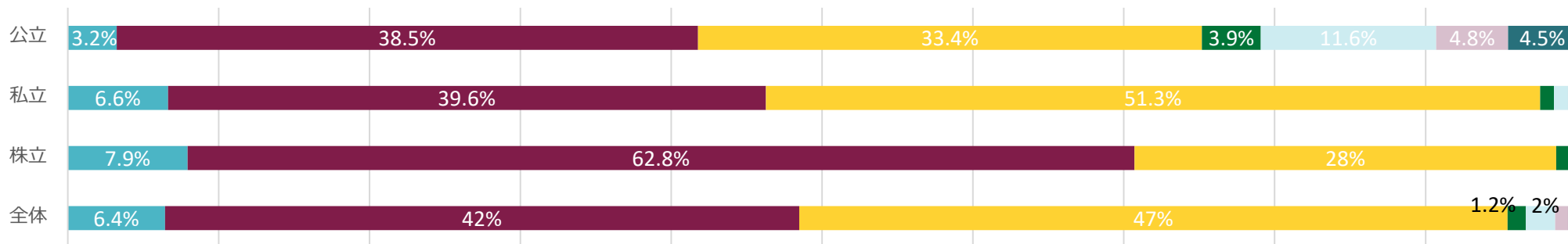


	令和7年5月1日時点の在籍生徒数 (A)	令和7年5月1日時点の在籍生徒数のうち、4年以上在籍している生徒数 (B)	B/A (%)
公立	59,192	15,132	25.6
私立	199,854	3,832	1.9
株立	22,560	307	1.4
全体	281,606	19,271	6.8

### ⑧ 令和6年度卒業生数（在籍期間別）

※令和4年度以降開校の73校を除く。

■ 0年以上1年未満在籍 ■ 1年以上3年未満在籍 ■ 3年間在籍 ■ 3年より長く4年未満在籍 ■ 4年間在籍 ■ 4年より長く6年未満在籍 ■ 6年以上在籍



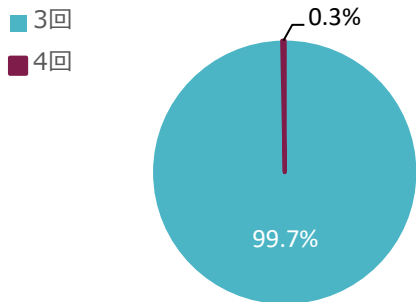
	0年以上1年未満在籍	1年以上3年未満在籍	3年間在籍	3年より長く4年未満在籍	4年間在籍	4年より長く6年未満在籍	6年以上在籍	合計 (令和6年度卒業生数)
公立	299	3,550	3,079	359	1,071	440	417	9,215
私立	4,765	28,428	36,813	651	669	307	96	71,729
株立	789	6,231	2,775	88	35	8	2	9,928
全体	5,853	38,209	42,667	1,098	1,775	755	515	90,872

※グラフの表示について、1%以下のデータラベルは省略。

# 9. 通信教育の状況（現代の国語）

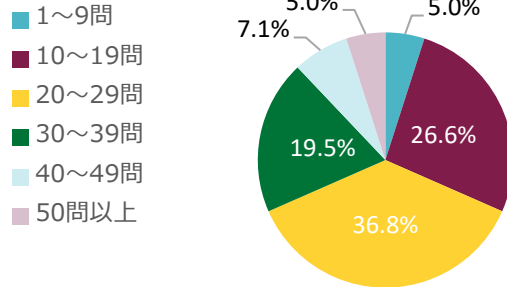
## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



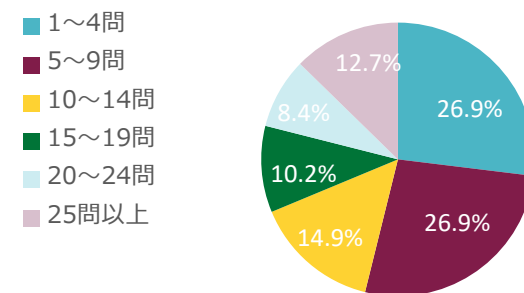
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	322	1	323

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	16	86	119	63
	40～49問	50問以上	合計	
	23	16	323	

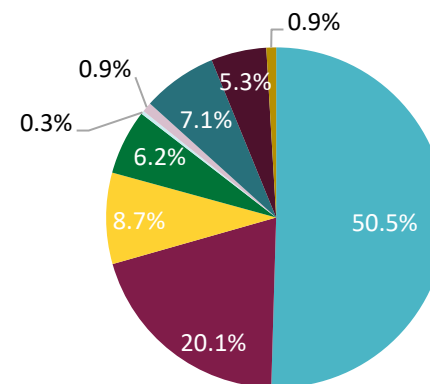
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	87	87	48	33
	20～24問	25問以上	合計	
	27	41	323	

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）

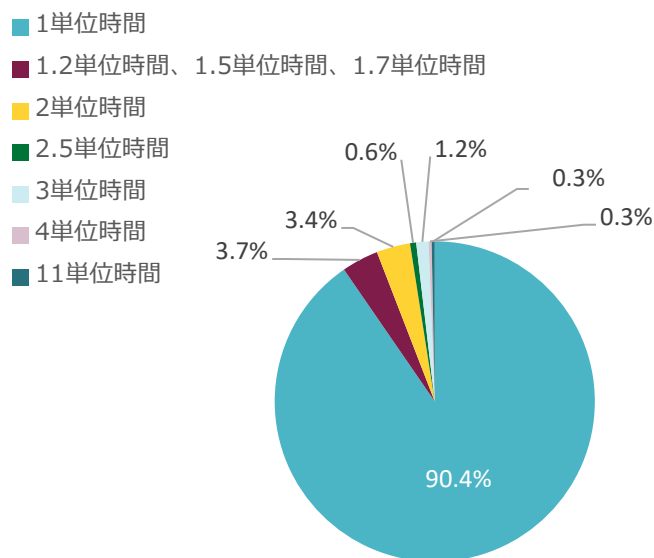


	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	163	65	28	20	1	3	23	17	3	323

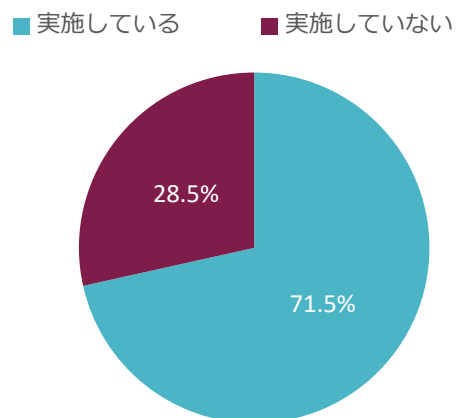
# 9. 通信教育の状況（現代の国語）

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

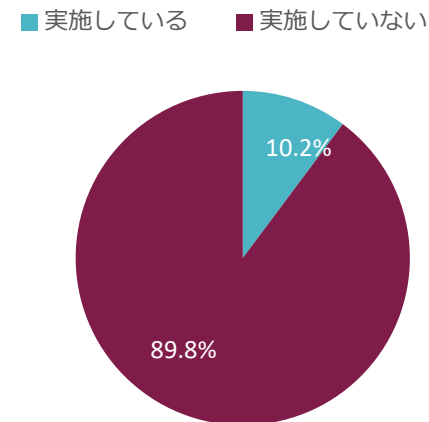
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	1単位時間 (標準時間)	1.2単位時間 1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間			
学校数	292	12	11			
	2.5単位時間	3単位時間	4単位時間	11単位時間	合計	
	2	4	1	1	323	

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	231	92	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	33	290	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

## 9. 通信教育の状況（現代の国語）

### ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	51	3	48	0	0	1	0	1	5	1
私立	55	5	75	1	4	39	1	7	76	24
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	8	2
全体	111	8	129	1	5	45	1	8	89	27

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

### ⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

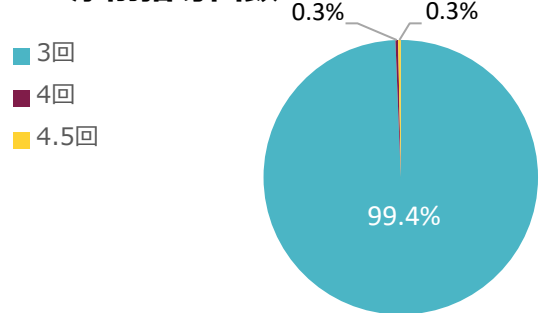
■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割



# 9. 通信教育の状況（歴史総合）

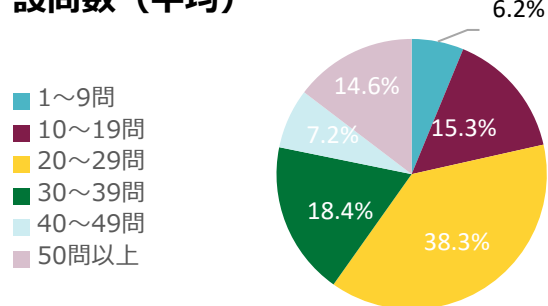
## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



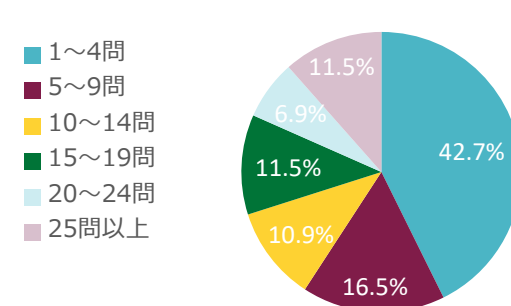
	3回 (標準回数)	4回	4.5回	合計
学校数	319	1	1	321

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	20	49	123	59
40～49問	50問以上		合計	
	23	47	321	

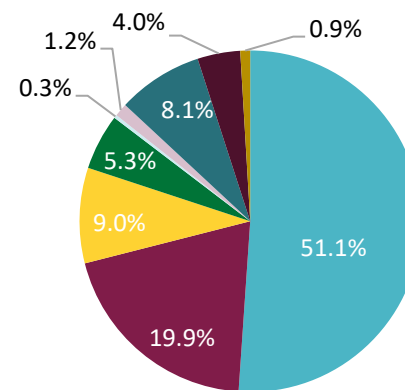
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	137	53	35	37
20～24問	25問以上		合計	
	22	37	321	

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	164	64	29	17	1	4	26	13	3	321

※令和7年度初設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

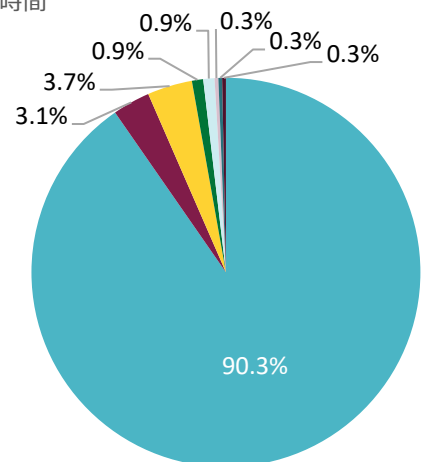
※1単位当たりの添削指導回数について、2単位で9回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を4.5回としている。

# 9. 通信教育の状況（歴史総合）

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

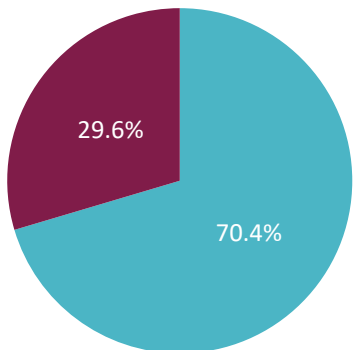
- 1単位時間
- 1.5単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.5単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間



	1単位時間 (標準時間)	1.5単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.5単位時間	
学校数	290	10	12	3	
	3単位時間	3.5単位時間	4単位時間	6単位時間	合計
学校数	3	1	1	1	321

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

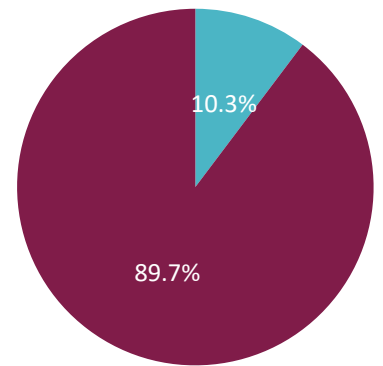
- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	226	95	321

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	33	288	321

※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

## 9. 通信教育の状況（歴史総合）

### ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	46	2	46	0	0	1	0	1	4	1
私立	54	5	78	1	4	37	4	8	75	23
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	5	2
全体	105	7	127	1	5	43	4	9	84	26

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

### ⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割

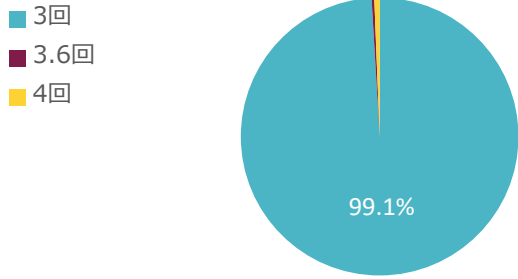


※令和7年度新設校のため、「歴史総合」の科目の開講がない2校を除く。

# 9. 通信教育の状況（数学 I）

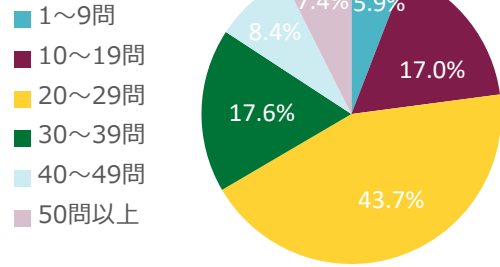
## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



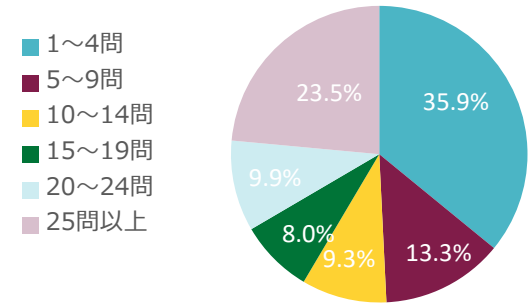
	3回 (標準回数)	3.6回	4回	合計
学校数	320	1	2	323

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1～9問	10～19問	20～29問	30～39問
学校数	19	55	141	57
40～49問	50問以上		合計	
	27	24	323	

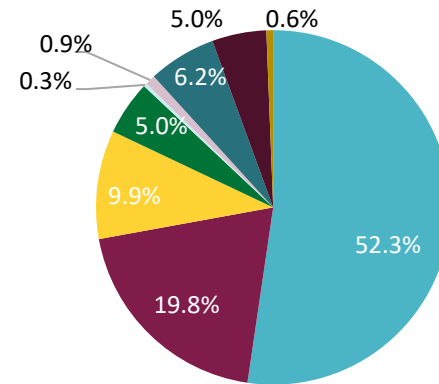
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1～4問	5～9問	10～14問	15～19問
学校数	116	43	30	26
20～24問	25問以上		合計	
	32	76	323	

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



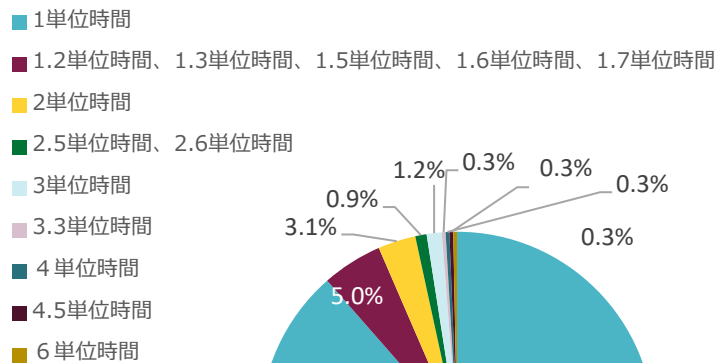
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	169	64	32	16	1	3	20	16	2	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、5単位で18回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.6回としている。

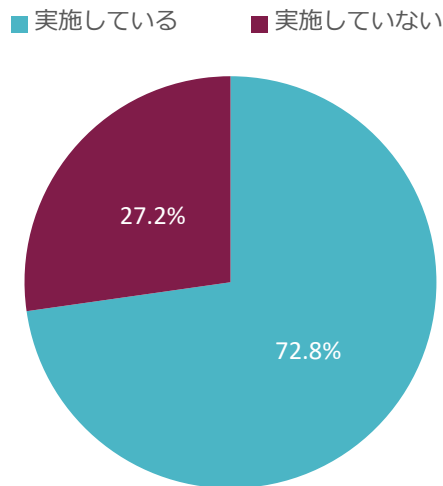
# 9. 通信教育の状況（数学Ⅰ）

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

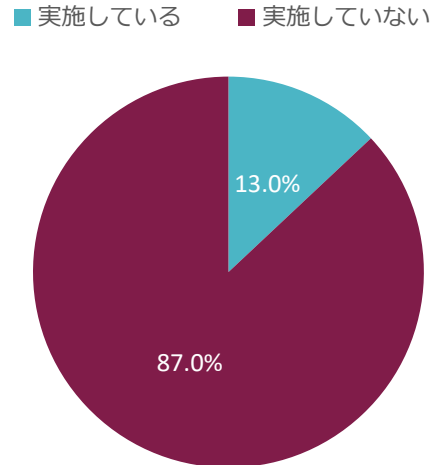
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	1単位時間 (標準時間)					2単位時間	2.5単位時間 2.6単位時間	3単位時間
	1.2単位時間 1.3単位時間 1.5単位時間 1.6単位時間 1.7単位時間							
学校数	286	16	10	3	4			
	3.3単位時間	4単位時間	4.5単位時間	6単位時間	合計			
	1	1	1	1	323			

	実施している	実施していない	合計		実施している	実施していない	合計
	学校数	235	88		323	学校数	42

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、2単位で3単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を1.5単位時間としたりしている。

## 9. 通信教育の状況（数学Ⅰ）

### ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	53	4	49	0	0	6	1	1	7	1
私立	54	6	79	1	5	38	1	7	79	27
株立	5	0	5	0	1	5	0	0	6	2
全体	112	10	133	1	6	49	2	8	92	30

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

### ⑤ 学び直しの状況

- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数



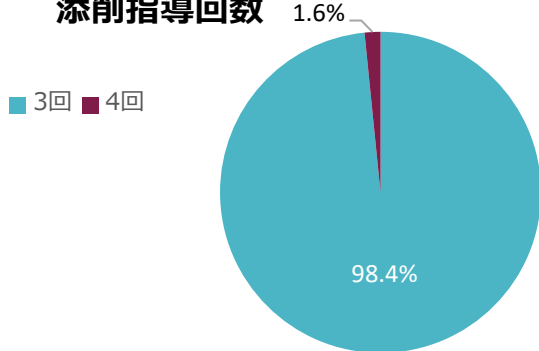
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合



# 9. 通信教育の状況（生物基礎）

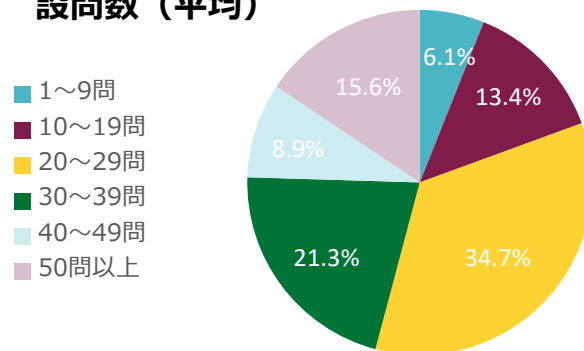
## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



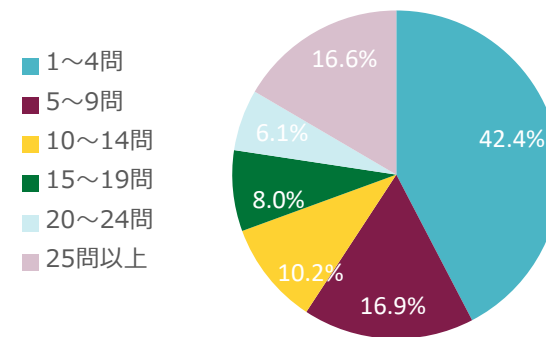
	3回 (標準回数)	4回	合計
学校数	309	5	314

○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



	1~9問	10~19問	20~29問	
学校数	19	42	109	
	30~39問	40~49問	50問以上	合計
	67	28	49	314

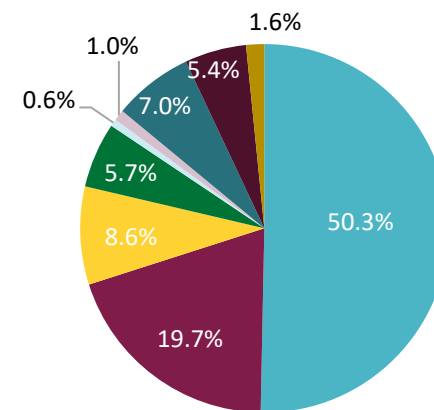
○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1~4問	5~9問	10~14問	
学校数	133	53	32	
	15~19問	20~24問	25問以上	合計
	25	19	52	314

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



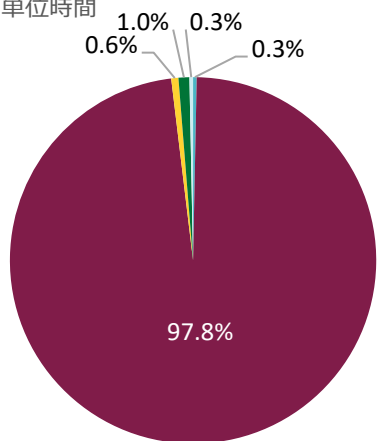
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	158	62	27	18	2	3	22	17	5	314

# 9. 通信教育の状況（生物基礎）

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数

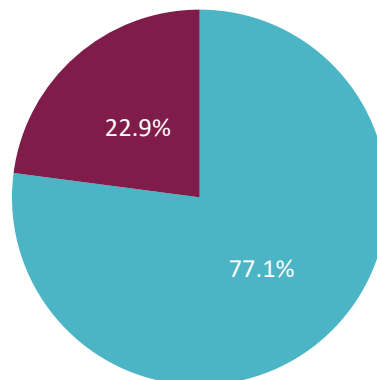
- 3単位時間
- 4単位時間
- 4.3単位時間、4.5単位時間
- 5単位時間
- 5.5単位時間



	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	307	2
5単位時間		5.5単位時間	合計
3		1	314

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

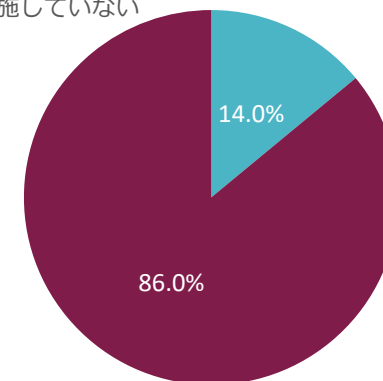
- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	242	72	314

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

- 実施している
- 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	44	270	314

※「生物基礎」の科目の開講がない9校を除く。

※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、2単位で9単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

# 9. 通信教育の状況（生物基礎）

## ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	56	3	49	0	1	2	1	2	5	0
私立	58	7	84	1	4	38	1	7	81	26
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	6	2
全体	119	10	139	1	6	45	2	9	92	28

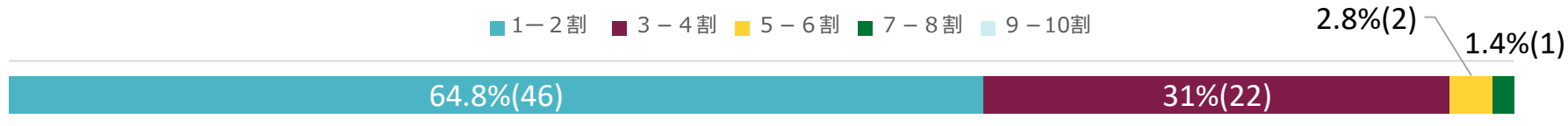
※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

## ⑤ 学び直しの状況

○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数



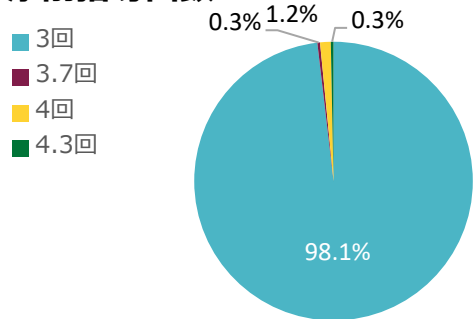
○ 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合



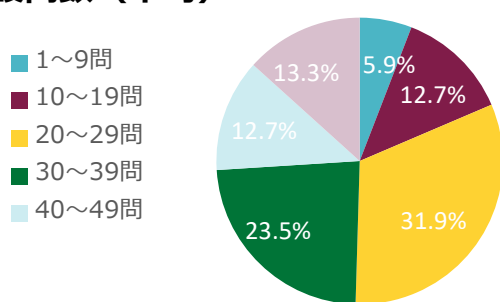
# 9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

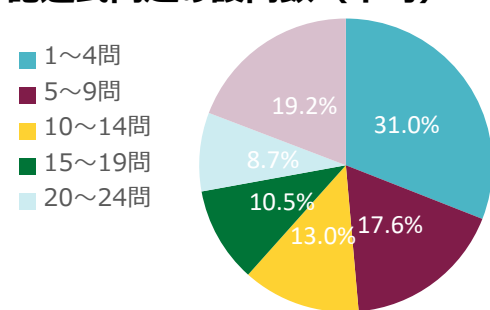
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



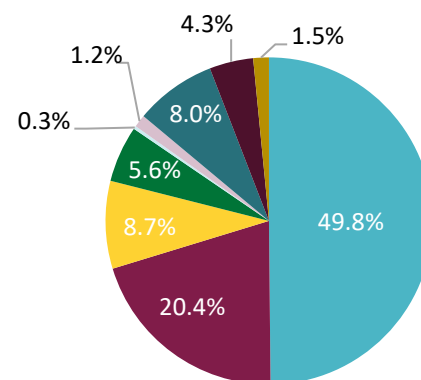
	3回 (標準回数)	3.7回	4回	4.3回	合計
学校数	317	1	4	1	323

	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問	40~49問	合計
学校数	19	41	103	76	41	323

	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問	20~24問	25問以上	合計
学校数	100	57	42	34	28	62	323

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



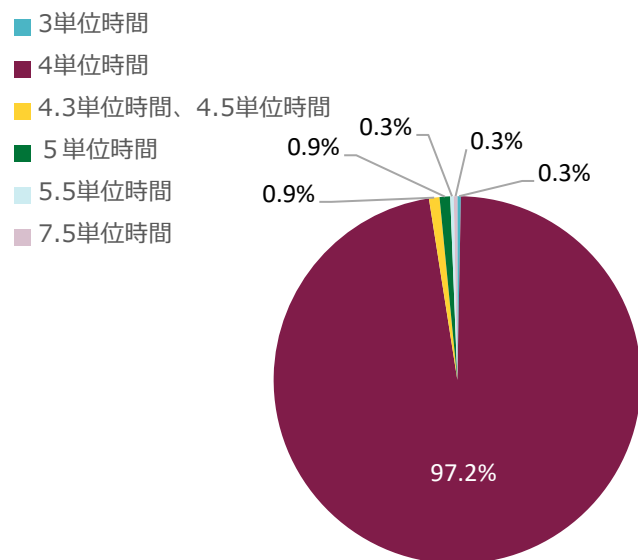
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	161	66	28	18	1	4	26	14	5	323

※ 1単位当たりの添削指導回数について、例えば、3単位で11回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.7回としている。

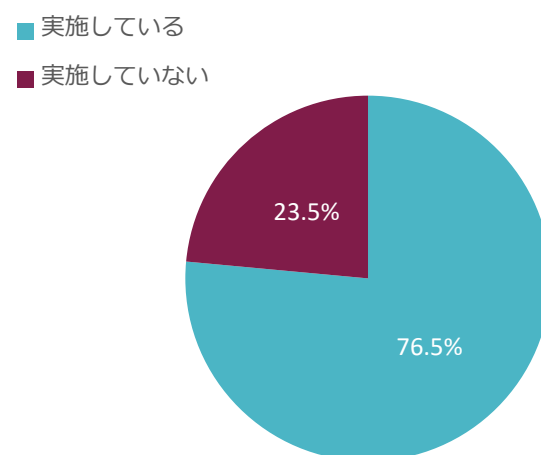
# 9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

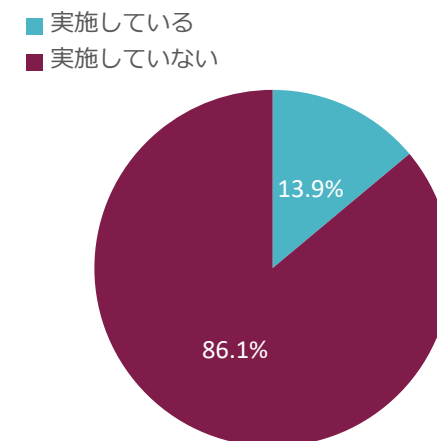
○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	3単位時間	4単位時間 (標準時間)	4.3単位時間 4.5単位時間
学校数	1 (◎)	314	3
5単位時間	5.5単位時間	7.5単位時間	合計
3	1	1	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	247	76	323

	実施して いる	実施して いない	合計
学校数	45	278	323

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、4単位で18単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を4.5単位時間としたりしている。

◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

## 9. 通信教育の状況（英語コミュニケーションⅠ）

### ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	58	3	51	0	0	2	1	2	7	2
私立	57	6	86	1	4	39	1	8	81	26
株立	5	0	3	0	1	5	0	0	6	2
全体	120	9	140	1	5	46	2	10	94	30

※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

### ⑤ 学び直しの状況

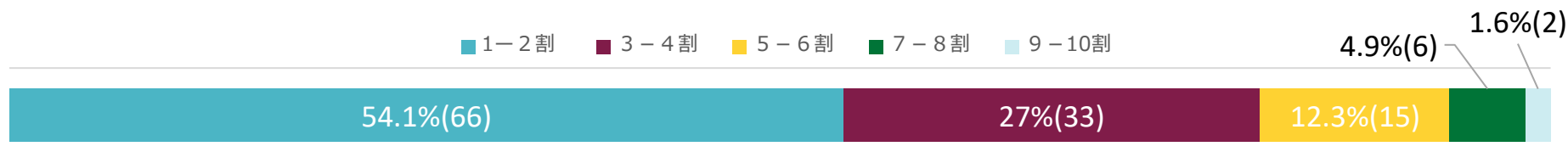
- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている学校数

■ 実施している ■ 実施していない



- 既存科目の中で義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための指導を行っている場合、その内容が指導内容全体に占める割合

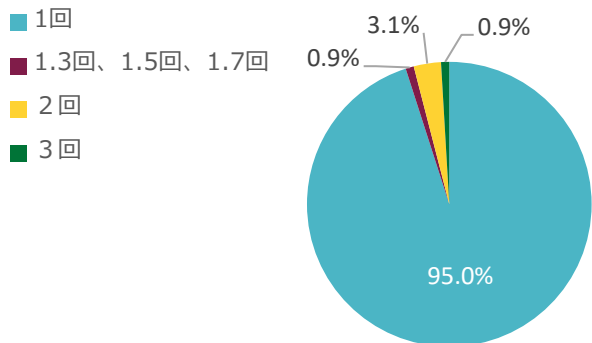
■ 1-2割 ■ 3-4割 ■ 5-6割 ■ 7-8割 ■ 9-10割



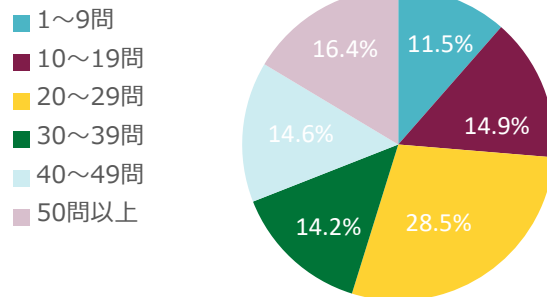
# 9. 通信教育の状況（体育）

## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

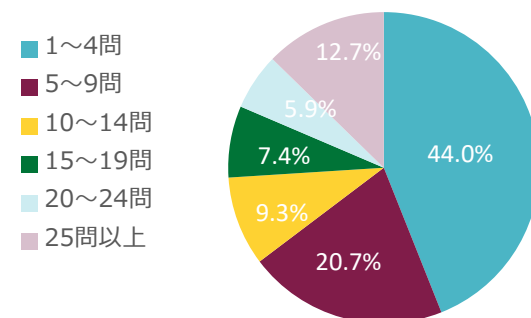
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



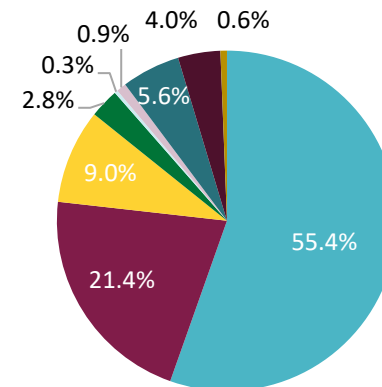
	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	3回	合計
学校数	307	3	10	3	323

	1~9問	10~19問	20~29問	30~39問	40~49問	50問以上	合計
学校数	37	48	92	46	47	53	323

	1~4問	5~9問	10~14問	15~19問	20~24問	25問以上	合計
学校数	142	67	30	24	19	41	323

## ② 各校で定める添削課題の種類

- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



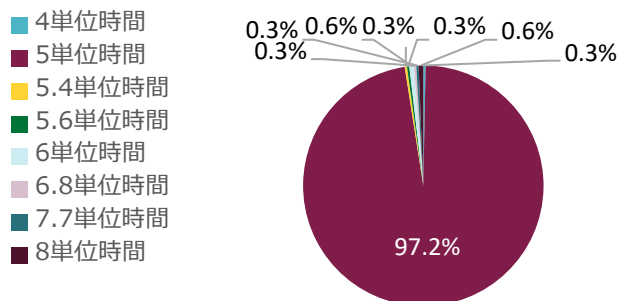
	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
学校数	179	69	29	9	1	3	18	13	2	323

※1単位当たりの添削指導回数について、例えば、8単位で12回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を1.5回としている。

# 9. 通信教育の状況（体育）

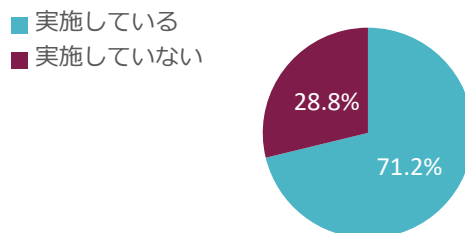
## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数及び 多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免状況

○各校で定める1単位当たりの面接指導単位時間数



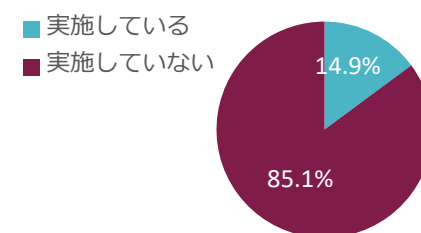
	4単位時間	5単位時間 (標準時間)	5.4単位時間	5.6単位時間	
学校数	1 (◎)	314	1	1	
	6単位時間	6.8単位時間	7.7単位時間	8単位時間	合計
学校数	2	1	1	2	323

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	230	93	323

○多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数



	実施している	実施していない	合計
学校数	48	275	323

## ④ 各校で実施する多様なメディアを利用して行う学習におけるメディアの種類

	高校講座			自校制作			その他			インターネットを利用した指導 (同時双方向)
	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	テレビ・ラジオ	DVD・ビデオ	インターネットによる映像授業等の一方向配信	
公立	39	2	41	0	0	2	3	4	5	0
私立	61	7	84	1	4	40	4	11	71	21
株立	5	0	6	0	1	5	0	0	7	3
全体	105	9	131	1	5	47	7	15	83	24

※ 1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、7単位で54単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を7.7単位時間としたりしている。

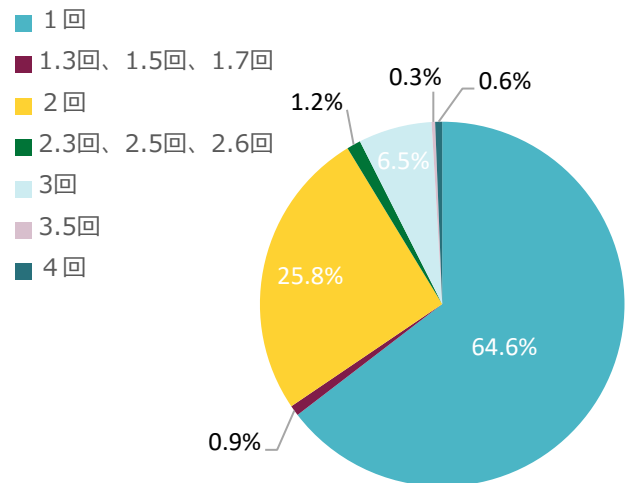
※ 1つの学校につき、複数のメディアを選択可能としている。

◎ 面接指導の単位時間数が標準時間に満たない学校については改善指導済み。

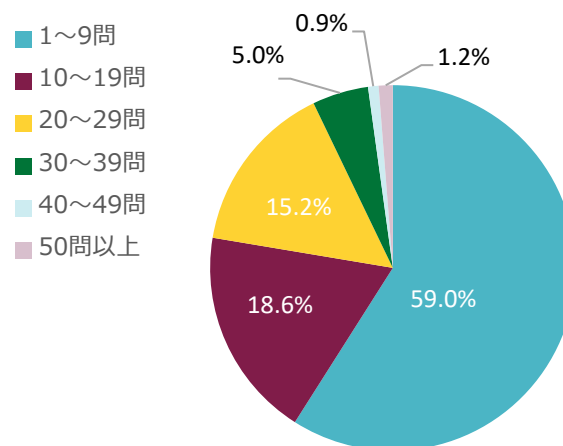
# 9. 通信教育の状況（総合的な探究の時間）

## ① 各校で定める添削指導回数及び設問数

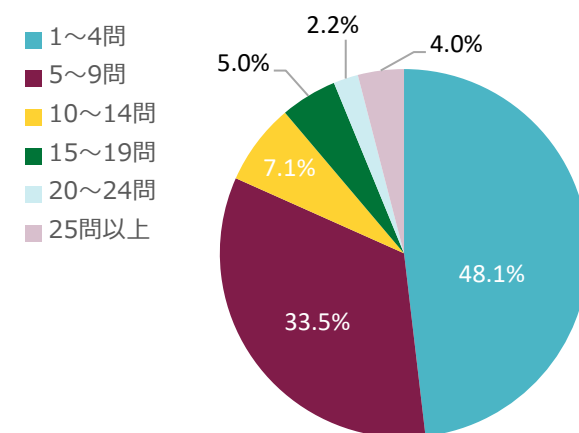
○各校で定める1単位当たりの添削指導回数



○各校で定める添削課題1回当たりの設問数（平均）



○各校で定める添削課題1回当たりの記述式問題の設問数（平均）



	1回 (標準回数)	1.3回 1.5回 1.7回	2回	2.3回 2.5回 2.6回
学校数	208	3	83	4
3回	3.5回	4回	合計	
	21	1	2	322

	1～9問	10～19問	20～29問	
学校数	190	60	49	
30～39問	40～49問	50問以上	合計	
	16	3	4	322

	1～4問	5～9問	10～14問	
学校数	155	108	23	
15～19問	20～24問	25問以上	合計	
	16	7	13	322

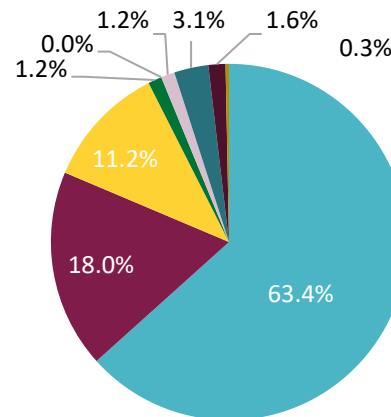
※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

※1単位当たりの添削指導回数について、開設コースごとに回数が異なる場合は全てのコースの平均回数としたり、例えば、2単位で7回と定めている場合は、1単位当たりの添削指導回数を3.5回としたりしている。

# 9. 通信教育の状況（総合的な探究の時間）

## ② 各校で定める添削課題の種類

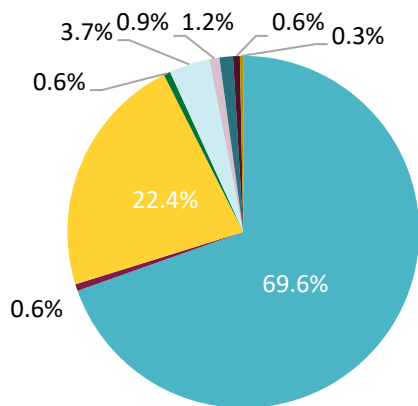
- 自校制作課題（紙媒体での回答）
- 自校制作課題（オンラインでの回答）
- 自校制作課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体での回答）
- 市販教材を用いた課題（オンラインでの回答）
- 市販教材を用いた課題（紙媒体とオンラインでの回答を併用）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体での回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（オンラインでの回答）
- 自校制作と市販教材を用いた課題の併用（紙媒体とオンラインでの回答を併用）



学校数	自校制作課題			市販教材を用いた課題			自校制作と市販教材を用いた課題の併用			合計
	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	紙媒体での回答	オンラインでの回答	紙媒体とオンラインでの回答を併用	
204	58	36	4	0	4	10	5	1	322	

## ③ 各校で定める面接指導の単位時間数

- 1単位時間
- 1.3単位時間、1.7単位時間
- 2単位時間
- 2.3単位時間、2.5単位時間
- 3単位時間
- 3.1単位時間、3.3単位時間
- 4単位時間
- 6単位時間
- 7.5単位時間



	1単位時間 (標準時間)	1.3単位時間 1.7単位時間	2単位時間	2.3単位時間 2.5単位時間	3単位時間
学校数	224	2	72	2	12
3.1単位時間 3.3単位時間	4単位時間	6単位時間	7.5単位時間	合計	
3	4	2	1	322	

※令和7年度新設校のため、「総合的な探究の時間」の開講がない1校を除く。

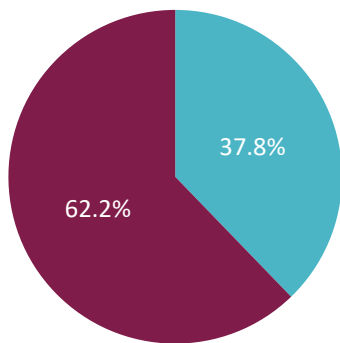
※1単位当たりの面接指導単位時間数について、開設コースごとに単位時間数が異なる場合は全てのコースの平均単位時間数としたり、例えば、3単位で10単位時間と定めている場合は、1単位当たりの単位時間数を3.3単位時間としたりしている。

# 9. 通信教育の状況（特別活動）

## ① 各校で定める多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免状況

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校数

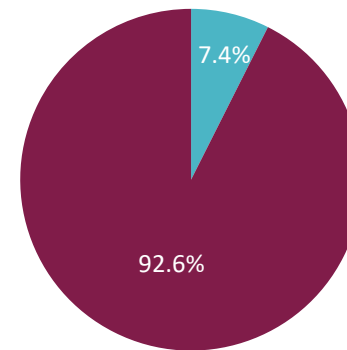
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	122	201	323

○多様なメディアを利用して行う学習による時間数の減免を「10分の8以内の時間数」で行う学校数

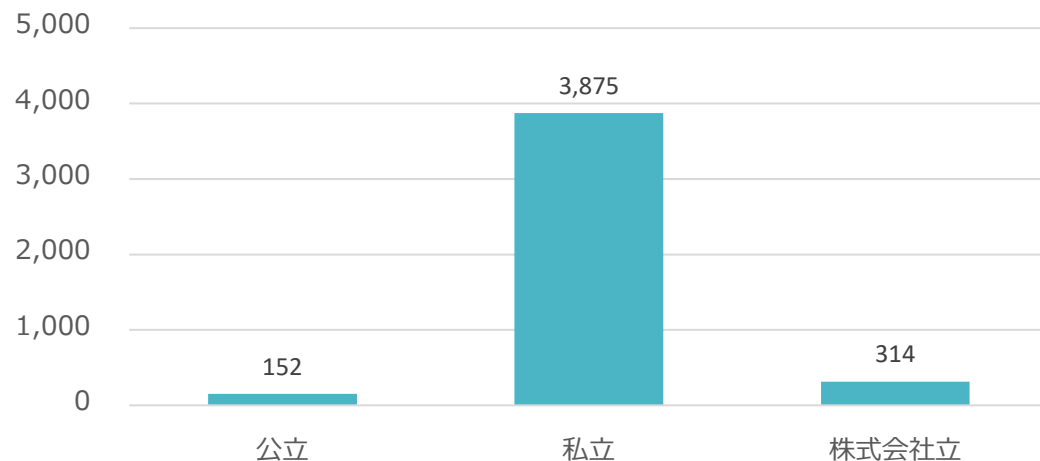
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計
学校数	24	299	323

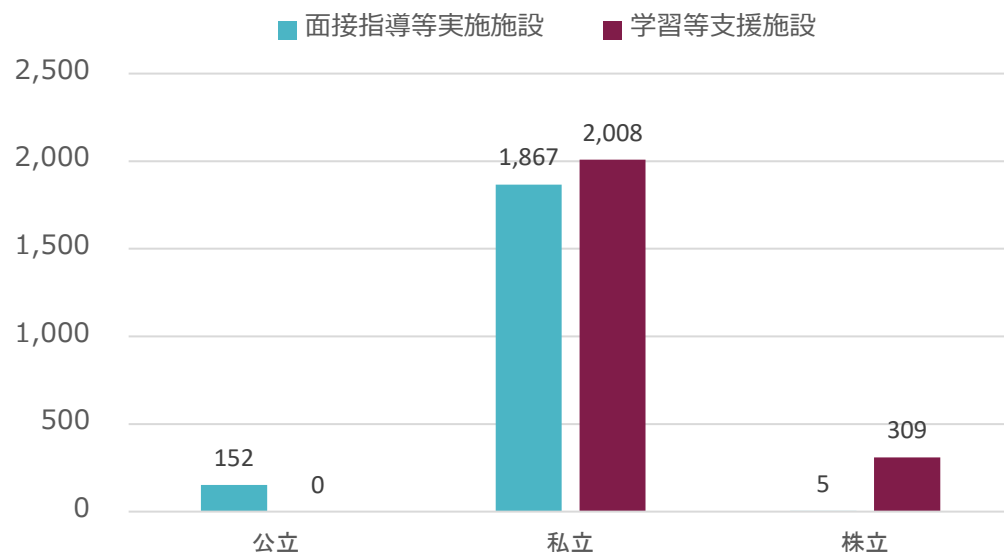
# 10. 通信教育連携協力施設の状況

## ① 通信教育連携協力施設の数



公立	私立	株立	合計
152	3,875	314	4,341

## ② 通信教育連携協力施設の数 (面接指導等実施施設又は学習等支援施設の別)



	面接指導等 実施施設	学習等 支援施設	合計
公立	152	0	152
私立	1,867	2,008	3,875
株立	5	309	314
全体	2,024	2,317	4,341

# 10. 通信教育連携協力施設の状況

## ③ 通信教育連携協力施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計 (施設数)
公立	107	11	0	0	0	0	34 (◎)	152
私立	3327	335	52	38	13	23	87 (◎)	3,875
株立	263	40	9	0	0	2	0	314
全体	3,697	386	61	38	13	25	121 (◎)	4,341

## ④ 面接指導等実施施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計 (施設数)
公立	107	11	0	0	0	0	34 (◎)	152
私立	1,421	272	48	38	13	23	52 (◎)	1,867
株立	1	3	0	0	0	1	0	5
全体	1,529	286	48	38	13	24	86 (◎)	2,024

## ⑤ 学習等支援施設数（収容定員数別）

	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	定めていない	合計
公立	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	1,906	63	4	0	0	0	35 (◎)	2,008
株立	262	37	9	0	0	1	0	309
全体	2,168	100	13	0	0	1	35 (◎)	2,317

※「定めていない」には、複数の施設でまとめて収容定員数を設定している場合を含むものとする。

◎収容定員数を定めていない施設については学校に改善指導済み。

# 10. 通信教育連携協力施設の状況

## ⑥ 通信教育連携協力施設数（在籍生徒数別）

	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計 (施設数)
公立	47	99	5	1	0	0	0	152
私立	1,545	2,122	147	38	11	6	6	3,875
株立	93	205	15	1	0	0	0	314
全体	1,685	2,426	167	40	11	6	6	4,341

※在籍生徒数が0人の1,685施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが1,061施設存在する。

## ⑦ 面接指導等実施施設数（在籍生徒数別）

	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計
公立	47	99	5	1	0	0	0	152
私立	742	934	132	36	11	6	6	1,867
株立	4	1	0	0	0	0	0	5
全体	793	1,034	137	37	11	6	6	2,024

※在籍生徒数が0人の793施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが193施設存在する。

## ⑧ 学習等支援施設数（在籍生徒数別）

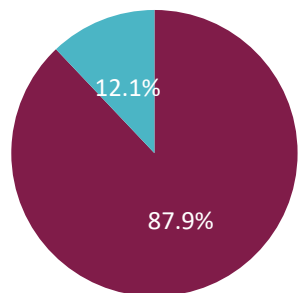
	0人	1人以上 200人未満	200人以上 400人未満	400人以上 600人未満	600人以上 800人未満	800人以上 1000人未満	1000人以上	合計
公立	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	803	1,188	15	2	0	0	0	2,008
株立	89	204	15	1	0	0	0	309
全体	892	1,392	30	3	0	0	0	2,317

※在籍生徒数が0人の892施設のうち、在籍希望者がいない、既に生徒募集を行っていない等の理由によるものが868施設存在する。

# 11. スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

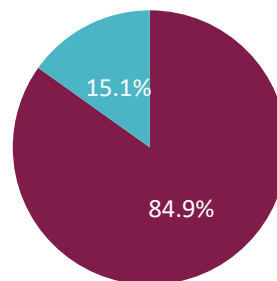
## ① グラデュエーション・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	190	37	227
株立	13	2	15
全体	284	39	323

■ 公表している ■ 公表していない

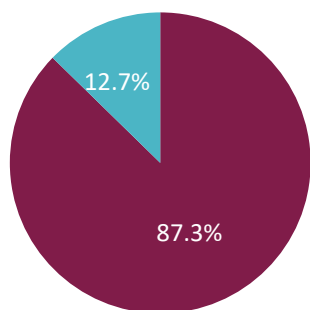


	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	148	42	190
株立	12	1	13
全体	241	43	284

※策定していない学校は除く。

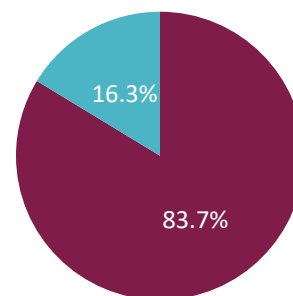
## ② カリキュラム・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	188	39	227
株立	13	2	15
全体	282	41	323

■ 公表している ■ 公表していない

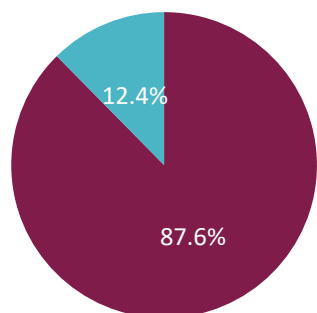


	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	144	44	188
株立	11	2	13
全体	236	46	282

※策定していない学校は除く。

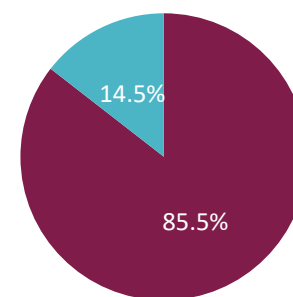
## ③ アドミッション・ポリシーの策定・公表状況

■ 策定している ■ 策定していない



	策定している	策定していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	189	38	227
株立	13	2	15
全体	283	40	323

■ 公表している ■ 公表していない



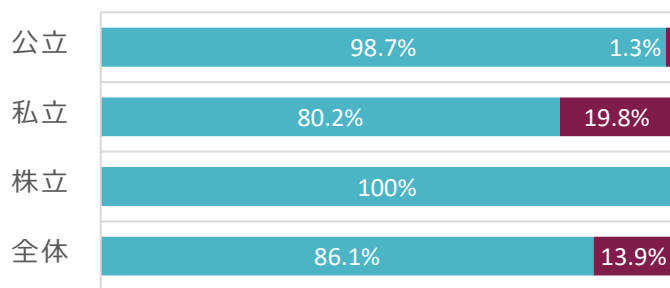
	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	81	0	81
私立	149	40	189
株立	12	1	13
全体	242	41	283

※策定していない学校は除く。

# 12. 自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）

## ① 自己評価の実施・公表・設置者への報告状況

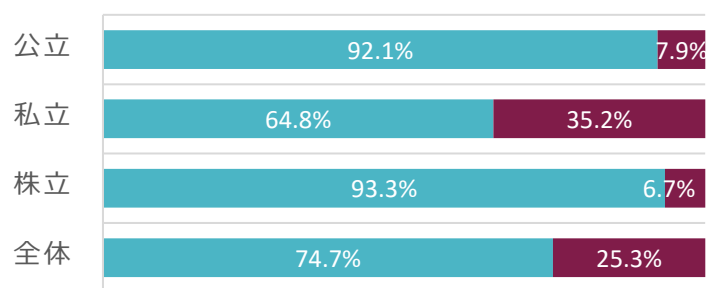
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	76	1	77
私立	162	40	202
株立	15	0	15
全体	253	41	294

※令和7年度開校の29校を除く。

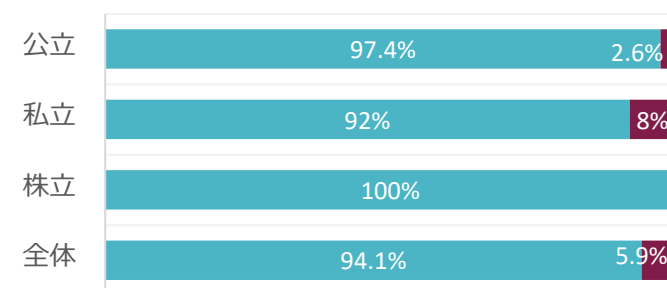
■ 公表している ■ 公表していない



	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	70	6	76
私立	105	57	162
株立	14	1	15
全体	189	64	253

※実施していない学校は除く。

■ 報告している ■ 報告していない



	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	74	2	76
私立	149	13	162
株立	15	0	15
全体	238	15	253

※実施していない学校は除く。

### 【参考】学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

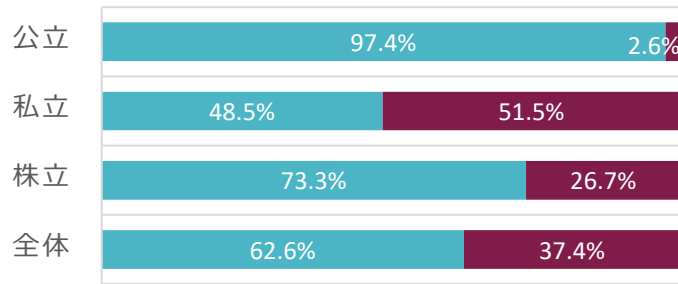
第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

# 12. 自己評価及び学校関係者評価の実施・公表・報告状況（本校）

## ② 学校関係者評価の実施・公表・設置者への報告状況

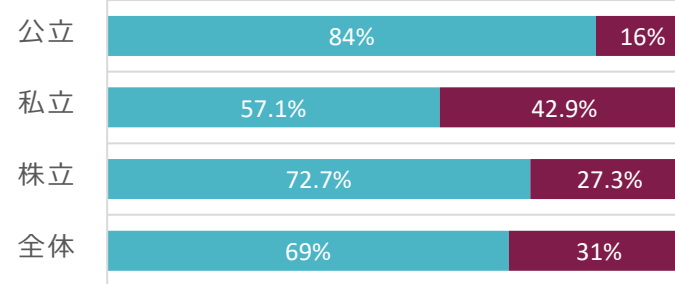
■ 実施している ■ 実施していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	75	2	77
私立	98	104	202
株立	11	4	15
全体	184	110	294

※令和7年度開校の29校を除く。

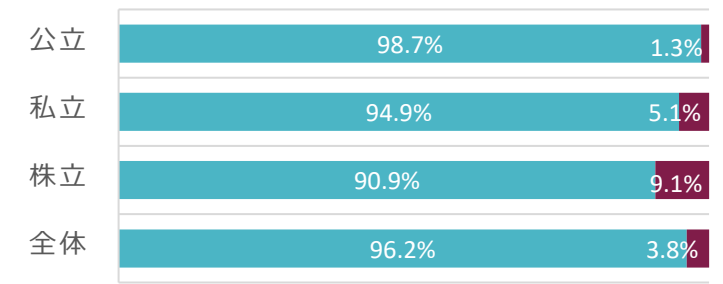
■ 公表している ■ 公表していない



	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	63	12	75
私立	56	42	98
株立	8	3	11
全体	127	57	184

※実施していない学校は除く。

■ 報告している ■ 報告していない



	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	74	1	75
私立	93	5	98
株立	10	1	11
全体	177	7	184

※実施していない学校は除く。

### 【参考】学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

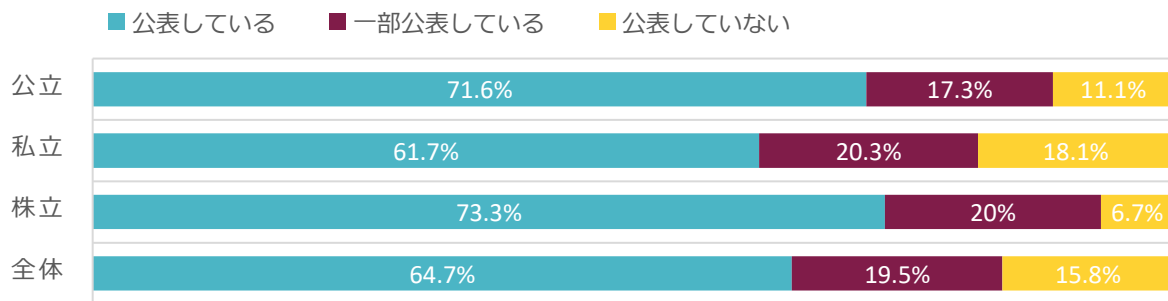
第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

# 13. 情報公開の状況（本校）

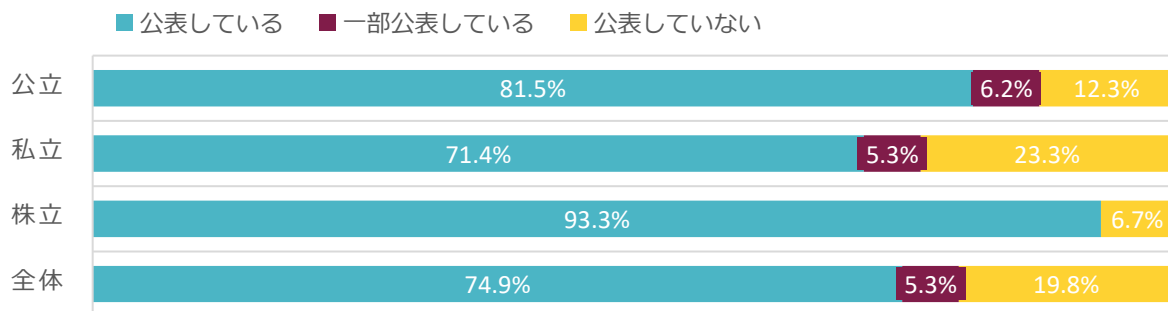
## ① 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる事項の公表状況

○第1号 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。



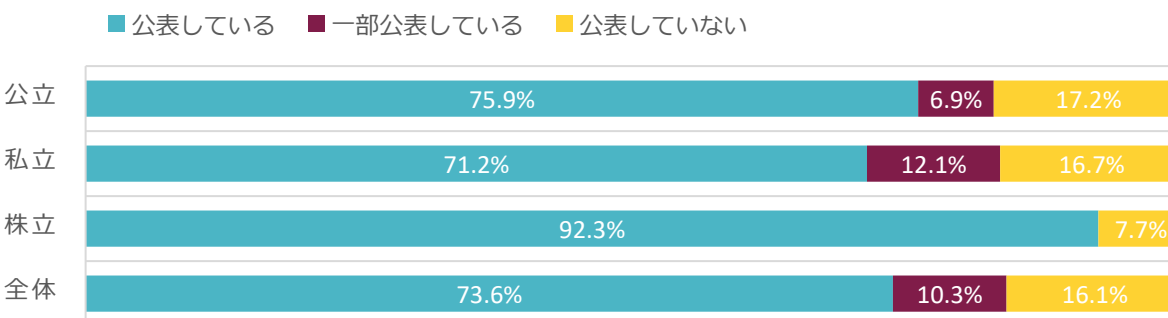
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	58	14	9	81
私立	140	46	41	227
株立	11	3	1	15
全体	209	63	51	323

○第2号 通信教育を行う区域に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	66	5	10	81
私立	162	12	53	227
株立	14	0	1	15
全体	242	17	64	323

○第3号 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

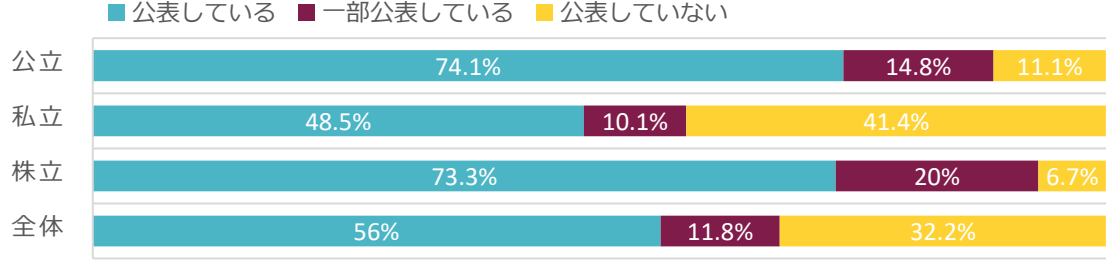


	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	22	2	5	29
私立	94	16	22	132
株立	12	0	1	13
全体	128	18	28	174

※通信教育連携協力施設を設置していない149校を除く。

# 13. 情報公開の状況（本校）

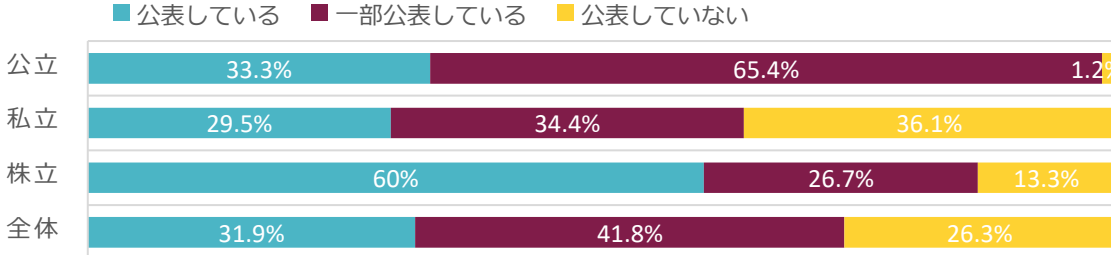
## ○第4号 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	60	12	9	81
私立	110	23	94	227
株立	11	3	1	15
全体	181	38	104	323

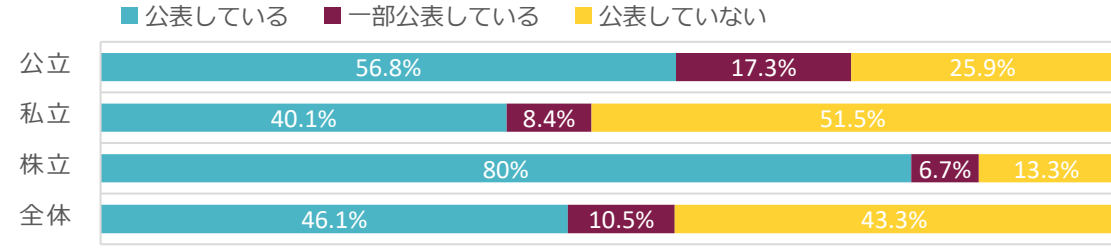
## ○第5号 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）



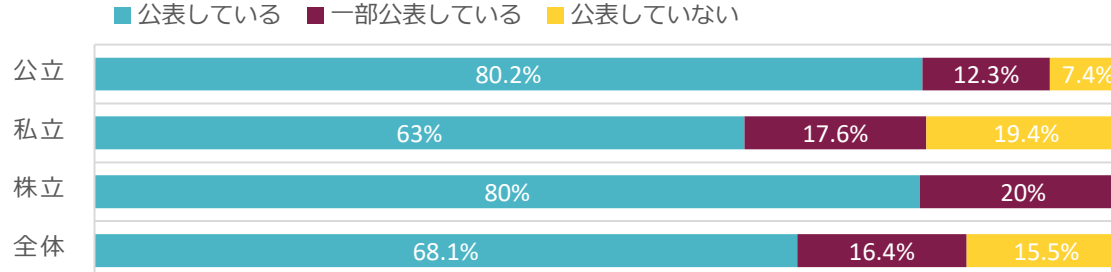
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	27	53	1	81
私立	67	78	82	227
株立	9	4	2	15
全体	103	135	85	323

## ○第6号 通信教育実施計画に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	46	14	21	81
私立	91	19	117	227
株立	12	1	2	15
全体	149	34	140	323

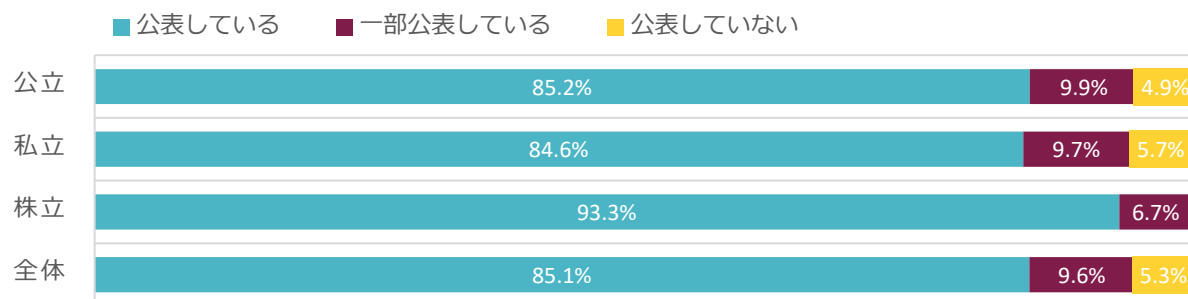
## ○第7号 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	65	10	6	81
私立	143	40	44	227
株立	12	3	0	15
全体	220	53	50	323

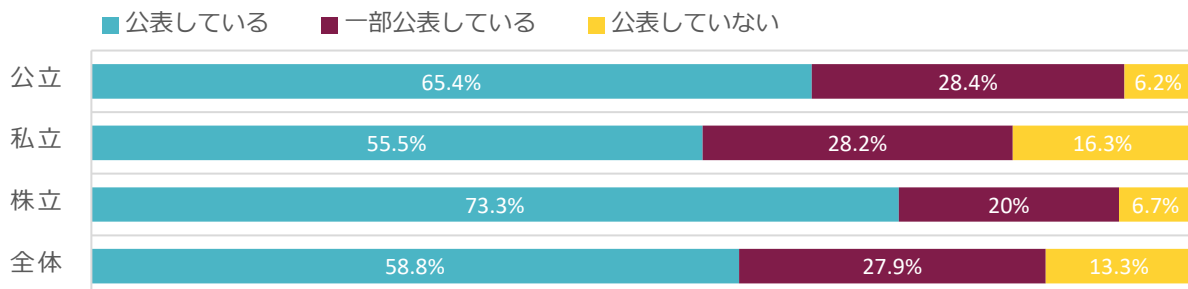
# 13. 情報公開の状況（本校）

## ○第8号 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	69	8	4	81
私立	192	22	13	227
株立	14	1	0	15
全体	275	31	17	323

## ○第9号 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	53	23	5	81
私立	126	64	37	227
株立	11	3	1	15
全体	190	90	43	323

### 【参考】高等学校通信教育規程（抄） （情報の公表）

第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
- 二 通信教育を行う区域に関すること。
- 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
- 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
- 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
- 六 通信教育実施計画に関すること。
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
- 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
- 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

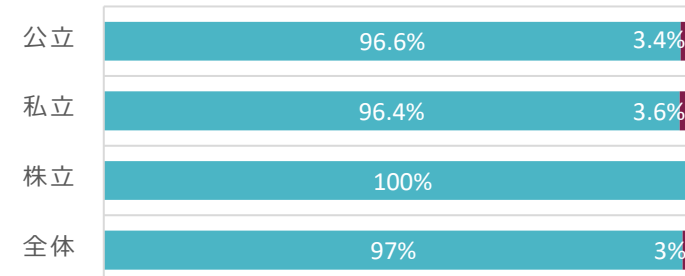
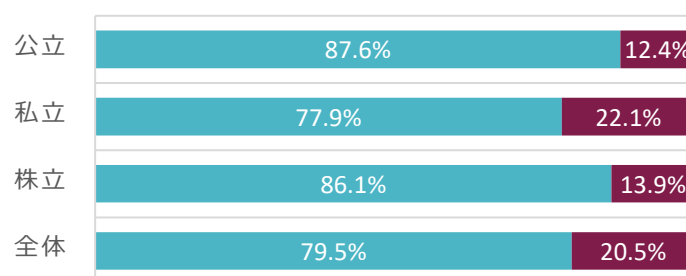
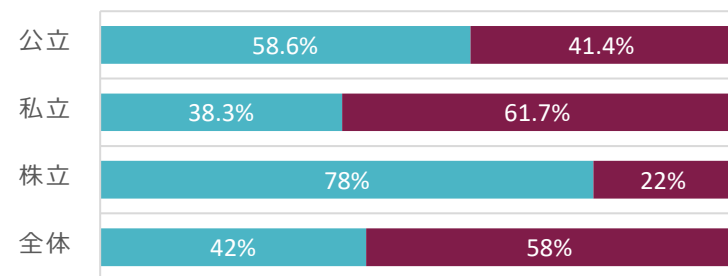
# 14. 自己評価及び学校関係者評価の実施状況等 (通信教育連携協力施設)

## ① 自己評価の実施状況状況等

■ 実施している ■ 実施していない

■ 公表している ■ 公表していない

■ 報告している ■ 報告していない



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	89	63	152
私立	1,406	2,266	3,672
株立	245	69	314
全体	1,740	2,398	4,138

	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	78	11	89
私立	1,095	311	1,406
株立	211	34	245
全体	1,384	356	1,740

	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	86	3	89
私立	1,356	50	1,406
株立	245	0	245
全体	1,687	53	1,740

※令和7年度開校の本校と連携する203施設を除く。

※実施していない施設は除く。

※実施していない施設は除く。

### 【参考】高等学校通信教育規程（抄）

（通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価）

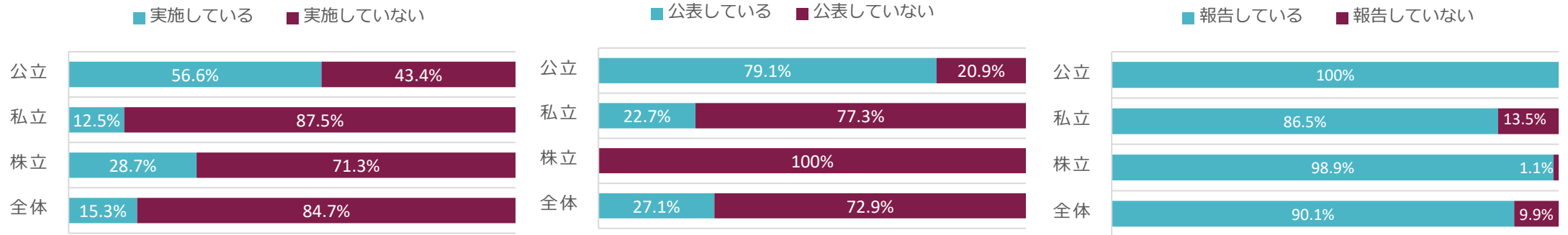
第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

# 14. 自己評価及び学校関係者評価の実施状況等 (通信教育連携協力施設)

## ② 学校関係者評価の実施状況等



	実施している	実施していない	合計 (学校数)
公立	86	66	152
私立	458	3,214	3,672
株立	90	224	314
全体	634	3,504	4,138

	公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	68	18	86
私立	104	354	458
株立	0	90	90
全体	172	462	634

	報告している	報告していない	合計 (学校数)
公立	86	0	86
私立	396	62	458
株立	89	1	90
全体	571	63	634

※令和7年度開校の本校と連携する203施設を除く。

※実施していない施設は除く。

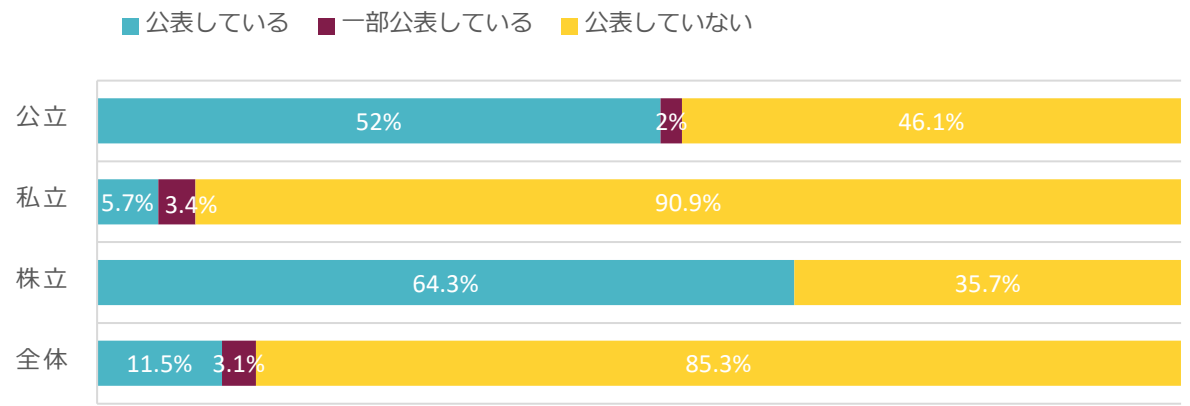
※実施していない施設は除く。

【参考】高等学校通信教育規程（抄）  
 (通信教育連携協力施設における連携協力の状況の評価)  
 第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。  
 2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。  
 3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

# 15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

## ① 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる事項の公表状況

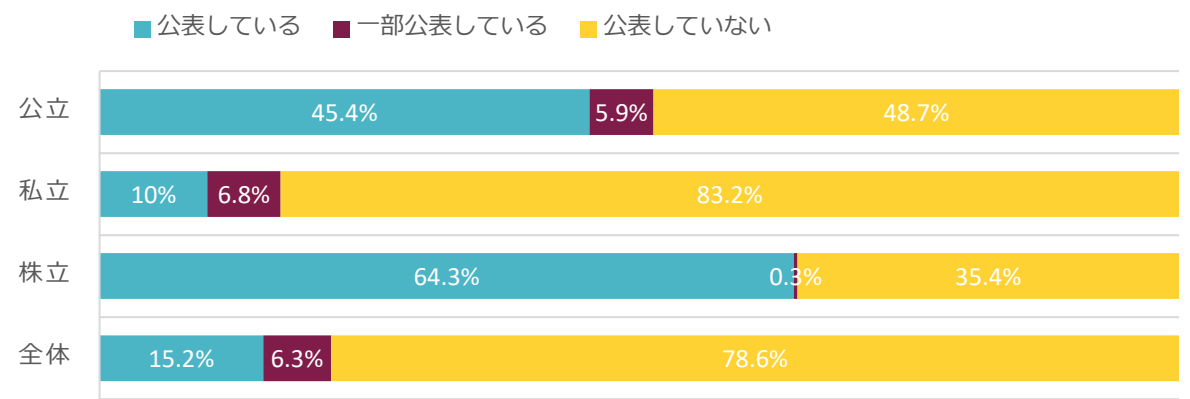
○第4号 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	79	3	70	152
私立	219	133	3,523	3,875
株立	202	0	112	314
全体	500	136	3,705	4,341

○第5号 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること。

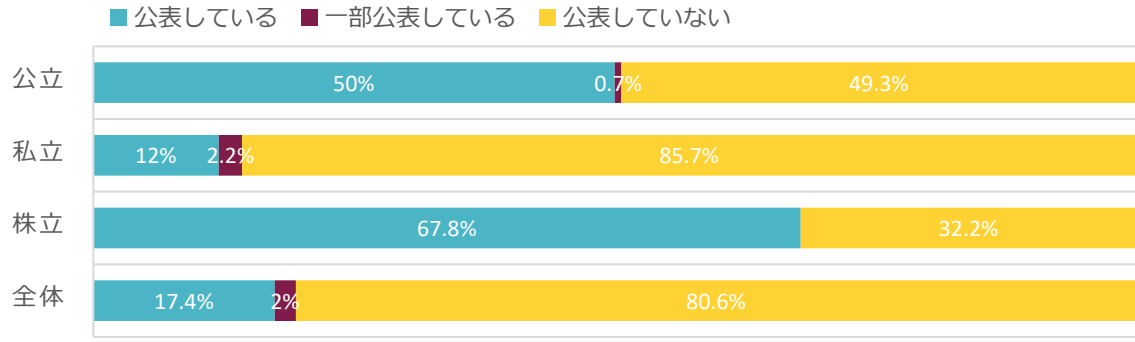
（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	69	9	74	152
私立	387	263	3,225	3,875
株立	202	1	111	314
全体	658	273	3,410	4,341

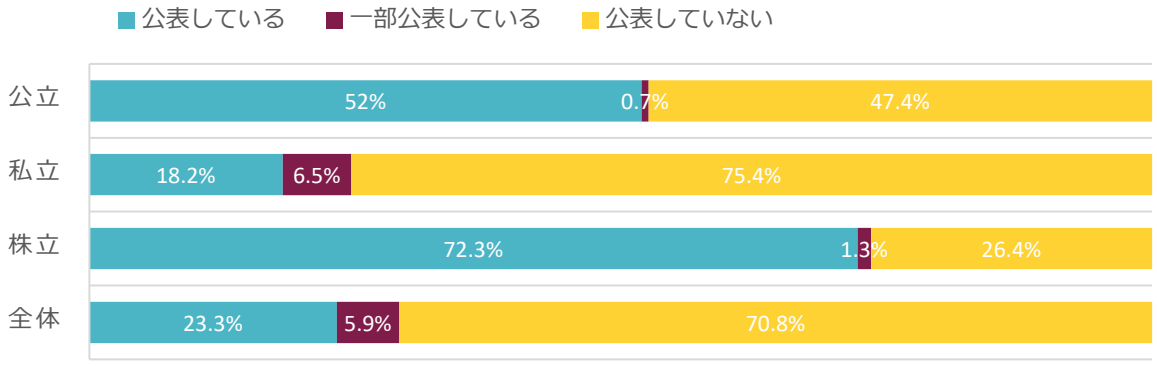
# 15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

## ○第6号 通信教育実施計画に関すること。



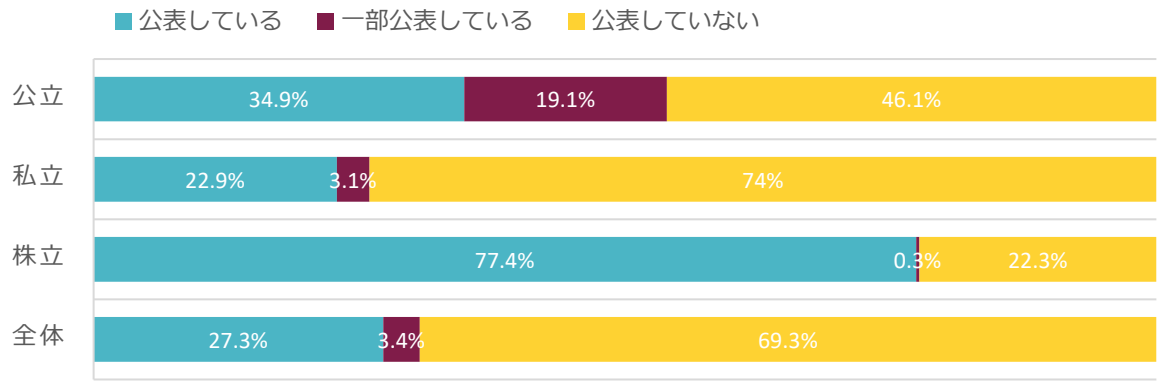
	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	76	1	75	152
私立	466	87	3,322	3,875
株立	213	0	101	314
全体	755	88	3,498	4,341

## ○第7号 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	79	1	72	152
私立	705	250	2,920	3,875
株立	227	4	83	314
全体	1,011	255	3,075	4,341

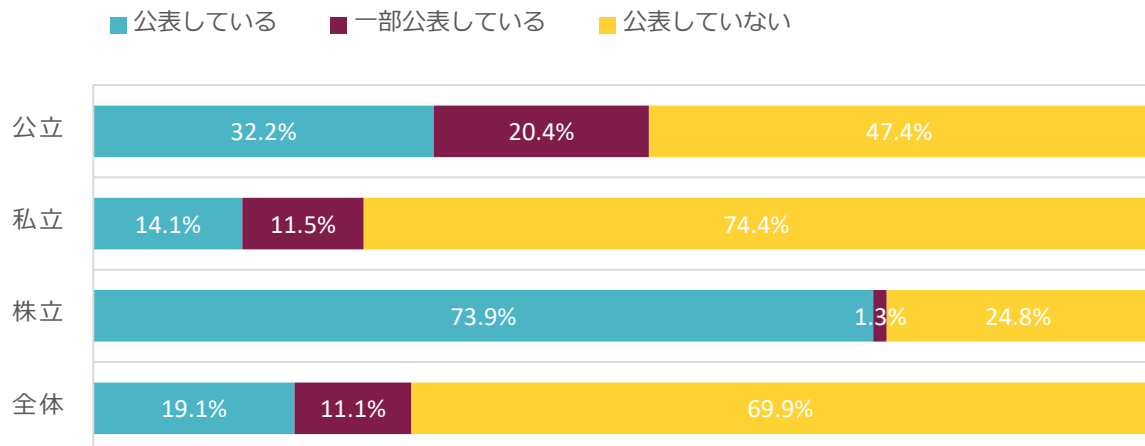
## ○第8号 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	53	29	70	152
私立	887	119	2,869	3,875
株立	243	1	70	314
全体	1,183	149	3,009	4,341

# 15. 情報公開の状況（通信教育連携協力施設）

○第9号 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。



	公表している	一部公表している	公表していない	合計 (学校数)
公立	49	31	72	152
私立	547	445	2,883	3,875
株立	232	4	78	314
全体	828	480	3,033	4,341

【参考】高等学校通信教育規程（抄）  
 （情報の公表）  
 第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。  
 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。  
 二 通信教育を行う区域に関すること。  
 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。  
 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。  
 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。  
 六 通信教育実施計画に関すること。  
 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。  
 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。  
 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。  
 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

# メディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除の変遷

## ・昭和31年改訂（昭和32年再訂）

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内の時間数免除

## ・昭和35年改訂

ラジオ放送を利用して行う学習により10分の3以内、テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

## ・昭和45年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の5以内の時間数免除、合わせて10分の6を超えることはできない

## ・昭和53年改訂

ラジオ・テレビ放送を利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない  
※平成元年改訂、平成11年改訂も同様

## ・平成15年一部改正

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない  
※平成21年改訂も同様

## ・平成30年改訂

ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習により10分の6以内の時間数免除、合わせて10分の8を超えることはできない（10分の8以内の時間数を免除できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合）

## 2 単位の計算方法の見直し

### (単位計算の方法の見直し)

- 高等学校は単位制を採用しており、**50分の授業を1単位時間（コマ）とし、35コマの授業をもって1単位として計算することを標準**とし、これに基づいて各教科等の履修単位数を決定したり、修得単位の認定を行う仕組みとなっている。
- こうした仕組みは、生徒の多様な科目選択が可能な高等学校において、**卒業に必要な履修科目の組み合わせや学習量の計算が煩雑となるのを避け、学校としても教育課程編成が容易となるというメリットもある一方、以下のような課題もある。**
  - ✓ 各科目についてきめ細かな学習時間の調整ができない
  - ✓ 35コマ未満のコンパクトな学習内容は単位として認定できない
  - ✓ 学期ごとに柔軟に科目の履修選択を認めるといったことは難しい
- こうした課題は、①で検討したような科目の柔軟な組み替えを可能としたり、生徒の多様なニーズに応じた丁寧な学習量調整を行うことができるようにしていくことを可能としていくに当たっては、大きな課題となりうる。こうしたことなどを踏まえ、企画特別部会では、**1単位を細分化（半期での学習をもって1単位と認定。卒業に必要な単位は74単位から148単位となる。）**する方針を示したところ。
- その際、現在は35コマの授業をもって1単位として計算しているところ、**単位を細分化する場合に1単位をどのように計算するかが課題となる。**（具体的には、1単位に必要な単位授業時間を17コマとするのか18コマとするのか）
- この点、高等学校は、高等学校入試への対応が必要なことや、高3の大学入試のために、実質的に授業ができない日もあり、授業日数が義務教育段階よりやや少ない一方、多くの週当たりコマ数を実施している実態に留意が必要。そうした構造の中で、学校行事や祝日等により各教科等の授業が実施できなかった場合に、振替や追加の授業等により年間で35コマの確保に困難が生じやすい実態もある。
- こうした中で、1単位を18コマで計算し、実質的に単位認定に必要な授業時間数が1コマ増加することは、現場の実態と乖離し、運用が困難となる恐れがある。したがって、今般1単位の計算方法を細分化するに当たっては、**50分×17コマの授業をもって1単位とすることを標準**としてはどうか。

※以後便宜的に、現行の単位計算によるものを○**単位**、細分化された新たな単位計算によるものを○**新単位**と記載。

- なお、その場合、現在1年間で35単位時間で指導する内容を**34単位時間を標準として指導することとなるが、このことも踏まえた教科用図書**の分量となるよう、**義務教育段階と同様に教科用図書の精選等**を図っていく必要があるのではないかと。

### (3学期制との関係)

- 企画特別部会の論点整理以後、今回の1単位の計算方法の細分化については、（1単位：週1コマ×半期）との記載があったことも踏まえ、**2学期制への移行を前提とした仕組みとなるのではないかと**の声も聞かれたところ。
- この点について、2学期制を採用している場合は、前期・後期それぞれの授業時間と単位認定に必要な授業時間（1単位17コマ）を揃えやすく、**通年のみならず、前期・後期それぞれで柔軟に科目選択の機会を提供することがしやすくなるなどのメリットはある。**
- しかしながら、**新単位による履修単位数を2の倍数とすることにより、従前と同様の単位数で便宜上運用することも可能であり、3学期制の場合のデメリットとなるものではない。**加えて、**3学期制である場合でも2週に1度の授業を設ける等により、新単位を活用した科目設定も可能でもあり、2学期制への移行を前提としたものではないことに留意が必要。**

### (単位授業時間の柔軟な設定との関係)

- 高等学校が単位授業時間の柔軟な見直しを行いたいと考えた場合、例えば50分授業で45分授業にして同じ授業コマ数とすると、4単位の科目は10%程度授業時数が減少する（結果3.6単位分の学習となる）ところ、端数を切り捨てて3単位分の認定となり、**取りこぼしが生じるため、広がり**を欠いた。この点、新単位制度は、きめ細かな単位認定が可能となる（例えば、上記の例であれば8新単位が授業時間見直しにより7.2新単位分の学習となり、それを7新単位で認定）ことから、**単位授業時間の柔軟な設定を容易にする効果も見込めるため、そうした運用例も示していくことが考えられるのではないかと。**

# 3 各科目の単位数の一層柔軟な設定

## (共通教科・科目の単位数)

- 現行学習指導要領では、共通教科・科目及び総合的な探究の時間について標準単位数を定めるとともに、標準より増加して履修単位を設定する場合（増単）や、標準より減じて履修単位を設定する場合（減単）の条件を解説において整理している。（P44参照）

	増単	減単
必修教科・科目	増単できる場合の例示 ・基礎的な学習内容の定着 ・理解が難しい科目の十分な習得 ・特定の技能等の反復・習熟	○原則減単できない ○いずれの条件も満たす場合のみ減単可能 ・短い時数で科目の目標を実現可能 ・生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し特に必要がある場合 ○標準単位数が2単位である場合は減単不可
それ以外		○原則減単できない ○以下のいずれかの場合のみ減単可能 ・短い時数で教科・科目の目標を実現可能 ・教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げること可能である旨規定されており、実態に応じやむを得ない場合

- 今回、義務教育段階については、調整授業時数制度を導入し、標準授業時数から一定の割合で減じて授業時数を設定できるとする方向で検討が進んでいる（減ずることで35コマ未満となる教科を除く）。
- 義務教育段階においてこうした検討が進んでいる中、高等学校についても、①で議論した科目の内容の柔軟な組み替えや、②で検討した単位数の計算方法の見直しを実効性あるものとしていくためには、より一層生徒の実態や各学校の教育課程編成のねらい等に応じて柔軟に学習時間を調整できる仕組みとしていく必要があるのではないか。
- この点について企画特別部会の論点整理においては、「複数科目を一体的に指導する場合、履修単位数を標準より減らすことも可能とすべき」としているが、組替え後科目を含め、各科目の履修単位数の調整の在り方をどうするか課題となる。

## (減単に関する基本的な考え方の見直し)

- 標準単位数は、当該科目の目標を達成し、学習指導要領の内容を無理なく指導するのに適切な時間として設定しているものであり、引き続き、標準の通りに履修単位を設定することを原則とすることに一定の意義があると考えられる。

- 一方、生徒の多様な実態や、学校の教育課程編成のねらいに応じた様々な教育活動を実現し、教育課程全体として生徒の資質・能力を効果的に育成するために必要であると考えられる場合は、カリキュラム・マネジメントの一環として共通教科の時数を減じ、必要な教育活動を実施するための余白を創出することができるようにすることは意義が大きい。
- したがって、減単の基本的な考え方として「原則不可」とすることを改め、生徒の実態及び教育課程全体を通じた資質・能力の育成に資すると認められる場合は、一定の限度の下で可能であるという考え方を基本としてはどうか。

## (2単位の必修教科目の減単について)

- 現在必修教科目については、標準単位数が2単位である場合は単位数を減じることできないとしているが、これは2単位から単位数を減じた場合1単位となってしまう、半分の時数で目標の実現を図ることは困難と考えてきたことによる。
- 一方、今回単位の計算方法の見直しによって、2単位科目については4新単位となり、例えば3新単位に減単すると授業時数としては25%の減となる。現在、特に必要がある場合は3単位の科目を2単位に減単する（約33%減）ことを可能としている中であって、25%の減を不可とする理由に乏しいことから、**現在減単を不可としている標準が2単位の必修教科目についても、1新単位の範囲内で減単を認める**こととしてはどうか。
- しかし、例えば、大学入試に課されない教科が削減され、普通教育としての教育課程のバランスが確保できなくなるといったことを避ける必要がある。このため、それぞれの「教科」について教科目標を達成する必要最低限の時数は確保できるよう、**各必修「教科」に係る科目の履修単位数の合計が3新単位以下となる減単は不可**としてはどうか。（現行単位を前提にすれば、公共、芸術（音楽 I or 美術 I or 工芸 I or 書道 I）、情報 I、家庭基礎が減単不可）
- こうした考え方を基本とした上で、**各教科等WGにおける科目構成の在り方や、標準単位数の議論の結果も踏まえ、各科目について減単可能な上限を定める**こととしてはどうか。
- なお、一方組替え後科目の内訳に着目すると、実態上どの時間が必修教科目相当で、どの時間がそれ以外の科目相当か明確な区別が難しいことが想定され、一定の考え方を示す必要がある。このため、**組換え前の科目の「減単可能な上限」の考え方を踏まえて、「組替え後科目」の必要単位数を設定すべきではないか。**（例えば、生物基礎と生物を組み合わせると組み替え後科目とした場合、生物基礎で3新単位分＋生物で6新単位分などそれぞれの科目で設定可能な範囲で設定し、その合計で組み替え後科目の単位を設定することが想定される。（この場合9新単位））

# 各教科・科目における増単・減単の条件

## 高等学校学習指導要領解説 総則編 ( P 6 5 )

	単位を増加すること (増単)	単位を減ずること (減単)
必履修教科・科目の場合	<p>○ 以下のような場合には、増単することが考えられる。</p> <p>①義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る場合を含め、基礎的な知識を十分身に付けさせるための時間に充当する場合</p> <p>②理解の難しい科目の内容を十分習得させるための時間に充当する場合</p> <p>③特定の技術、技能等を反復、習熟させるための時間に充当する場合</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ 減単が可能なのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることはできない。</p>
必履修教科・科目以外の場合	<p>○ 標準単位数の標準の幅については特に定めはないが、それには一定の限度があるとされている。しかし、能力等の多様な生徒の実態等を考慮し、生徒の学習内容の習熟の程度などから判断して、時間をかけてその習熟を図るため特に必要がある場合には、その限度を超えて大幅に単位数を増加させることができることとしている。例えば、「数学Ⅰ」について、生徒の実態により、特に授業時数を大幅に増加して、5単位や6単位を配当することも可能であり、これを修得した場合、それを卒業に必要な単位数の中に算入することになる。</p>	<p>○ 原則として、標準単位数よりも減ずることはできない。</p> <p>○ ただし、以下のいずれかの場合には単位を減ずることが可能である。</p> <p>①生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合</p> <p>②原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむをえない場合</p> <p>○ なお、上記の場合においても、生徒の実態等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。</p>

## 議題2. 高等学校入学者選抜について

## 「高等学校の入学選抜について」（平成5年2月22日付け文部事務次官通知）（抜粋）

### 1 公立高等学校の入学選抜の改善について

#### （1）多様な選抜方法の実施について

- ア 高等学校の入学選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。
- イ 高等学校入学選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。（略）

#### （2）多段階の入学選抜の実施について

- ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学選抜が実施されるよう十分配慮すること。

#### （5）調査書の在り方について

- ア 調査書については、高等学校入学選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。
- イ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実し、活用するよう十分配慮すること。  
その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。

# 学力検査の在り方について

## 「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文部事務次官通知）（抜粋）

### 1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

#### （4）学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。

イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

# 学力検査の在り方について

## 「高等学校の入学者選抜の改善について」

(平成9年11月28日付け文部省初等中等教育局長通知) (抜粋)

### 2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

#### (1) 入学者選抜の改善について

ア 第二次答申においては、学力検査について、「1点の差を争わせるのではなく、一定以上の点数が取れば足りるという基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる」、「生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合、1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」、「各高等学校において自校の教育を受けるのに適当と考える水準に達していれば、ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ、具体的には、学力検査において一定以上の点数を得ていれば、他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。

イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題はできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

### 3. 調査書の活用等における留意事項について

(略) 各実施者の実情により、調査書において出席等に係る日数の記入欄を設ける場合には、出席停止等に伴う当該欄への記載内容によって、特定の入学志願者が不利益を被ることがないように、御配慮をお願いします。なお、欠席日数欄を設ける場合には、欠席の理由を記載できる欄を設けたり、入学志願者が自ら欠席の理由について申告できる機会を設けたりするとともに、入学志願者が本人に帰責されない身体・健康上のやむを得ない理由により、中学校等を欠席したと認められる場合、そのことのみをもって合理的な理由なく選抜において不利に取り扱うことがないように、御配慮をお願いします。

(略)

調査書は、高等学校入学者選抜に用いることのできる資料のひとつであることを十分に踏まえ、今後の調査書の検討に当たっては、入学者選抜の実施に真に必要な事項に見直しを図っていただきますようお願いいたします。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

### 7. その他御配慮いただきたいことについて

(6) 不登校生徒の中には、教育支援センター等の公的機関やフリースクール等の民間施設等の学校外の機関や自宅等において懸命に学習を続けている者もあり、高等学校入学者選抜等においては、学ぶ意欲や能力を有する生徒について、その多様な学びの場における日頃の努力を適切に評価することが望まれます。不登校経験のある生徒の教育機会の確保の観点からも、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益な取扱い（例えば、欠席日数のみをもって出願を制限するなど）をしないようにするとともに、「高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」等の例も参照しながら、生徒の自己申告書や学校以外の場（家庭におけるオンライン学習を含む。）における学習状況に係る資料等を選抜において適切に勘案したり、不登校生徒が志願しやすいように募集時の内容を工夫したりするなど、配慮を行うことが望まれます。

## 「高等学校入学者選抜等における配慮事項等について」

(令和7年6月27日付け初等中等教育局長、総合教育政策局長通知) (抜粋)

### 7. その他御配慮いただきたいことについて

(1) デジタル技術の活用等、入学志願者の利便性の向上や実施者及び教職員の負担軽減に資する取組は、各実施者の実情に応じて、更なる推進をお願いします。その際、実施に当たっては、入学志願者に不利益が生じないことが前提であることに、十分に留意いただいた上で、取組を進めていただくようお願いいたします。

# デジタル行財政改革会議における議論について

## 第10回デジタル行財政改革会議（令和7年4月22日）

### 総理指示

教育については、公立高校入試で、一人の生徒が一つの公立高校にしか出願できないという単願制の問題点とその解消策について提起をいただきました。

平大臣、あべ大臣は、生徒の希望する進学につながるのとメリットや現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例創出の具体化を図ってください。

## あべ文部科学大臣記者会見録（令和7年4月25日）

22日に開催されました「デジタル行財政改革会議」では、公立高校入試におきまして一人の生徒が一つの公立高校に出願をするいわゆる「単願制」、この課題とこの解消策の提案を踏まえまして石破総理より、平デジタル担当大臣とともに「生徒の希望する進学につながることのメリット、また現場の課題を丁寧に考慮し、希望する自治体での事例の創出の具体化を図」るよう御指示がございました。

公立高校の入学者選抜の実施方法等は、実施者であるところの各都道府県教育委員会等が決定するものでございますが、デジタル技術を活用した併願制につきましてもメリットが考えられる一方で、生徒の多様な個性と能力が十分に評価されるか、また学校の特色・魅力が損なわれないか、地域人材を育成する専門高校に影響がないかなどの課題も想定されるところでございます。

文部科学省としては、メリットや課題について整理をしつつ、高校教育の質向上につながりますよう、自治体・高校関係者の意見もよくお伺いして、また関係省庁とも十分に連携の上、丁寧に検討してまいります。

# 中高の円滑な接続に資する高等学校入学者選抜の在り方



## 【現状と課題】

### 1. 学力検査に関する課題

- 平成5年通知以降、中学校の教育課程の趣旨に即した改善を求めてきた。質的改善は一定の進捗があるものの、個別の知識を単純に問う出題も依然残っており、出題全体のバランスを踏まえた改善が必要となっている
- 入試を背景にした保護者の懸念や要望等が教科書を網羅的に指導するとの認識に繋がっているとの指摘もあり、学習指導要領の構造化を踏まえた教科書の改善の実効性を担保する観点から入試の在り方の改善も必要である

※ 少子化に伴い入試倍率が低下しており、質的改善が行いやすい環境になったとの見方もある

### 2. 多様な選抜方法に関わる課題

- 平成5年通知以降、選抜方法の多様化を推進してきたが、多様な背景を有する子供たちの大幅な増加（不登校、特異な才能・障害、外国籍等）、無償化の流れを受けた各校の特色化・魅力化の推進の必要性、少子化・過疎化の影響等の社会的変化を踏まえ、取組を更に拡充する必要がある
- こうしたことも踏まえつつ、学ぶ意欲を有する生徒に対して、希望する学びの場が確保されるための手段として、望ましい高等学校入学者選抜の在り方を検討する必要がある



## 【具体的方向性と論点（案）】

### 1. 学力検査の改善

- 中学校以下の授業改善に資する観点も含め、思考力・判断力・表現力等を問う出題の充実に係る課題の整理を国として支援すべき
- 都道府県教委等における中・高担当部署の連携を図り、出題方針の公表、作問解説、県全体・各学校の分析結果の共有等を促進することによって、中学校の授業改善や進路選択、高校入学後の学習の充実に繋げていくことを検討すべき
- 採点等でのデジタル技術の活用や、負担軽減に係る取組を促進すべき（高校の特色化・魅力化を踏まえた選抜実施の要請もある中、都道府県間で作問負担軽減についてどのような連携・協力が可能か、国としてどのような支援が必要かの検討も含む）

### 2. 多様な選抜方法の拡充

- 高校の特色化・魅力化を促進する観点から、校長のリーダーシップの下で定めたスクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜方法（※）を導入する場合は、どのような方法や留意事項があるか整理すべき  
(※) 各教科で培った資質・能力を活かした自己PRやプレゼン等を取り入れている自治体もある
- その際、多様な背景を有する生徒の個性・特性を十分に踏まえた選抜を充実させるための留意事項を整理すべき（第3章（4）で記載の不登校生徒に対する特別の教育課程に基づく評定等の扱いの整理や、障害のある生徒の受検上の合理的配慮の提供の充実にに向けた基本的な考え方や配慮の例の提示など）
- 上記の整理も踏まえつつ、生徒や地域の実情に鑑み、学力検査を行わないことができる選抜や、調査書を用いないことができる選抜の取扱い等について整理すべき
- ※ 作問や採点の負担が指導主事や学校現場の協力者の本務を圧迫しているとの指摘や、高校の特色化・魅力化を踏まえた選抜実施の要請もある中、実施者の負担軽減についてもあわせて検討していく必要
- ※ 以上については、入学者選抜の実施方法等は実施者である教育委員会等の責任で決定されることを前提とし、まずは都道府県教育委員会等と丁寧な意見交換を行いつつ必要な検討を行う
- ※ 受入保留（DA）アルゴリズムを活用した実施方法等については、メリットや課題を整理し、自治体・高校関係者の意見も踏まえ、別途丁寧に検討することとする

# 単願制と併願制について

## (単願制・併願制について自治体ヒア概要)

	メリット	課題
単願制	<ul style="list-style-type: none"><li>進路選択を経て、高いモチベーションの維持につながる可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>生徒の心理的プレッシャーにつながり、消極的な進路選択となる可能性</li></ul>
併願制	<ul style="list-style-type: none"><li>受験機会や進学機会の拡大</li><li>生徒の心理的負担の軽減の可能性</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>第一志望校ではない場合、学習意欲の低下につながる可能性</li><li>出題問題や採点基準等の統一の必要性</li></ul>

# 各自治体における高等学校入学者選抜の実施方法について

## 愛知県

### (入試制度の概要)

- 普通科は尾張、三河の2学区、専門学科及び総合学科は全県1学区。
- 普通科2校へ出願する場合は、同じ群のA・Bグループから1校ずつ選択。専門学科や総合学科を組み合わせでの出願も可能。

学区区分	普通科			専門学科 総合学科
学区	尾張学区		三河学区	県内全域
群	尾張第1群	尾張第2群	三河群	
Aグループ	P校 (18校 {6})	R校 (20校 {6})	(18校)	T校 (43校 1校含む)
Bグループ	Q校 (21校 {9})	S校 (22校 {9})	(20校)	U校 (49校)

### (選抜方法)

- 調査書、学力検査の成績、面接(実施校のみ)等の資料によって総合的に決定した校内順位をもとに、各校の合格者を決定。
- 受検生の校内順位が、第1志望校の募集人員内にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。第2志望校では、第1志望校の合格候補者に相当する数を繰り上げて合格候補者とする。

## 兵庫県

### (入試制度の概要)

- 学区ごとに、第2志望まで出願可能(専門学科は対象外)。

### (選抜方法)

- 調査書の学習評定と学力検査の成績を合わせた得点(素点)を基本とし、素点と調査書の諸記録を参考に総合的に合格者を決定。
- 第1志望を優先するため、第1志望校に一定の加算(20~30点)。
- 各校では、第1志望者は素点に一定の加算点を加えた点数で、第2志望者は素点の点数で、受験者の点数を順に並べる。その点数が、募集定員数内の順位であれば、総合判定を経て合格となる。

(実施校等)  
4301 複数志願選抜は、下表に定める高等学校を対象とし、学区ごとに実施する。

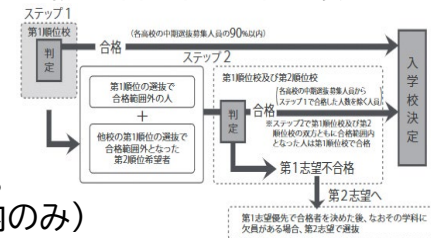
学区	普通科	総合学科
第1学区	東灘・御影・神戸・夢野台・兵庫・神戸鈴蘭台・長田・須磨東・須磨・舞子・神戸学園都市・神戸高麗・洲本・津名・淡路三郎・市立舞合・北須磨・芦屋・市立六甲・アライランド	北神戸総合 須磨友が丘 淡路 市立須磨南風
第2学区	尼崎小田・尼崎・尼崎北・尼崎西・伊丹・伊丹西・川西緑台・川西明峰・川西北陵・猪名川・鳴尾・西宮宮楽園・西宮南・宝塚・宝塚東・宝塚北・宝塚西・北摂三田・三田西陵・柏原・篠山風鳴・市立尼崎・市立尼崎双葉・市立西宮・市立西宮東・市立伊丹・尼崎福嶋・西宮・三田梓葉館	武庫荘総合 伊丹北 西宮今津 有馬
第3学区	明石・明石北・明石城西・明石清水・明石西・加古川東・加古川西・高砂・高砂南・松蔭・東播磨・播磨南・西脇・三木・小野・社・多可・北条・加古川北	明石南 加古川南 三木総合
第4学区	姫路別所・姫路西・姫路節西・姫路海楼・相生・龍野・赤穂・播磨福崎・神崎・伊和・上部・佐用・山崎・市立姫路・市立琴丘・市立船場・姫路東	太子 香寺
第5学区	豊岡・出石・浜坂・村岡・八尾・生野・香住	豊岡総合 和田山

## 京都府

### (入試制度の概要)

※令和8年度までの入試制度の概要で令和9年度から制度変更

- 3期制のうちの中期選抜では、第2志望まで出願可能。全日制については、第1志望に順位をつけ(第1順位、第2順位)、異なる志願先を2校又は2学科等まで出願可能。(全学科対象ただし普通科は通学区内のみ)



### (選抜方法)

- 報告書、学力検査の成績、面接(定時制で実施)の結果を資料として、総合的に判断し、合格者を決定。
- 全日制においては、第1志望第1順位希望者の中から募集人員の90%以内の合格者を決定。その上で、第1志望第1順位で合格範囲外の者と、他校の第1順位合格範囲外の第2順位希望者を合わせて合格者を決定。
- 第2志望は、第1志望優先でなお欠員がある場合、選抜を実施。

## 福岡県

### (入試制度の概要)

- 一定の学校(令和8年度:28校)を第2志望校として出願可能(総合学科・専門学科も対象)。
- 第1志望校への志願は学区の制限があるが、第2志望校は学区外への志願も可能。

### (選抜方法)

- 第1志望校において合格とならず、第2志望校に欠員が生じている場合に限り、第2志望校で選抜を実施。(第1志望校から第2志望校に学力検査の結果等を送付)
- 第2志望校では、学力検査の結果と調査書により総合的に選考を行い、合格者を決定。

# 本日御議論いただきたいポイント

- 高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）を踏まえ、今後、各都道府県において実行計画の策定・実行や基金を活用した先導拠点の創出など、高校の特色化・魅力化の促進が期待される中、スクール・ミッション、スクール・ポリシーを踏まえた多様な選抜の在り方について、どのような方法や留意事項が考えられるか
- 次期学習指導要領の改訂も見据えつつ、中学校と高校の円滑な学習の接続、進路選択や、多様な背景を有する生徒の個性・特性を踏まえた適切な評価を促進するため、どのような方向性や手法が考えられるか
- いわゆる単願制・併願制について、どのように考えるか。また、デジタル技術を活用した併願制について、メリットや課題をどのように捉え、仮に実施するとした場合、実施に当たってはどのような方法が考えられるか

# 參考資料

## グランドデザイン関連部分

高校入試においては、多様な背景を有する生徒の特性や、「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばし、多様な経験を生かした中学校までの生徒の学びの成果を評価する多面的な入試となるよう、改善が求められる。(p.7)

高校入試の在り方も含めた次期学習指導要領の実装を重視して、都道府県として目指すこれからの高校教育の在り方や国の支援を受けて推進する取組（高等専門学校への転換や機能強化等を含む。）などについて、総合教育会議や地方産業教育審議会等を活用し、高校生の声を含む幅広い意見、地域別就業構造の推計、人口の将来推計などを踏まえて検討することが必要である。(p.14)

# デジタル技術を活用した併願制について

## (受入保留アルゴリズム(DA)を用いた併願制に関する自治体ヒア概要)

- 第2志望校等に進学した生徒の学びへのモチベーションの低下などにより、学校及び学級経営が困難になる
- 全県共通の学力検査について、思考力、判断力、表現力を問う問題が減るなど、入試問題の内容に影響が生じることで中学校の学びに影響がある
- 受検生がどの学校でもよいので合格さえすればよいと考えることを助長する恐れがある
- 単一の尺度に基づき、上位から順に合格を決めていくことから、学力による学校の序列化が進行する
- 人気校や都市部の学校に受検生が集中することで、都市の周辺地域や中山間の学校を志望する受検生が減少し、地域の学校の低倍率化、定員割れが進む懸念がある
- 学校ごとに実施している面接検査や独自問題による検査等の採点基準を統一することが必要となるが、現実的に県内すべてで統一することは困難である
- 採点基準を統一する必要性から、各学校の特色、魅力に応じた選抜の実施が困難になり、学校の特色化、魅力化に逆行する恐れがある
- システムの構築に係る初期コスト、システム運用や定期的なシステムの改修によるランニングコスト等の費用負担が大きい

# 高校教育改革促進基金の公募概要

## 趣旨・目的

- ①アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、②理数系人材育成支援、③多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保の3類型に応じた改革先導拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を都道府県の域内の高等学校等に普及することが目的。
- 各都道府県における既存の取組の延長線上ではなく、「グランドデザイン」や都道府県の人材育成上の課題を踏まえた、新たな取組を企画立案いただくことを期待。

## 都道府県における検討・推進体制

- 人口動態、産業構造の変化を踏まえて、都道府県における人材育成上の課題を設定。
- 教育委員会のみならず、総合教育会議等を活用し、首長や関係部局等、地域の産業界や高等教育機関等も関わって事業を推進する体制を構築。

## 改革先導拠点の対象と件数

- 公立の高等学校等を対象とする。（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）
- 教育委員会が設置する機関（遠隔授業の配信拠点、実験・実習の拠点等）も対象とする。
- 各都道府県は各類型1拠点ずつ、合計3拠点を申請することとする。教育改革の目的内容等が異なる場合には、追加申請を可能とし、合計4拠点までの申請を可能とする。
- 改革先導拠点のいずれか1拠点において、必ず「高校と地域の連携・協働による学力向上・学習支援のための取組」を実施することを申請要件とする。

# 抜本的改革支援に関する事業のスケジュール

令和8年	2月13日	抜本的改革支援に係る公募開始【本公募】	<p>公募申請はいずれか1回のみ。 審査基準に基づく絶対評価で判定。</p>	
	2月27日	公募申請の第1回提出期限		
	3月下旬頃	第1回公募の採択発表 ※交付内定の後、改革先導拠点における各種事業に着手可能		
	〔 年度末まで	各都道府県において基金設置条例を制定		〕
	3月31日	公募申請の第2回提出期限		
	5月上旬頃	第2回公募の採択発表 ※交付内定の後、改革先導拠点における各種事業に着手可能		
	5月15日	公募申請の第3回提出期限		
	6月下旬頃	第3回公募の採択発表 ※交付内定の後、改革先導拠点における各種事業に着手可能		
	〔	採択結果等を踏まえ、予算の範囲内で追加公募を行う可能性あり (本公募の審査で採択に至らなかった計画等に係る追加公募を想定)		〕
	令和9年	各年度の進捗状況の確認や成果報告等については今後検討		
令和10年				
令和11年	3月末日	基金管理事業計画の終期 (終期の翌日以降の経費については支出不可)		

**令和7年度 産業イノベーション人材育成等に資する  
高等学校等教育改革促進事業 採択結果一覧（第2回申請期限まで）**

番号	都道府県名	改革先導拠点名	学科等	事業計画名	上限額	類型			学力向上 学習支援
						1	2	3	
1	富山県	富山県立魚津高等学校	全日制/普通科	理数系重視の入口から出口までの一体改革による質的転換で、理数系人材の裾野を広げ高みを目指す普通科高校を創出	12.2億円		○		
2	富山県	富山県立小杉高等学校	全日制/総合学科	柔軟な教育課程と学校外のリソースを活用し、ウェルビーイングな学びの場を創出	11.3億円			○	○ 「次世代ラーニング・ハブ」を拠点とした多層的学習支援
3	静岡県	静岡県立浜松工業高等学校	全日制/工業科	産業イノベーション人材育成に向けたスタートアップ教育の拠点形成	9.0億円	○			
4	静岡県	静岡県立沼津東高等学校	全日制/普通科・理数科	グローバルリーダーの育成に向けた学際的探究領域実践の拠点形成	14.9億円		○		
5	静岡県	静岡県立静岡中央高等学校	通信制・定時制/普通科	多様な学習機会の提供を通じた新しい学びへの転換拠点の形成	22.2億円			○	○ 遠隔配信授業×公営塾によるクロス支援プログラム
6	静岡県	静岡県立焼津水産高等学校	全日制/水産科	地域産業の生産性向上・高付加価値化に向けた即戦力人材の拠点形成	15.9億円	○			

※1 上限額は、今後の交付手続きにおいて、技術的観点からの確認・精査の後、減額することがある。

※2 類型1:アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援、類型2:理数系人材育成支援、類型3:多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保

※3 「学力向上・学習支援」欄に「○」がある拠点では、「学校と地域が連携・協働した学力向上・学習支援」と連携して事業を実施。

# 地域の課題を解決できる スタートアップ人材の育成

静岡県立浜松工業高等学校

全日制／工業科

## この改革が必要な背景

- ものづくり県・静岡の生産年齢人口が2040年までの20年で**22%減少**と見込まれる中、工業科の**地元就職率が約7割**と低く、若者層の県外転出者の**約4割が希望する職場がない**と回答する等、**地元に戻らない**ことが課題
- 企業等と連携しながら**地域経済をけん引する新たな力**を創出できる人材が必要

## 事業概要（学びの変化）

### 「技術力はあるが、それをどう社会に役立てるか」 の意識変革と実践的な学び

- ✓ 次世代に必要とされるAIやロボティクスに加え、リン・スタートアップ等の起業方法論を体系的に学習
- ✓ **生徒がチームごとに「仮想会社」を立ち上げ**、実社会で役立つ仕事の進め方・考え方等の実践的能力を習得

### 実践的な学びを単なる体験で終わらせず、大学入試やその先へ

- ✓ 生徒が開発した技術・アイデアは、**弁理士や研究者の助言**により特許・意匠出願、国際学会発表につなげ、就職・進学後に活かせる仕組みを構築
- ✓ 技術・アイデアを更に発展させるための大学探しや、事業化支援につなげるプログラムを実施
- ✓ 連携大学と、課題研究の成果を「**総合型選抜**」入試の**評価対象とする新たな高大接続モデル**を構築



### 地域企業の困りごとの解決策を製品化し販売する

- ✓ **地元企業等から持ち込まれた課題**に対し、**企業の現役技術者（技術エキスパート）の指導**の下、解決策を製品として形にする学び（産学官連携PBL）を継続的に実施
- ✓ **高度なデータ分析スキルを習得**し、市場ニーズや競合製品を徹底的に分析して製品化する手法を実践
- ✓ 完成した製品をテスト販売するために、校内にアンテナショップ・EC拠点機能を整備

### 校内ピッチイベントを開催し、ビジネス視点を評価

- ✓ 精巧な工作から「社会にインパクトを与えるビジネス案」にシフトさせるため、使う人や社会のニーズを重視し、生徒が自分のアイデアを発表し評価を受ける場（**校内ピッチイベント**）を開催
- ✓ 国語・情報・美術等の教科の枠を超え、ビジネスで必須の「**伝える技術（ストーリーテリング）**」や**生成AIを用いた資料作成手法**を習得



### <生徒による製品開発の流れ（例）>



【STEP1】  
身近な社会や企業の「困りごと」を見つける

【STEP2】  
アイデアを出し、解決の方向性を考える

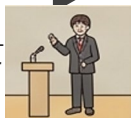
【STEP3】  
試作品をつくり、動かして確かめる



【STEP4】  
企業などに伝え、意見や評価をもらう



【STEP5】  
改善を重ね、成果として発表する（ピッチ）



### 高校生の 未来の姿 （指標の例）

研究テーマに関連する学部への総合型・学校推薦選抜による進学率

作成した試作品が、企業の本格的な製品化検討につながった件数

(R10)

60%

⇒

(R13)

80%

年5件

⇒

年10件



### 他校への 普及方策

- ・カリキュラムや評価システムのオープンソース化
- ・「地域ハブ」として施設・設備を域内他校生徒へ開放など

### 主な 連携機関

静岡大学、浜松市、スズキ(株)、浜松商工会議所(ほか)

# AIなどを使いこなせる

## 静岡県立焼津水産高等学校

# マリン・テック・マネージャーの育成

全日制／水産科

### この改革が必要な背景

- 静岡県の水産科の県内就職率が約7割、県外進学後のUターン就職率が約3割と低い中、日本有数の水産都市・焼津市では、AI等の最新技術の活用による生産性向上や高付加価値化を実現できる「**現場の変革者**」が必要
- 全国でも珍しい**養殖業の許可や、港からの海水を使える実習設備**を備える焼津水産高校の特性を最大限活用

### 事業概要（学びの変化）

#### 地域基幹産業である水産業の持続的な発展のために

- ✓ 水産業の発展に必須とされる「**持続可能な養殖**」に対し、本校が「**日本のモデル**」となることを目指す
- ✓ 具体的には、市場ニーズに合わせて魚の品種・量・時期を計画生産する**新しい養殖手法の実践**や、**農業高校と共同での飼料開発**（野菜収穫時の廃棄物等を活用）、海洋植物を用いたCO<sub>2</sub>削減を実践
- ✓ 全国の水産教育機関への普及に向け、取組を「標準カリキュラム」として体系化

#### 地元の水産業を担う即戦力人材の育成

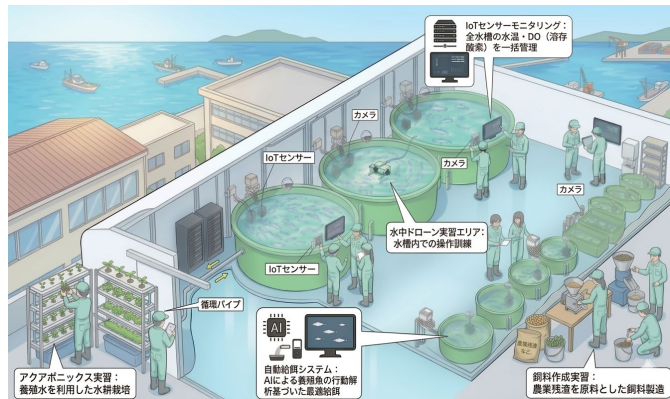
- ✓ 従来の「経験と勘」を脱却し、**養殖に関するデータ解析**や、農業高校と共同で、水産物加工時等の廃棄物を活用した農業肥料開発等を通じて、科学的な知見に基づき論理的に解決策を導き出す能力を育成
- ✓ **自動飼料供給システムとAIカメラの活用**により、体重推定、餌やり最適化、寄生虫発生等、**データに基づく生産を実践**

#### 「生産から食卓まで」地域密着型ビジネス教育

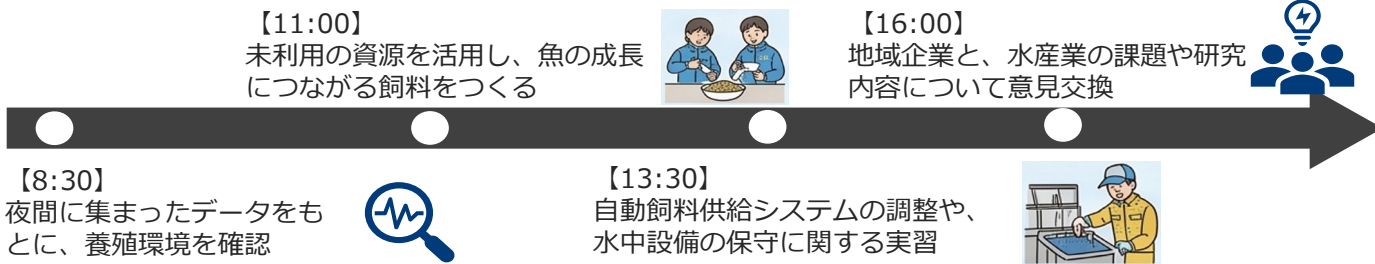
- ✓ 栽培漁業科に加え、海洋科学・食品科学・流通情報の複数学科併設を強みとして、**地元の大手加工食品企業や地元自治体と協力**し、地域産業活性化につながるビジネスモデルを構築
- ✓ 具体的には、**企業の専門家（技術管理エキスパート）の協力**を得ながら直売所での仕入れから販売促進、対面販売までの一連の体験を通じた学びにより、**消費者ニーズを捉えた「稼ぐ力」や、流通・販売までを俯瞰できるマネジメント能力**を育成



（臨海実習場における海水棟のイメージ）



### <生徒の1日の流れ（例）※栽培漁業科3年Aさん>



#### 高校生の未来の姿（指標の例）

卒業者のうち、漁業分野（養殖業含む）への就職内定者数

（現状）（R10）（R13）  
9人 ⇒ 15人 ⇒ 20人



#### 他校への普及方策

- ・環境保全と経済性を兼ね備えた生産標準モデルの普及
- ・地域向けイベントを通じた施設開放 など

#### 主な連携機関

はごろもフーズ(株)、地元漁協、焼津市、東海大学(ほか)

# 理数系人材の裾野を広げる 一気通貫の改革による質的転換

富山県立魚津高等学校

全日制／普通科

## この改革が必要な背景

- 2040年を見据えると、富山県でも**理系分野を担う人材の不足**が見込まれる中、富山県の令和6年度の大学文系学部進学割合が32.1%に対し、**大学理系学部進学割合は21.4%と低く**、理数教育の充実・普及が課題

## 事業概要（学びの変化）

### アプローチ1：全生徒の底上げ・資質開発

- 教育課程改革として、**文理分けを3年次に1年遅らせ**、全生徒が「理数探究基礎」・学校設定科目「サイエンス探究」を新たに履修（「総合的な探究の時間」を含め、**探究活動を6単位へ倍増**）
- 1・2年次の「理科」と「数学」では、日常生活とのつながりを意識した題材や、1人又は少人数での観察・実験をもとに、理数系科目の面白さを実感できる授業へと変革
- 探究的な学びについては、**大学教員や民間企業の専門家（エキスパート）などの協力**を得て、生成AIやデータサイエンスの講義やワークショップを実施して課題設定や観察・実験手法の検討を深めるとともに、課題研究発表会も含めた**少人数ゼミの実施**等により、全生徒が理数系の考え方に触れ、その力を伸ばせる学びを充実



### アプローチ2：理数系関心層・トップ層の伸長

- 理数系分野に秀でた生徒が受検しやすくできるよう、「理科」「数学」「英語」の配点に傾斜をかけた**理数系科目重視型の高校入試**導入へ
- 大学・民間とをつなぐSTEAMコーディネーター**や、**大学院生等の探究アシスタントを配置**し、整備した観察・実験機器等も活用しつつ、高度な探究活動ができる環境を構築
- 最先端の研究に触れ、進学の具体的なイメージを持たせるため、長期休業中に、**連携大学等へのインターンシップを実施**し、卒業に必要な単位に算入
- さらに、生徒個人の好奇心・探究心をより一層高められるよう「サイエンス部」を新設

（探究棟のイメージ）



## <生徒の1日の流れ（例）※普通科2年Aさん（文理分け前）>

【9:00】  
「数学Ⅱ」において、基礎・基本の定着を図る



【13:00】  
「総合的な探究の時間」において、大学院生から指導・助言を受ける  
※3コマ連続



【10:00】  
「化学」において、少人数グループで実験



【16:00】  
「サイエンス部」において、大学・民間企業の助言を受けながら研究活動

## 高校生の 未来の姿 （指標の例）

大学理系学部進学者割合  
(現状) (R10) (R13)  
49.3% ⇒ 55% ⇒ 65%



## 他校への 普及方策

- 授業・講義・教員研修の他校への公開
- 協力校等との協働学習や生徒主体の成果発表会

## 主な 連携機関

富山大学、富山県立大学、関係自治体、関係事業者団体 等

# 場所にとらわれない 新しい学びへの転換

静岡県立静岡中央高等学校

単位制による定時制（3部制）・通信制／普通科

## この改革が必要な背景

- 静岡県全日制・定時制の生徒数は、令和6年までの5年間で12.6%減少する中、**外国人7.0%増、不登校23.4%増、いじめ認知件数63.9%増**と多様なニーズが急増

⇒ 従来の学校の仕組みだけでは対応が難しい生徒が増加

## 事業概要（学びの変化）

### 探究の質を高め、地域資源を「地域まるごと学びの場」に転換

- ✓ **フィールドワーク**で見つけた**地域課題をもとに探究テーマを設定**。整備するファブラボ（試作品作成・検証・改善を行う探究活動の場）を拠点とし、学びに**試作・検証・改善のサイクルを導入**
- ✓ 課題設定・レビュー・実証には**自治体・企業・大学・NPO等が関与し、探究の質を高める**

### 放課後等で、探究・進路・学び直しの支援や対話による交流の場の構築（公営塾）

- ✓ **地域人材を活用**したワークショップ等も開催し、探究テーマの深掘りや学び直し等の学習支援・進路相談を実施
- ✓ 特に、**地元産業に着目した「静岡産業講座」の実施**など、生徒の興味・関心を引き出し

### 多様な背景や学習ニーズを持つ生徒が、在籍形態や居住地に関係なく学べる仕組みの構築

- ✓ 転籍・転学の柔軟化や学習履歴・支援記録の一元管理を行うとともに、進路・特別支援等の**コーディネート**による**伴走支援体制の確立**
- ✓ 複数校を対象とする**合同ディスカッション・合同発表等を組み込んだ遠隔授業**で、高度な科目や、多様な選択科目の選択肢を提供
- ✓ 複数校が同一プログラムで協働する**「総合的な探究の時間」の共同実施**
- ✓ オンラインの活用で、進学対策補講、特別講座も実施

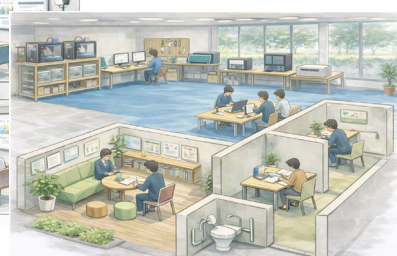
（遠隔教育配信ルームのイメージ）

※複数校同時配信対応の拠点



（ファブラボのイメージ）

※個別支援・交流等の拠点



### <例① 生徒の1日の流れ（定時制課程3年目のAさん）「通学型・伴走支援活用」>

【8:30】登校・ゼミ（LHR）出席

【13:00】「総合的な探究の時間」

※地域課題の解決に向け、ファブラボで試作品作成

【10:30】遠隔授業「数学C」

※高度な科目を選択履修

【18:00】対話・振り返り（公営塾）

※探究テーマについて民間専門家と意見交換

### <例② 生徒の1日の流れ（通信制課程2年目のBさん）「在宅型・遠隔学習活用」>

【9:00】遠隔によるレポートの個別指導

※英語「論理・表現Ⅱ」の添削結果の解説

【13:00】遠隔授業「物理」

【10:30】オンラインで「地理総合」のレポート作成・提出

【18:00】学び直し相談（公営塾）

※オンラインで個別支援の講座受講

高校生の  
未来の姿  
（指標の例）

生徒・保護者の「教育環境（選択肢の多さ）に対する満足度」

（現状） (R10) (R13)  
50% ⇒ 85% ⇒ 95%



他校への  
普及方策

- ・遠隔授業の受信校増 →R10:6校 ⇒ R13:10校（開講が難しい科目も受講できる学校を拡大）
- ・遠隔授業の配信コマ増→R10:週4コマ ⇒ R13:週12コマ（生徒の選択肢を広げるための授業配信を拡充）
- ・総合的な探究の時間の共同実施校 →R10:6校 ⇒ R13:25校

主な  
連携機関

県内外大学、中山間地域自治体、NPO法人 ほか

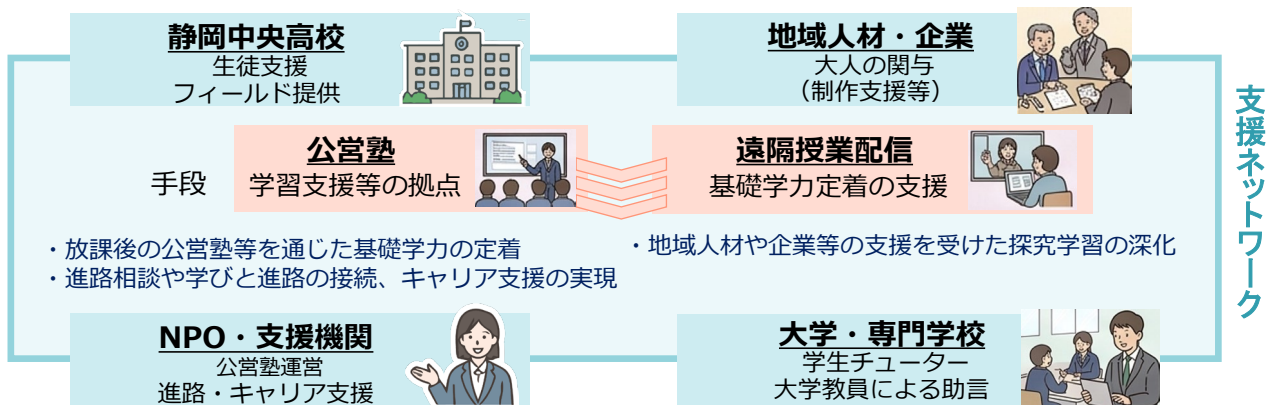
# 遠隔配信授業 × 公営塾 によるクロス支援プログラム

学校と地域が連携・協働した  
学力向上・学習支援の例

静岡県立静岡中央高等学校

単位制による定時制（3部制）・通信制／普通科

- ・ **大学や地域企業等と協力**して学習支援拠点を構築し、不登校、学習に課題のある生徒、外国にルーツのある生徒等に、生徒の学び直し・探究学習・キャリア形成を支援し、相対的に高い退学率を改善
- ・ 放課後や休日に、遠隔配信授業とも連携した**基礎学力定着**の支援や、地域人材をメンターとして配置し、**試作品作成も含めた探究学習の深化**を促すとともに、産業界と組んだ**静岡産業講座の実施や、進路・キャリア相談を実施**し、自己実現に向けた一体的支援を実施



## 高校生の 未来の姿 (指標の例)

- 遠隔授業、公営塾等の支援を受けた生徒の進路未決定者の割合
- 他校での公営塾（学習支援拠点）設置数（学習支援の普及）

(R10) 5%以下 ⇒ (R13) **2.5%**  
1校 ⇒ **3校**



## 通信制課程の教育課程の見直しについて（案）

○全日制・定時制・通信制のいずれの課程であっても、高校教育として共通に身に付けるべき資質・能力、すなわち**高校教育において確保されるべき「共通性」としては、社会・職業への円滑な移行に必要な力や自立した市民としてより良い社会の実現に主体的に参画する資質・能力等**が、最新の中央教育審議会高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（令和7年2月）において示されています。これは、次期学習指導要領の基盤となる考え方である「民主的で持続可能な社会の創り手」の育成という理念とも軌を一にするものです。

加えて、中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育の構築を目指して」（令和3年1月）においては、**令和の学校は学力の保障という学習機能にとどまらず、他者と関わりながら全人的に成長する社会的機能と、居場所・セーフティネットとして心身の健康を保障する教育福祉的機能を併せて担う存在**であることが改めて認識されています。

○一方、我が国の高等学校における通信制課程は、「**働きながら学ぶ青年に対し、教育の機会均等を保障する**」ことを目的として創設された制度であり（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和28年法律第238号））、対象であった**勤労青年は既に実社会のなかで働いているため、職場での人間関係や仕事を通じて社会性の涵養が図られることを前提**としていました。また、高校進学率が低い時代において、働きながらも学びたいという学習意欲の高い勤労青年を対象としていたため、社会的機能も教育福祉的機能もあまり必要とはされていませんでした。このため、通信制課程は、自学自習を基本とした添削指導や試験等の**学習機能に重点を置き、対面での関わりや協働的な学びの機会**は極めて限定的に制度設計されました。

○しかしながら、現在の通信制課程においては、勤労青年は少数となり、中学校卒業後そのまま進学する生徒が大半を占めており、とりわけ不登校等を経験した生徒の割合が増加しています。このような生徒にとっては、居場所やセーフティネットとしての機能に加え、対話を通して他者と関係を構築していく力や主体的に社会へ参画する資質・能力を身に付けていくための学びが不可欠です。

このように、通信制課程は、**制度創設時の前提や目的と現在の生徒の実態とが大きく乖離**している状況にあります。また、現在の高等学校学習指導要領解説（総則編）には「**通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等**」と明記されていますが、必ずしも十分に対応しきれていない実情が見られます。

○こうした状況を踏まえると、「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」を改正するとともに、通信制課程については、**従来の勤労青年向けの学習機能中心の制度設計を改め、社会的機能及び教育福祉機能を含めた高校教育制度として再構築**することが不可欠です。

また、次期学習指導要領の改訂においては、**不登校等を含む多様な生徒が通信制課程を通して、社会で生きていくために必要な資質・能力を確実に身に付けることができるよう、以下の点について見直しを行う必要がある**と考えます。

### 1 学校設定教科・科目の添削指導回数・面接指導単位時間数の見直し

学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上確保した上で、各学校で設定することとなっており、添削指導 1 回・面接指導 1 単位時間と設定することも可能となっています。

しかし、他の教科・科目では、科目の内容・性質に応じて、知識・技能の習得に重きがある科目（国語、数学、社会、外国語等）では添削指導が 3 回以上と設定され、実技・実験等に重きがある科目（体育、理科、外国語等）では面接指導が 4 単位時間又は 5 単位時間以上と設定されているが、添削指導 1 回・面接指導 1 単位時間との設定を許容する教科・科目は存在していません。

そのため、これからの時代に必要な資質・能力を適切に育ていくために、学習指導要領の改訂において、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1 新単位につき、それぞれ 1 回以上及び 1 単位時間以上確保した上で、学校設定教科・科目の性質・内容に応じて、例えば添削指導 3 回以上又は面接指導 4 単位時間以上のいずれかを満たす形で各学校で設定するものへと見直す必要があると考えます。

### 2 「総合的な探究の時間」の添削指導・面接指導等の在り方の見直し

総合的な探究の時間においては、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力の育成を目指し、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じた探究課題を設定し、その解決に向けた様々な学習活動を展開していく必要があります。他方で、通信制課程では、総合的な探究の時間の面接指導及び添削指導の時間数・回数について、1 単位につき、面接指導 1 単位時間・添削指導 1 回にとどまっており、総合的な探究の時間で期待されている学習活動を展開していくために十分な学習の量と質が担保されているとは言い難いのが現状です。総合的な探究の時間の質の担保や向上を図るには、教員等による伴走支援が不可欠であるものの、現状の学習指導要領ではそのような設計にはなっていません。

そのため、これからの時代に必要な資質・能力を適切に育ていくために、学習指導要領の改訂において、「総合的な探究の時間」の実施にあたって「伴走」の視点を明確化するとともに生徒の探究における学びの質と量を担保できる時間・回数の確保が必要であると考えます。具体的には、「総合的な探究の時間」の実施にあたっては、添削指導・面接指導に加えて、1 新単位につき 6 回以上の「伴走指導」の時間を設ける、もしくは新たに「伴走指導」を設けることが難しくければ、「伴走指導」に相当する機能を有する面接指導又は添削指導の時間・回数を追加する必要があると考えます。

### 3 「特別活動」の在り方の見直し

全日制・定時制では、特別活動（うちホームルーム活動）は年間 3 5 単位時間以上（＝卒業までに 1 0 5 単位時間以上）とされている一方で、通信制では、特別活動（ホームルーム活動含む）は卒業までに 3 0 単位時間以上とされていて、3 倍以上の開きがあります（なお、特別活動は、レポート、スクーリング、試験といった概念はなく、全日制・定時制と同様のものであり、通信制唯一の履修主義型の活動になります）。さらに、特別活動は「メディア減免」の対象にもなっているため、通信制の多くは 1 0 分の 6、場合によっては 1 0 分の 8 の減免を行い、少なれば卒業までに 6 単位時間しかなされていない学校も存在するのが実情です。

勤労青年が多かった時代の通信制課程であればさておき、現在はそうではなく、むしろ中学校卒業後もない生徒がほとんどである上、キャリア教育の重要性が強調されるこの時代において、上記のような運用が看過されているのはあまりに特別活動を軽視するものと言わざるを得ません。多様な生徒が学ぶ通信制課程においてこそ、人間としての在り方生き方を考えるとともに、その中で自らのキャリアやこれからの学びや生き方を見通していくことが重要であることは明らかですので、通信制課程における特別活動を充実させていく観点から、①総合的な探究の時間と同様に特別活動を「メディア減免」の対象から除外するとともに、②通信制課程においても特別活動の卒業までの必要時間数を全日制・定時制と同様（105単位時間以上）としつつ、現行制度からの変更に伴う緩和措置として、③対面指導が必要な時間数を増やすことなく（卒業までに30単位時間以上）、残りの時間数については同時双方向型のオンラインによる指導や定期的な伴走支援等を認めることも必要と考えます。

#### 4 教育課程の特例となっている「多様なメディア利用による学習」の見直し

学習指導要領における「通信制の課程における教育課程の特例」のなかで認められている、『学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われるラジオ放送、テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、各メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。』という特例は、特別活動及び面接指導という貴重な協働的な学び（対話的で深い学び）の時間を大きく減らしてしまう特例となっています。前述したように特別活動に対する減免は除外するとしてうえて、貴重な面接指導の時間においても、これだけの特例としての免除がどれほど必要なのでしょう。メディア利用が当たり前となり、メディア利用を促進するインセンティブとしての本特例の意味合いは薄れたなか、ラジオ放送やテレビ放送といった一方向性のメディアの時代ではないこと、また一人一台端末や双方向性を担保するデジタル学習基盤が整ってきたという現代社会の実情等を鑑み、メディア減免という特例自体の撤廃、もしくは①メディア利用で特例的に免除できる「10分の6」と「10分の8」という時間数の抜本的な見直し（例えば、「10分の2」と「10分の3」など）及び、②「複数のメディアの利用による減免」の際には、必ず1つは同時双方向型オンラインといった「協働的な学び（対話的な学び）」を担保するメディアの利用を条件とするといった生徒たちの学びの質を保証できる特例の在り方に改善することが必要かと考えます。また、③メディア減免という特例を適応できる「特別な事情のある生徒」をより精緻に定義し、「複数のメディアの利用による減免」だけではなく、メディア減免一般を適用する場合に必要な条件とし、本当に必要な生徒にのみメディア減免が使われるように見直すとともに、④メディア減免を適用する場合には、特別な事情を抱える当該生徒に対して、計画的・継続的な指導・支援がなされるための個別の指導計画の策定を行うこともメディア減免を適用する際の条件とする必要があると考えます。

## 5 単位制の柔軟化に伴う添削指導・面接指導の回数・時間数の制度設計

学習指導要領においては、例えば、「国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目」の面接指導は、1 単位につき、1 単位時間（50 分相当）が標準とされています。今般、高校全体として単位数の細分化（74 単位→148 新単位）が検討されているところ、その変更に伴って、面接指導の標準単位時間数についても同様に細分化してしまえば、1 新単位につき 0.5 単位時間（25 分相当）が標準となってしまいます。しかしながら、0.5 単位時間（25 分相当）の間に実施できる教育指導は非常に限られてしまうのであり、面接指導として実施する意味のあるまとまりを保っていないと言わざるを得ません。そして、このことは添削指導についても同様に当てはまります。

したがって、今般の高校全体としての単位数の細分化を行ったとしても、面接指導・添削指導を実施する教育上意味のあるまとまりを維持する観点から、面接指導の 1 単位時間や添削指導の回数は安易に半減すべきではないと考えます。具体的には、単位の細分化に伴い新 1 単位あたりの面接指導が 0.5 単位時間（25 分相当）や添削指導が 0.5 回といった端数となる場合には、これらを切り上げ、1 単位時間（50 分相当）の面接指導及び 1 回の添削指導とすべきであると考えます。

## 6 通信制の課程における教育課程の特例の位置づけの見直し

勤労青年へ高校教育の機会を提供するという趣旨で創設された通信制課程は、元々の制度趣旨と大きく異なる意図や対象生徒に運用される実態が広がり続けているなかで、「通信制の課程の学習の量と質は全日制・定時制の課程の学習の量と質と同等である」とは言えない現状となっています。こうした実情を是正・改善しながら、学習指導要領の改訂の方向性として示されている「主体的・対話的で深い学び」を確実に実装し、「自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手」として必要な資質・能力を育成するために必要な時間数・回数等を担保し通信制の質を維持・向上を図る必要があります。また、少子化の進行にもかかわらず増加を続ける通信制高校の状況を考えれば、通信制高校においても各学校のスクールミッション及びスクールポリシーに基づき、柔軟な教育課程を編成し、各学校の特色化を図るとともにカリキュラム・マネジメントを充実させていく必要があります。

こうした状況を踏まえれば、学習指導要領第 1 章総則第 2 款 5 に規定する「通信制の課程における教育課程の特例」において、まずもって①通信制課程における面接指導、添削指導、メディアを利用した学習及び試験については、全日制課程及び定時制課程における学習の量及び質と実質的に同等であることについて教育的に合理的な説明が可能な範囲において、各学校のスクールミッション及びスクールポリシーに基づき、主体的かつ柔軟に設定されるべきものであると明確に位置付けるとともに、②面接指導の時間数及び添削指導の回数については、これを標準的な水準として固定的に捉えるのではなく、教育の質を損なわないことについて合理的な説明が可能な範囲において柔軟な運用を許容しつつ、特に特別な事情を抱える生徒の学習機会を保障する観点から設定される「最低基準」又は「下限」として明確に再定義すべきである。

あわせて、各学校は、当該配分が同等の学習成果を担保し得るものであることについて、具体的な根拠に基づき説明責任を果たすことを求めるものとし、単なる形式的な時間数・回数の充足にとどまらない、実質的な教育の質の確保を運用上も担保できる仕組み（各学校の運用について合理的な説明が可能な範囲内といえるかどうかは、所轄庁において毎年度評価することで質の保証を図る等の仕組み）を構築する必要があると考えます。

## 【参考】通信制高校の教育の質の確保・向上に向けたその他の取組について（案）

### 1. 法令上義務付けられている情報公開状況の把握と共有

○ 通信制高校は、その教育活動に関する状況について情報公開をする義務を負うことが明確化されているにもかかわらず、依然として情報公開ができていない学校が多くある。特にサテライト施設ごとに教育活動等の情報を公開できている学校は少ない。

○ そのため、まずもって法令上義務付けられている情報公開が徹底されるよう、文科省としても各学校の情報公開の実施状況を把握・共有すべきではないか。そのうえで、情報公開がなされていない場合には、下記2の是正措置等を講じていくべきではないか。また公開情報の検索・閲覧・比較等を生徒・保護者・教職員・所轄庁等の関係者が容易に行えるように、公開情報を通信制高校プラットフォームなどに集約できるような仕組みを構築することも検討すべきではないか。

○ また、これらの情報公開義務を徹底していく観点から、点検調査の実施方法については、対象校が年に数十校に限定されている実地調査のみによるのではなく、①通信制高校及びそのサテライト施設の全校・全施設に対して、情報公開すべき内容が公開されているか否かの書面調査を実施するとともに、②書面調査の結果として情報公開が実施されていない学校や法令違反の疑いが見受けられる学校等を中心としてオンラインでの聞き取り調査もしくは実地調査を行うものとしていくべきではないか。

### 2. 法令違反等が発覚した場合の是正措置等の明確化・厳格化

○ 現行制度上、私学助成の減額措置を採ることができるものの、実際に適用されたケースは収容定員を超過して生徒を入学させた場合のみにとどまっており、活用されていないと聞く。そのため、通信教育実施計画の作成・公表ができていないケース、サテライト施設ごとの定員、教職員数等の情報公開していないケースなど、収容定員超過に限らず法令違反が見られる場合には、私学助成の減額措置・停止がなされ得る旨を改めて周知して、実効的な運用を図っていくべきではないか。

○ また、法令違反に対しては断固とした是正措置を所轄庁が採ることができるよう、サテライト施設ごとの教育活動が分かるように作成される通信教育実施計画が作成・公表されていなかったり、当該施設に関する情報公開が徹底されていなかったりするなどの法令違反が見受けられる場合には、文科省及び所轄庁において、行政指導を行うにとどまらず、行政処分として、法令違反を改善すべき旨の措置命令（景品表示法7条参照）を行うことができるよう、所要の法的整備を進めていくべきではないか。併せて、措置命令の運用に際しては、国民への適切な情報提供や正しい情報に基づく高校選択に資するよう、措置命令の内容を公表していくことを前提に検討を進めていくべきではないか。

○ これらの措置命令にもかかわらず、法令違反が改善されない場合には、所轄庁が、学校閉鎖命令（学教法13条1項）の一部適用として、当該サテライト施設との連携協力を解除する旨の命令（又は当該サテライト施設における次年度以降の募集停止の命令）を学校に発出できる旨を明確化し、文科省から周知・徹底すべきではないか。

○ また、現行の景品表示法上であっても、例えば、サテライト施設であるにもかかわらず、高校卒業資格を取得できる高等学校そのものであるかのように表示するなど、生徒募集に当たって優良誤認表示・有利誤認表示等の不当な広告表示が認められる場合には、消費者庁長官による措置命令の対象になり得るはずであるにもかかわらず、そのような権限行使は行われていないと聞く。生徒及び保護者が正し

い情報に基づき高校選択を行うことができるよう、不当な広告表示に対しては是正措置を講じていくべきである。そのため、文科省及び消費者庁は、通信制高校及びそのサテライト施設が行う生徒募集の際の表示に関して、不当な表示による誤認を防ぎ、排除していくことができるよう、措置命令の対象になり得る不当な表示の事例やリストを整理して周知を徹底していくとともに、通信制高校及びそのサテライト施設の特異性を踏まえた措置命令の権限行使に関する運用フローを明確化していくべきではないか。

### **3. 法令違反等が発覚した場合の通報窓口の明確化と質保証に向けた研修の徹底**

- 通信制高校が法令やガイドライン等に違反していると疑われる場合に、当該高校の教職員、保護者、生徒等が内部告発や通報をすることができるよう（また法令違反等への抑止力を働かせるために）、通報窓口を明確化して周知徹底を図るべきではないか。
- また、通信制の質の担保に向けて関係者が当事者意識を持って取り組んでいけるように通信制高校の教員、管理職、所轄庁向けの研修をそれぞれ充実させ継続的に実施していくべきではないか。